



豊かな自然と 人のつながりで 持続可能な未来を「うみ」だそう

宇美町 地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)



河原谷の大つらら(通称:冬の難所ヶ滝)

令和7年3月

宇美町

豊かな自然と 人のつながりで 持続可能な未来を「うみ」だそう

私たちの宇美町は、おおよそ6割を豊かな森林が占めており、美しい自然環境に恵まれた地域であり、その環境を次世代に引き継ぐことは私たちの重要な使命です。地球温暖化は、私たちの生活や地域社会に深刻な影響を及ぼす問題であり、これに対処するためには、地域全体での取組が不可欠です。

気候変動をめぐる問題については、地球温暖化の影響と考えられる自然災害が深刻化し、町民の生命・財産を脅かすリスクが高まる一方で、脱炭素に向けた世界的な動きが加速し、国内においても「2050年カーボンニュートラル宣言」を皮切りに、気候変動に関わる各種法令の改正や計画の改定がなされるなどの取組が急速に拡大しています。

その様なことから宇美町では、令和4(2022)年6月に「ゼロカーボンシティうみ」を宣言し、地域全体で脱炭素社会の実現を目指すとともに、環境負荷の少ないまちを次世代につなぐため、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す表明をいたしました。

今回策定した「宇美町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」は、「ゼロカーボンシティうみ」に基づき、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けて気候変動問題に対する施策の総合的かつ効率的な推進を図るための計画であり、私たち一人ひとりの生活スタイルや行動が地球規模の気候変動問題の解決に直結していることを認識しながら、温暖化の大きな原因である二酸化炭素の排出を削減し、計画の着実な推進に取り組んでまいります。

今後、計画に掲げました「豊かな自然と 人のつながりで 持続可能な未来を「うみ」だそう」の将来像を実現させるため、行政だけでなく町民や事業者の皆様と一緒に、日常生活や日々の活動と連携して脱炭素に向け、ともに行動していきたいと思います。

最後に、本計画の策定にあたりアンケート調査にご協力いただきましたすべての皆様、ご尽力を賜りました「宇美町地球温暖化対策実行計画協議会」の各委員の皆様に心からお礼申し上げます。

令和7(2025)年3月

宇美町長 安川茂伸



目次

第1章 計画策定の背景

1-1	気候変動の影響.....	01
1-2	地球温暖化対策を巡る国内外の動向	02
1-3	宇美町の取組	05

第2章 計画の基本的事項

2-1	計画の位置づけ	07
2-2	計画期間	08
2-3	計画の対象	08

第3章 宇美町の地域特性

3-1	地域の概況	10
3-2	土地利用状況	11
3-3	人口	13
3-4	気象状況	14
3-5	産業	18
3-6	交通	20
3-7	廃棄物処理状況	22
3-8	下水道整備状況	23
3-9	再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル.....	24
3-10	地球温暖化に関する意識（町民・事業者意識調査結果）	32

第4章 温室効果ガス排出量の現況把握と将来推計

4-1	温室効果ガス排出量の現況	38
4-2	温室効果ガス排出量の将来推計.....	40

第5章 将来像と計画の目標

5-1	将来像と計画の目標	48
5-2	地域課題同時解決の考え方	49
5-3	温室効果ガス削減目標	50
5-4	再生可能エネルギー導入目標	51

第6章 目標達成に向けた施策

6-1	施策の体系図	52
6-2	施策の推進	53

第7章 計画の推進体制・進捗管理

7-1	推進体制	67
7-2	計画の進捗管理	68

資料編

資料編	69
1 宇美町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)協議会設置について	69
2 宇美町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定経過	69
3 二酸化炭素排出量の算定方法	70
4 気候変動の将来予測及び影響評価	72
5 用語集	76

【本計画の図表について】

- ・各図表においては、端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。
- ・脚注は「※」で示しています。



第 | 章 計画策定の背景

第一
章

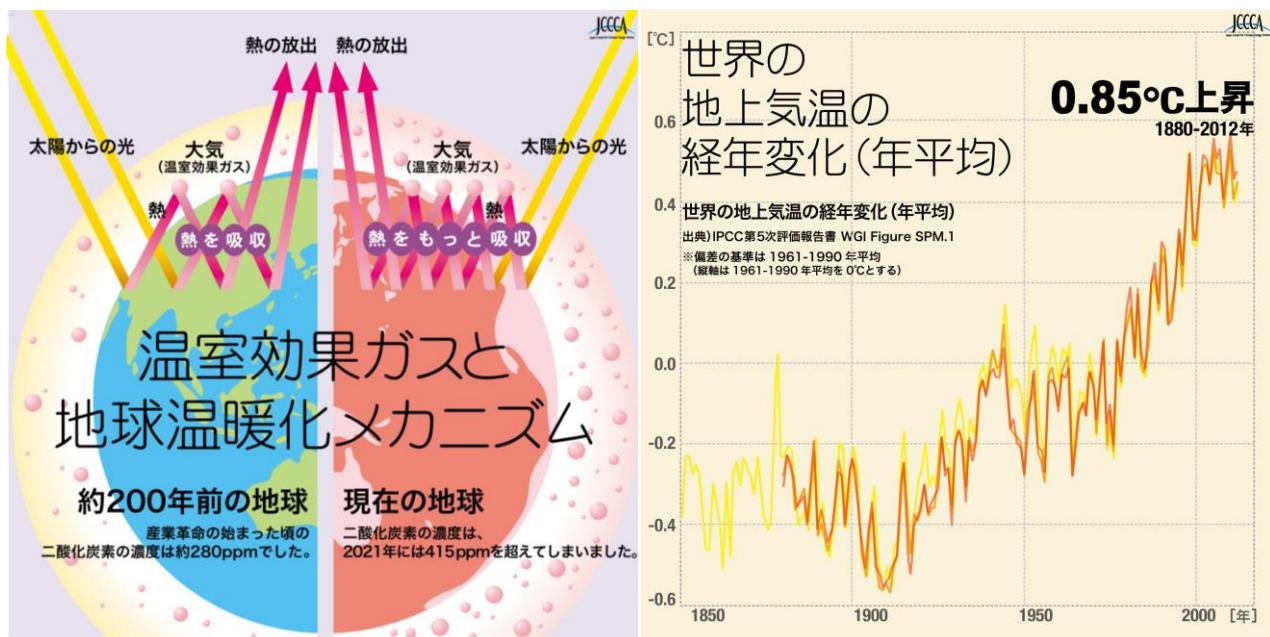
計画策定の背景

|-| 気候変動の影響

人間活動等に起因して大気中に放出される温室効果ガスによって地球が暖められる現象を「地球温暖化」といいます。

近年、地球温暖化に伴う影響で異常気象や雪氷の融解、海面水位の上昇が世界的に観測されています。IPCC(国連気候変動に関する政府間パネル)が令和3(2021)年8月に発行した第6次評価報告書第1作業部会報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と述べられ、将来の影響予測として、世界平均気温は少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続けることが予測されています。

気候変動の影響は、降水量や海面水位の変化、生態系の喪失といった自然界における影響だけでなく、インフラや食料不足、水不足など人間社会を含めて深刻な影響が想定されています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

図 |-| 地球温暖化の仕組みと世界の地上気温の経年変化

本町においても、近年、集中豪雨のような過去にない自然災害が発生しています。

平成15(2003)年7月には、梅雨前線豪雨により土砂流や土砂崩れが発生し、四王寺(しおうじ)山付近では道路が数か所にわたって陥没しました。さらに、宇美川が氾濫し、全壊3棟、半壊9棟、床上・床下浸水併せて177棟に被害がありました。

令和3(2021)年8月にも豪雨により、ひばりが丘団地の道路法面災害が発生しました。

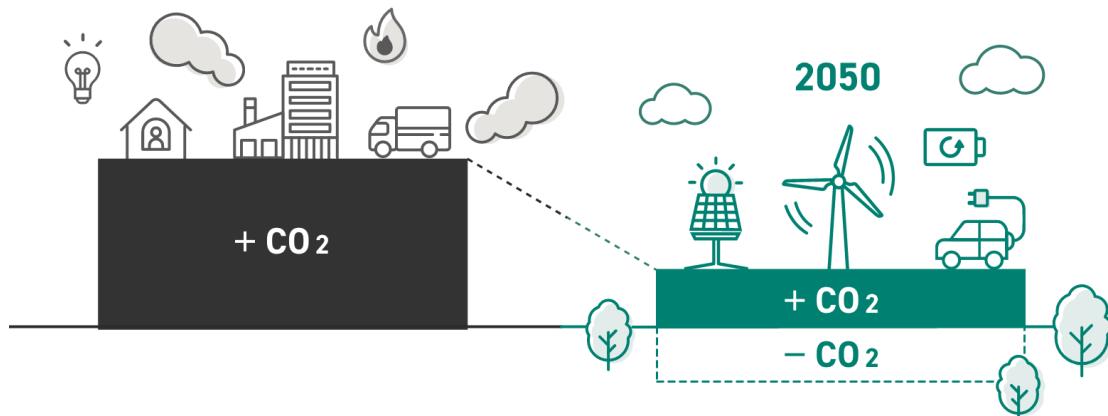
I-2 地球温暖化対策を巡る国内外の動向

(1) 国際的な動向

平成27(2015)年に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、京都議定書以降初めて、法的拘束力のあるパリ協定が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられています。

また、平成30(2018)年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇について、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、世界の二酸化炭素の排出量を「2030年までに2010年比で約45%削減」し、「2050年頃には正味ゼロ」とすることが必要であると示されています。

こうした状況を踏まえ、世界各国でカーボンニュートラル実現に向けた取組が進められています。



出典: 脱炭素ポータル

図I-2 カーボンニュートラルのイメージ

平成27(2015)年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、17の目標と169のターゲットからなる「SDGs(持続可能な開発目標)」が掲げられています。これは先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、国だけでなく地方公共団体、住民、事業者等全ての個人、団体が取組主体となっています。

17の目標は、経済、社会、環境の三側面を含むものであり、相互に関連しているため、統合的な解決が求められています。気候変動対策や再生可能エネルギーの拡大、森林保全等、地球温暖化対策をはじめとする環境問題の解決と同時に、社会面、経済面の統合的向上を図る必要があります。



出典：国連広報センター

図1-3 SDGs 17の目標

(2) 国内の動向

国内では、内閣総理大臣が令和2(2020)年10月の所信表明において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

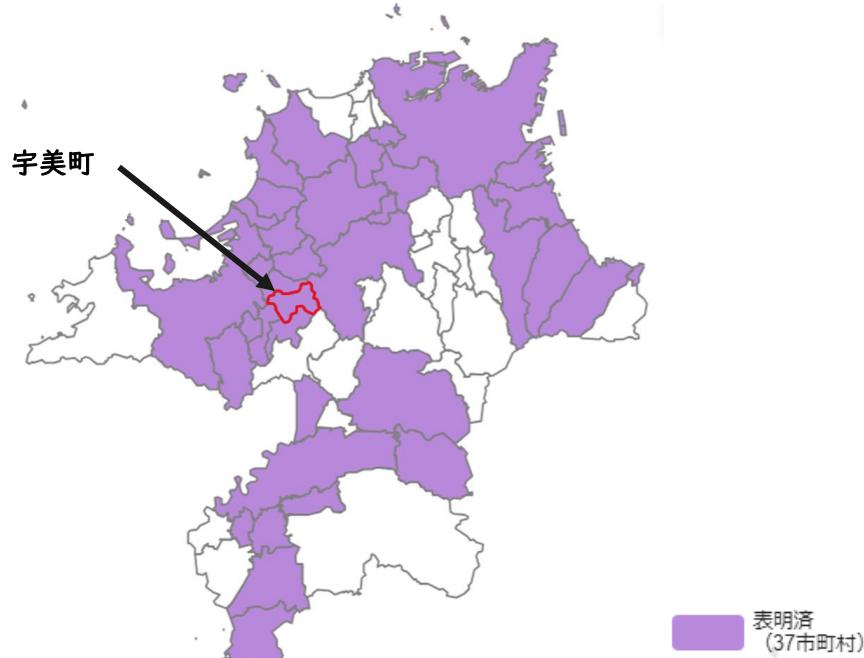
令和3(2021)年4月には、地球温暖化対策推進本部及び気候サミットにおいて、「2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」旨が公表され、同年6月に地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)が改正されました。

同法は、令和6(2024)年6月にも改正され、地域共生型再エネの導入促進に向けた地域脱炭素化促進事業制度が拡充されるなど、令和32(2050)年までの脱炭素社会の実現を見据え、地球温暖化対策の推進を図っています。

また、令和5(2023)年5月には、GX(グリーントランスフォーメーション)を通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するため、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律が施行されました。

こうした国内外の潮流を受け、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す旨を表明する地方公共団体は増加し、全国各地で脱炭素化に向けた取組が進められています。

令和6(2024)年9月末現在、全国1,122自治体、福岡県内では、37自治体が「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明している状況です。



出典：環境省

図1-4 福岡県内におけるゼロカーボンシティ表明状況

脱炭素化に向けた取組が進められる一方で、地球温暖化の影響は現在も顕在化しており、観測記録を更新するような異常気象が私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。異常気象は、今後も頻繁に発生し、深刻化することが懸念されており、変化する気候のもとで影響を最小限に抑える「適応」が不可欠になります。

日本では、国全体が気候変動の影響を回避し低減することを目的として「気候変動適応法」を平成30(2018)年に制定し、令和6(2024)年4月には熱中症対策強化のため、改正気候変動適応法が施行されました。各地域が自然や社会経済の状況に合わせて適応策を実施することが盛り込まれています。将来の気候変動の影響に備えるため、各自治体が気候変動適応法に従って地域気候変動適応計画を策定しています。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

図1-5 地球温暖化と適応策、緩和策の関係

(3) 福岡県の取組

福岡県は、平成29(2017)年3月に「福岡県地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化対策を総合的・計画的に推進してきましたが、昨今の国内外の社会情勢の変化などに対応するため、令和4(2022)年3月に、「福岡県地球温暖化対策実行計画(第2次)」に改定しました。

当計画では、中期目標として令和12(2030)年度における福岡県の温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で46%削減、長期目標として令和32(2050)年度に福岡県の温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すとし、気候変動の影響に適応するための施策についてもまとめています。

また、令和元(2019)年8月には、「気候変動適応法」に基づき、気候変動に関する情報の収集・発信拠点となる「福岡県気候変動適応センター」を福岡県保健環境研究所に設置しました。

当センターでは、福岡管区気象台や国立環境研究所と連携して、本県の地域特性に応じた気候変動の予測やその影響、適応に関する情報を収集・整理・分析し、自然災害や健康、農林水産業などの分野別に取りまとめて発信することで、市町村・事業者・県民といった各主体による適応の取組を支援しています。

I-3 宇美町の取組

本町では平成31(2019)年2月に、宇美町役場自らの事務・事業において、職員が地球温暖化対策を率先して実行するための行動指針として、「宇美町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定しました。

また、令和4(2022)年6月には、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを自治体として目指す「ゼロカーボンシティうみ」を宣言しました。

この度、脱炭素社会実現に向けた基本方針や具体的な目標を定めるとともに、気候変動による影響に対応するため、「宇美町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定します。



「ゼロカーボンシティうみ」宣言

近年、地球温暖化による気候変動は、猛暑や集中豪雨等を招き、私たちの生活に深刻な影響を及ぼしています。

2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命以前と比較して世界の平均気温上昇幅を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。その後、2018年に公表されたIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書では「気温上昇幅を2度より低い1.5度に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とあると示されました。この実現に向けて世界が取組を進めており、2020年10月、日本政府も2050年までに、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しました。

宇美町は、面積の約6割を森林が占めており、私たちは、県立自然公園内にある四王寺県民の森や一本松公園、宇美町の象徴ともいえる宇美八幡宮の樹齢約2,000年の国指定天然記念物の樟の巨木など、豊かな自然の恵みを受けながら生活してきました。

そのような中で、宇美町は、2020年10月に町制施行100周年を迎える、次の100年に向けてすでに歩み始めており、特に地球環境に配慮した持続可能なまちづくりに取り組み、自然豊かな環境を次の世代に引き継いでいくために、町民や地域、事業者の皆様と一体となって、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティうみ」を宣言します。

令和4年6月3日

宇美町長 安川茂伸

図1-6 「ゼロカーボンシティうみ」宣言



第2章 計画の基本的事項

2-1 計画の位置づけ

第2章

計画の基本的事項

本計画は、温対法第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として策定するものであり、上位計画である「第7次宇美町総合計画」を地球温暖化対策の側面から補完します。

また、国の「地球温暖化対策計画」（令和3（2021）年10月閣議決定）、県の「福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）」と整合を図るとともに、府内関連計画である「宇美町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、「宇美町都市計画マスタープラン」等と整合を図り推進します。

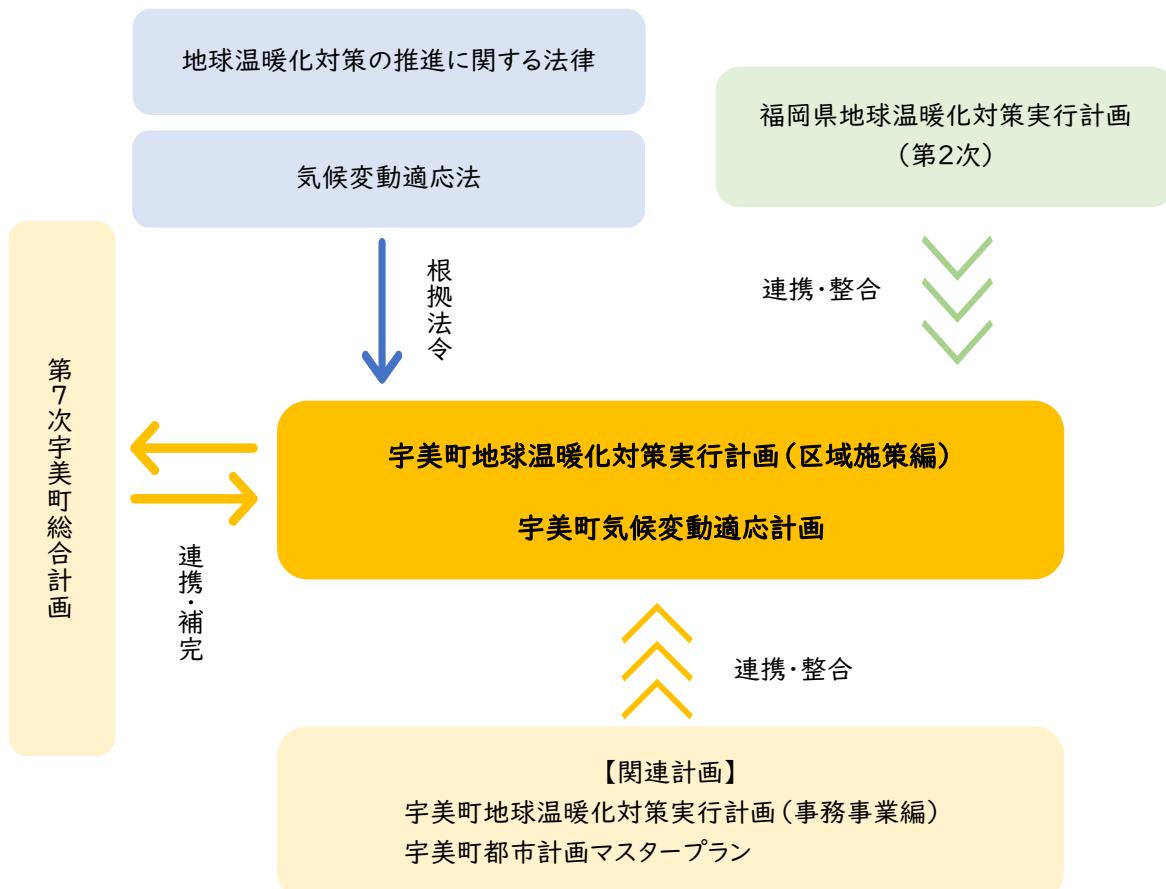


図2-1 計画の位置づけ

2-2 計画期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6年間とします。
基準年度は、国の「地球温暖化対策計画」、県の「福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）」を踏まえ、平成25（2013）年度、目標年度は中期目標を令和12（2030）年度、長期目標を令和32（2050）年度とします。
なお、計画期間中にあっても、社会情勢の変化や計画の推進状況に応じて数年ごとに見直しを図ります。

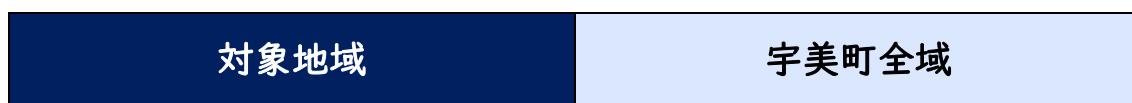


図2-2 計画期間

2-3 計画の対象

（1）対象とする範囲

宇美町全域を対象とします。町、町民、町内事業者が一丸となって脱炭素社会の実現を目指します。



（2）対象とする温室効果ガス

温対法に定められている7種の温室効果ガスのうち、温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素（CO₂）を対象とします。その他の温室効果ガスのメタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）については、把握が困難であることから算定対象外とします。



（3）対象とする温室効果ガス排出部門

環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」により、「特に把握が望まれる」とされている部門を対象とします。

表2-1 本計画における温室効果ガス排出量の推計対象

部門・分野	
産業部門※1	製造業
	建設業・鉱業
	農林水産業
業務その他部門※2	
家庭部門※3	
運輸部門※4	自動車(旅客)
	自動車(貨物)
廃棄物分野(焼却処分)※5	一般廃棄物

※1…製造業、建設業、鉱業、農林水産業におけるエネルギー消費に伴う排出

※2…事業所・ビル、商業・サービス施設等のエネルギー消費に伴う排出

※3…家庭におけるエネルギー消費に伴う排出

※4…自動車、船舶、航空機、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出

※5…廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出



第3章 宇美町の地域特性

3-1 地域の概況

本町は、福岡都市圏に属する糟屋郡の町で、西は大野城市と福岡市、北西は志免町、北は須恵町、東は飯塚市、南は太宰府市と筑紫野市にそれぞれ隣接しています。

町域は東西9.2km、南北4.6km、総面積30.21km²で、地勢を見ると、東部は砥石山（といしやま）（828m）、三郡山（さんぐんざん）（936m）、頭巾山（とっきんざん）（901m）、仏頂山（ぶっちょうざん）（868m）などの三郡山系と、南部は四王寺山塊の大城山（おおきやま）（410m）に囲まれており、町の面積のおよそ6割を豊かな森林が占めています。



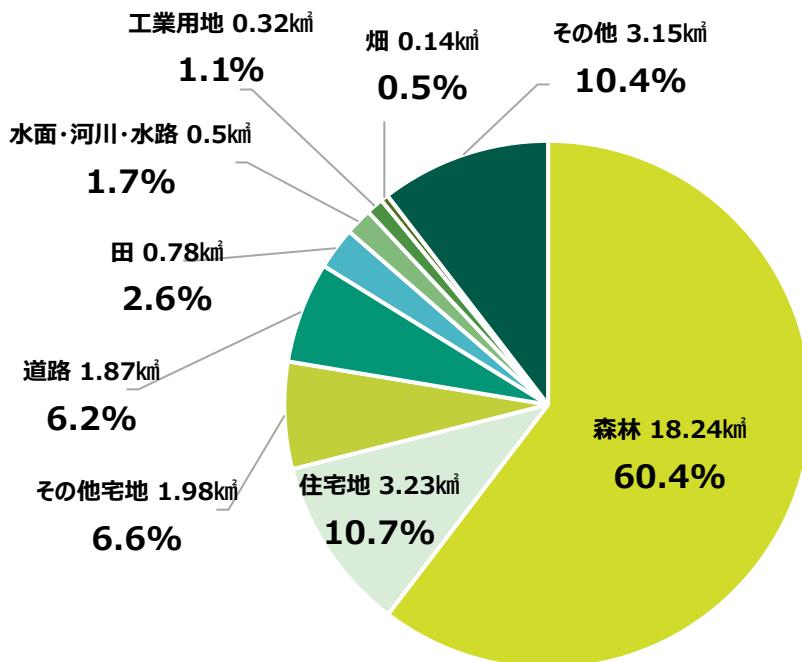
出典：宇美町資料

図3-1 宇美町位置図

3-2 土地利用状況

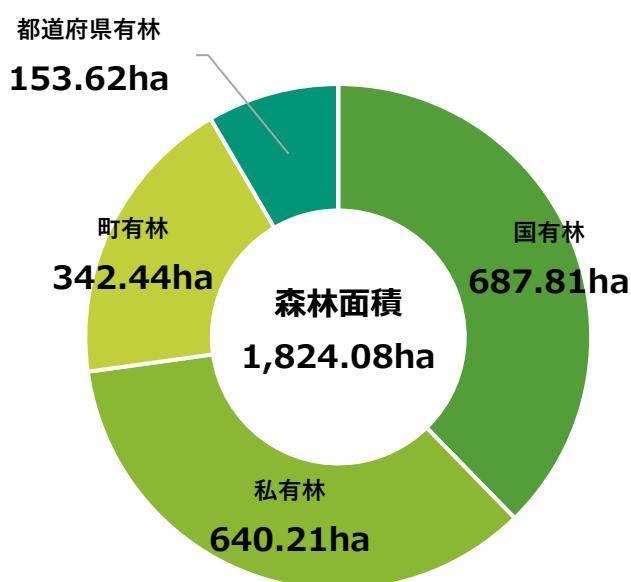
本町の総面積30.21km²のうち、森林が18.24km²で60.4%と最も高い割合を占めています。次いで、住宅地が3.23km²で10.7%、以降はその他宅地、道路と続きます。

また、本町の森林面積のうち、国有林が687.81haと最も多く、次いで、私有林が640.21haとなっています。特に、私有林の所有山はそれぞれが小規模であり、管理が難しく、山林の荒廃に繋がると考えられています。



令和4年度福岡県土地利用動向調査を基に作成

図3-2 土地種別割合



宇美町資料を基に作成

図3-3 森林面積割合

耕作地面積については、年々減少傾向にあります。減少の原因としては、農業者の高齢化や農地の住宅化、費用高騰等による農業所得の減少などが考えられます。

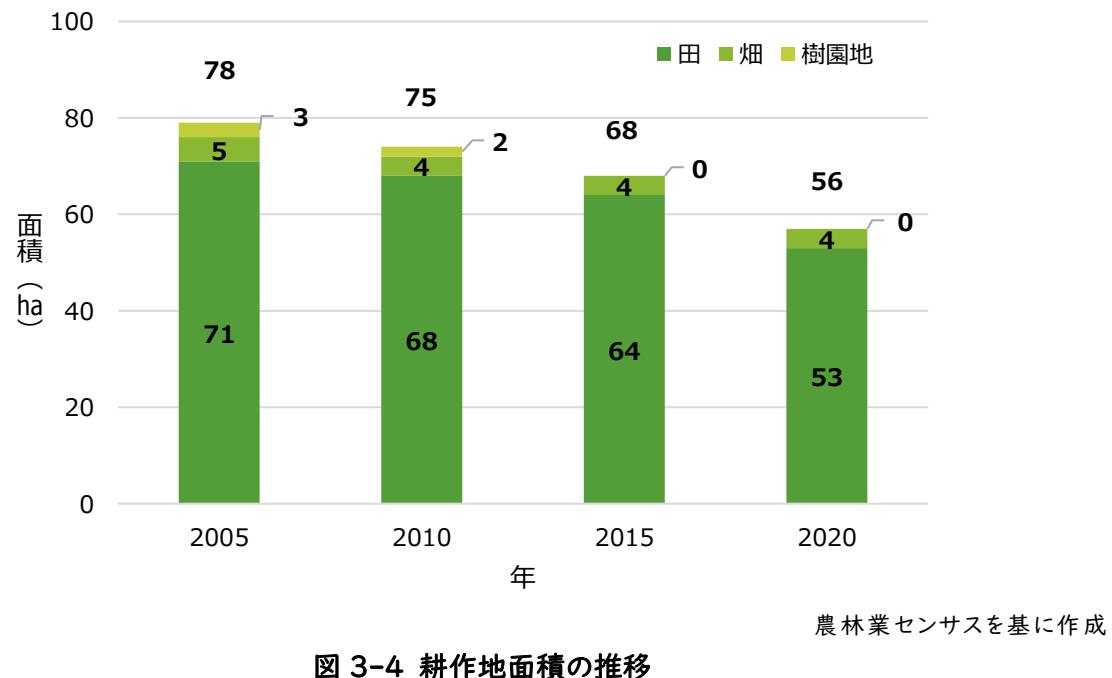


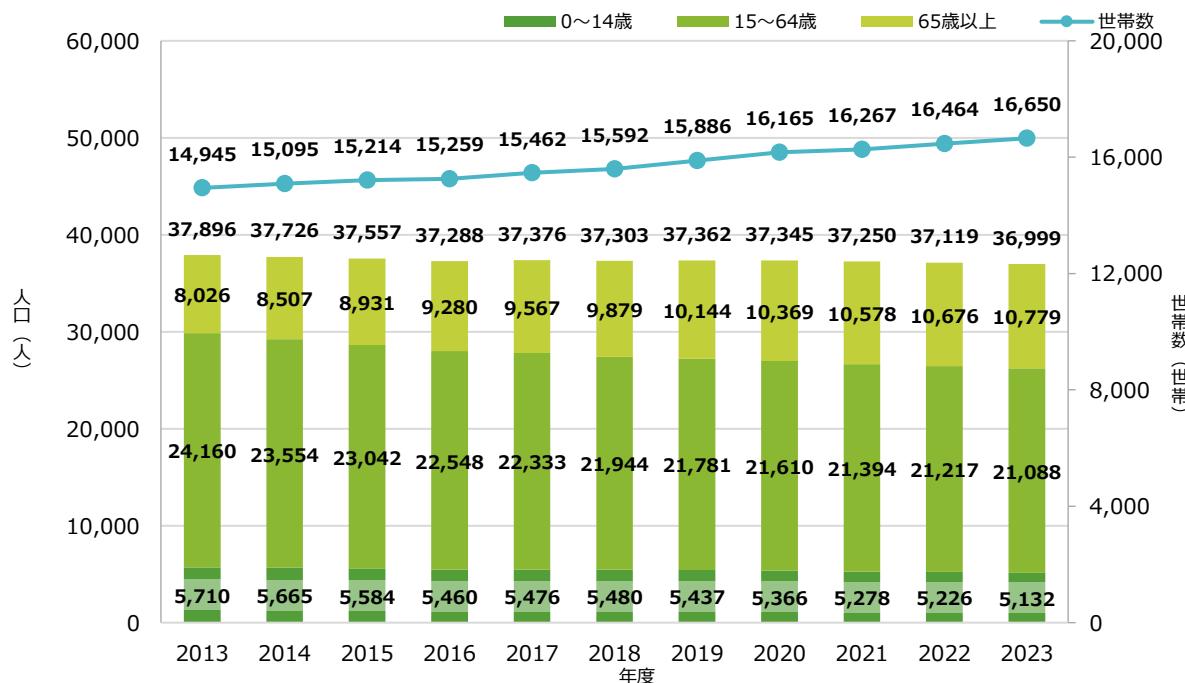
図 3-4 耕作地面積の推移

3-3 人口

本町の人口は、減少傾向にあります。年代別に人口推移をみると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少傾向にありますが、65歳以上の老人人口は増加しており、本町においても少子高齢化が進行しています。

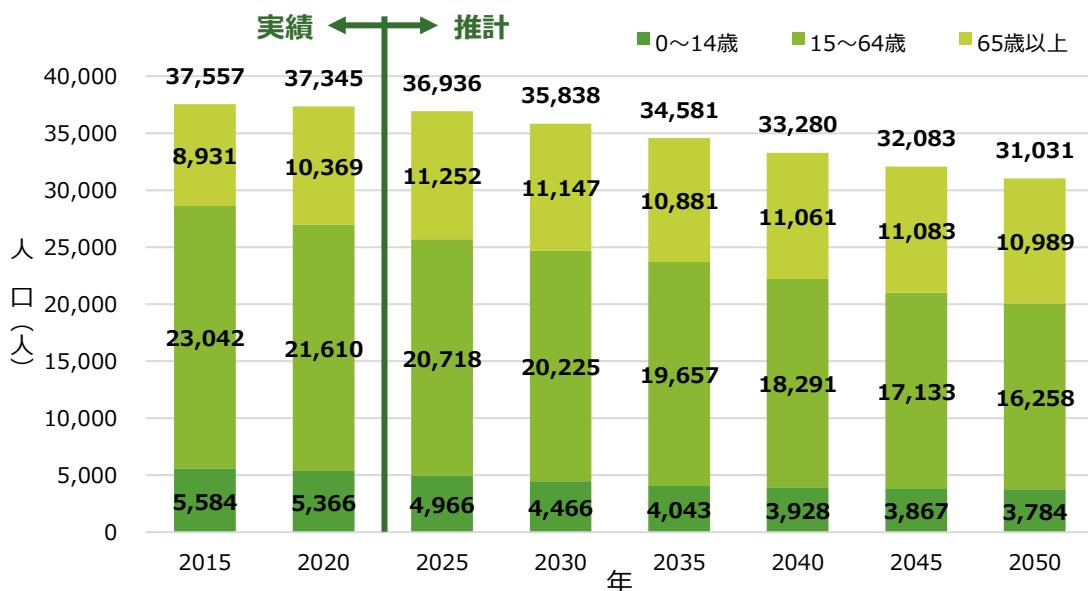
国立社会保障・人口問題研究所による人口の将来推計では、今後も人口減少及び少子高齢化が進み、2045年には65歳以上の人口が全体の3分の1を上回ることが予測されています。

一方で、高齢単身者の増加や未婚化、晩婚化の影響等によって単身世帯が増加した結果、世帯数は増加傾向にあります。



住民基本台帳のデータを基に作成

図3-5 人口推移



2015年～2020年:住民基本台帳のデータを基に作成

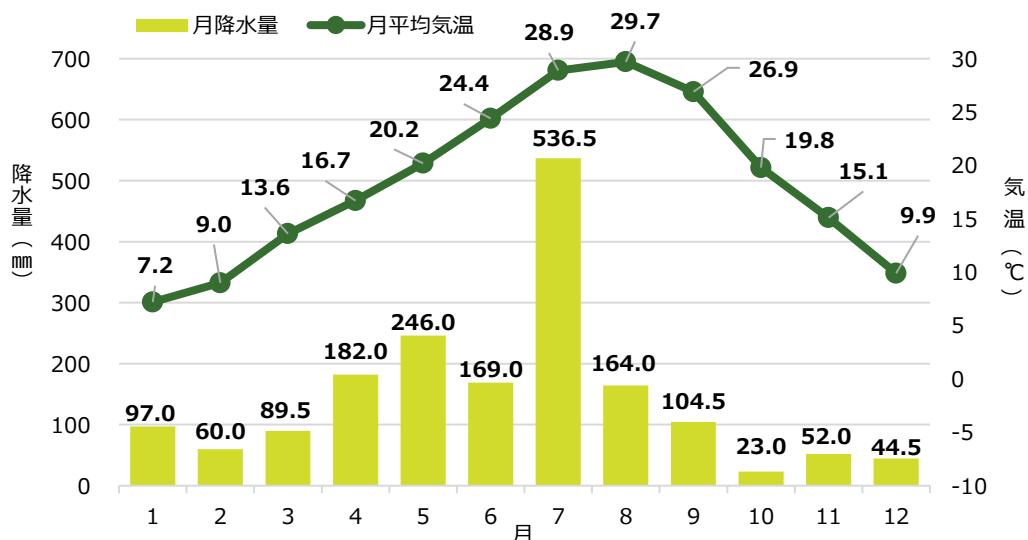
2025年以降:国立社会保障・人口問題研究所のデータを基に作成

図3-6 人口の将来推計

3-4 気象状況

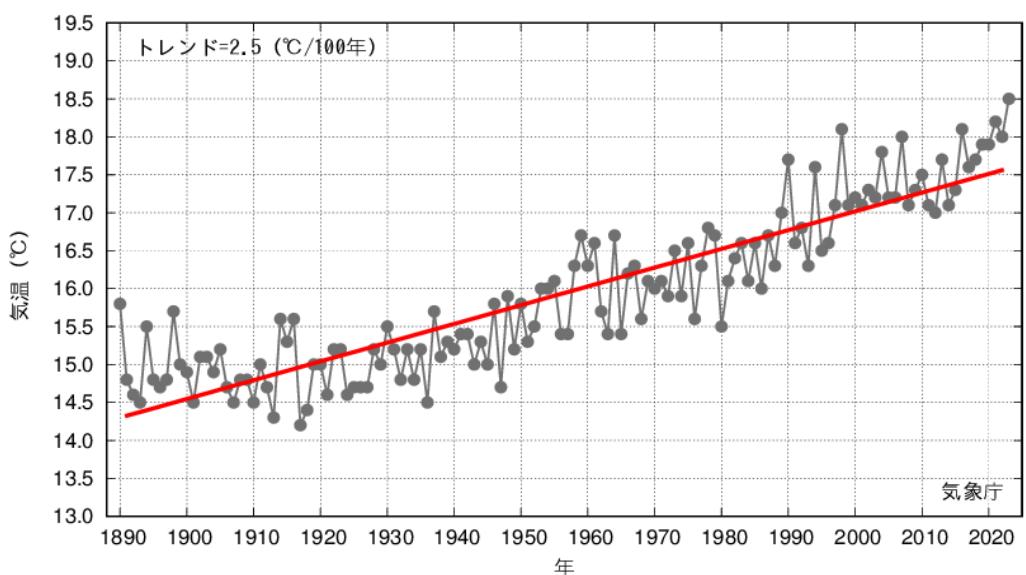
(1) 気温

福岡県は、年間平均気温が約18°Cと温暖な気候です。年平均気温は、大正13(1924)年から令和5(2023)年の100年間で、14.6°Cから18.5°Cと3.9°Cの上昇をしており、真夏日、猛暑日、熱帯夜が増加傾向にあります。



気象庁「過去の気象データ」のデータを基に作成

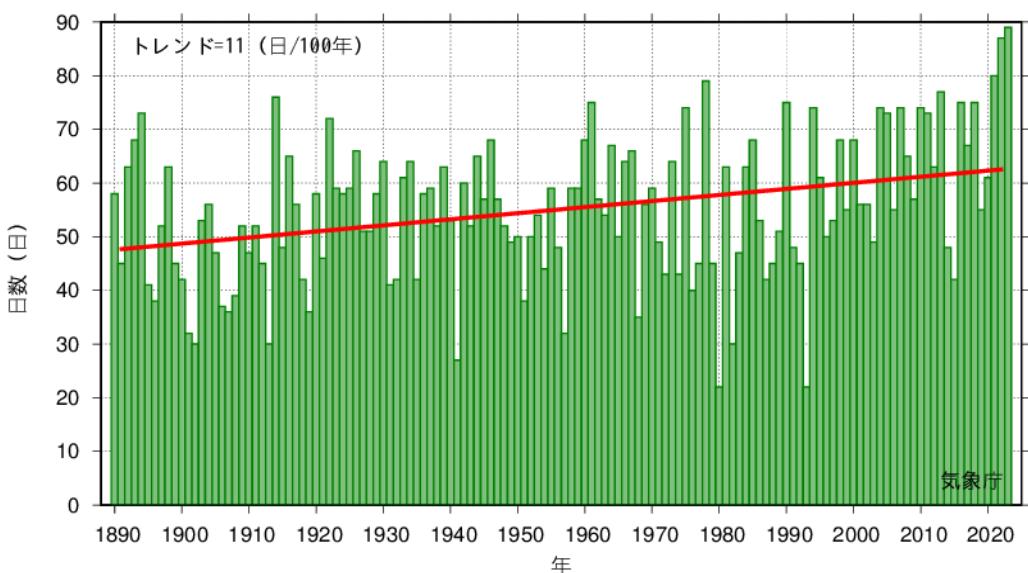
図3-7 福岡観測所における令和5(2023)年度の月降水量と月平均気温



出典:福岡管区気象台ホームページ

※折れ線(黒)は各年の値、直線(赤)は長期変化傾向(信頼水準90%以上のみ)を示しています。

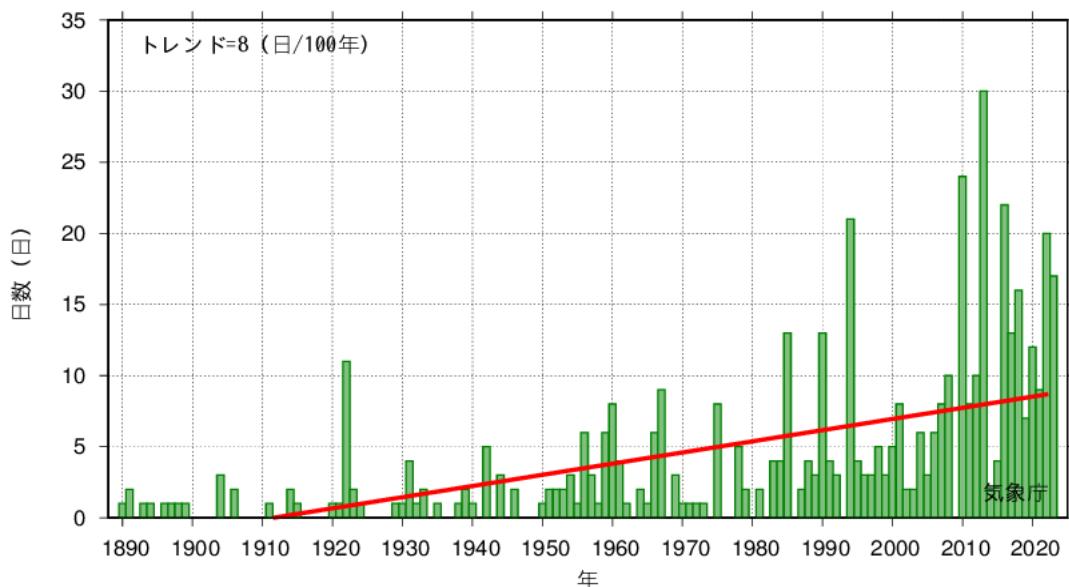
図3-8 福岡観測所における年平均気温の推移



出典:福岡管区気象台ホームページ

※棒グラフ(緑)は各年の値、直線(赤)は長期変化傾向(信頼水準90%以上ののみ)を示しています。

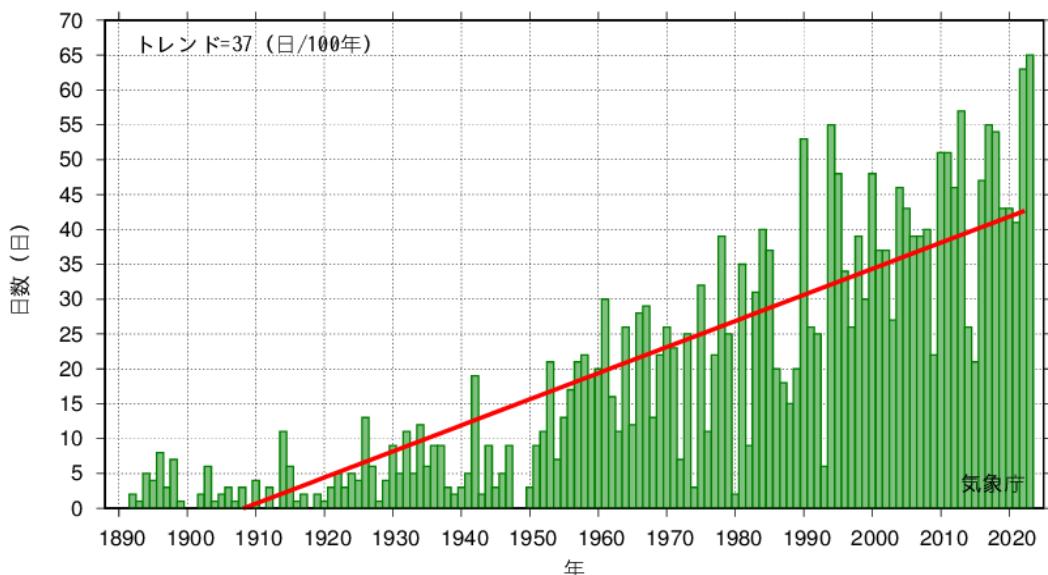
図3-9 福岡観測所における年間真夏日日数の推移



出典:福岡管区気象台ホームページ

※棒グラフ(緑)は各年の値、直線(赤)は長期変化傾向(信頼水準90%以上ののみ)を示しています。

図3-10 福岡観測所の年間猛暑日日数の推移



出典: 福岡管区気象台ホームページ

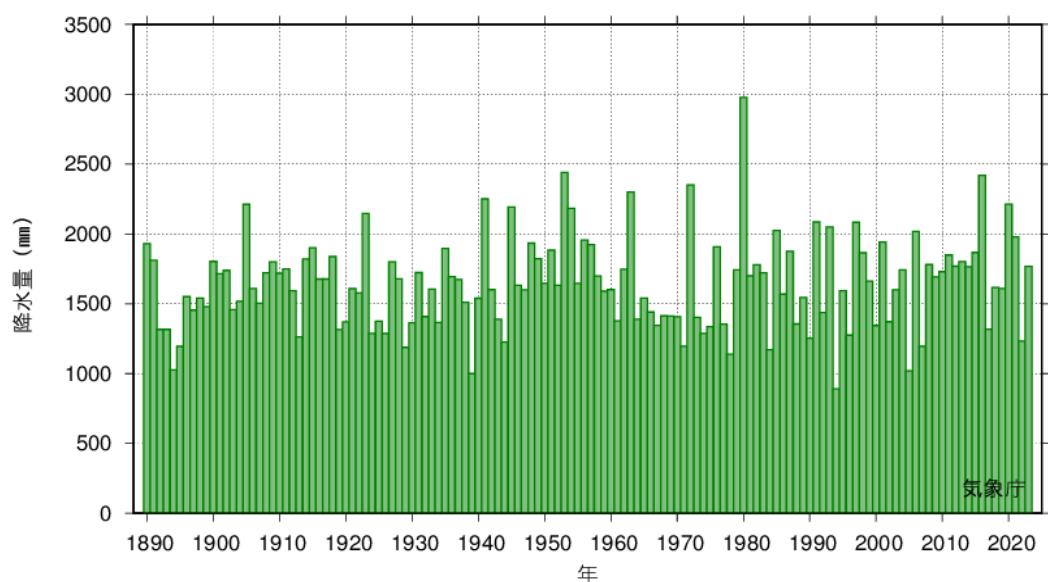
※棒グラフ(緑)は各年の値、直線(赤)は長期変化傾向(信頼水準90%以上のみ)を示しています。

図3-11 福岡観測所における年間熱帯夜日数の推移

(2) 降水量

年降水量については、福岡県において大きな変化はみられませんが、令和5(2023)年の月平均降水量は約147.3mm、特に7月に降水量が多いことが特徴となっています。

また、福岡県における1時間降水量50mm以上の短時間強雨については、発生回数に有意な変化はみられませんが、最近10年間(2014~2023年)の平均年間発生回数(約0.51回)は、統計期間の最初の10年間(1979~1988年)の平均年間発生回数(約0.35回)と比べて約1.45倍に増加しています。



出典: 福岡管区気象台ホームページ

※棒グラフ(緑)は各年の値を示しています。

図3-12 福岡観測所における年降水量の推移

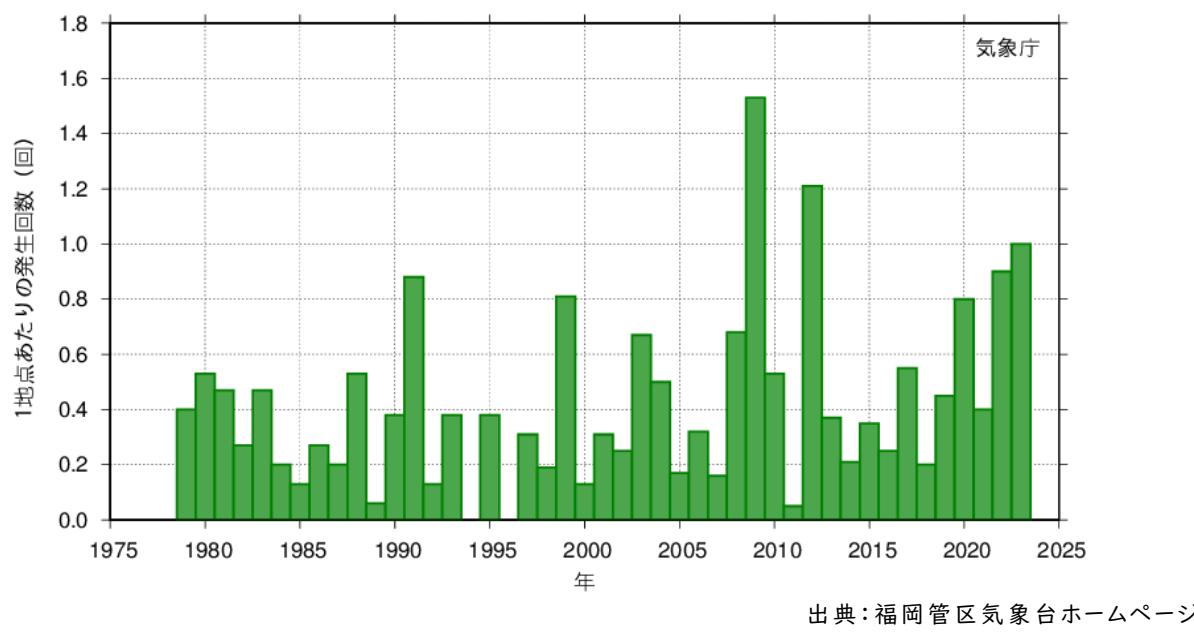
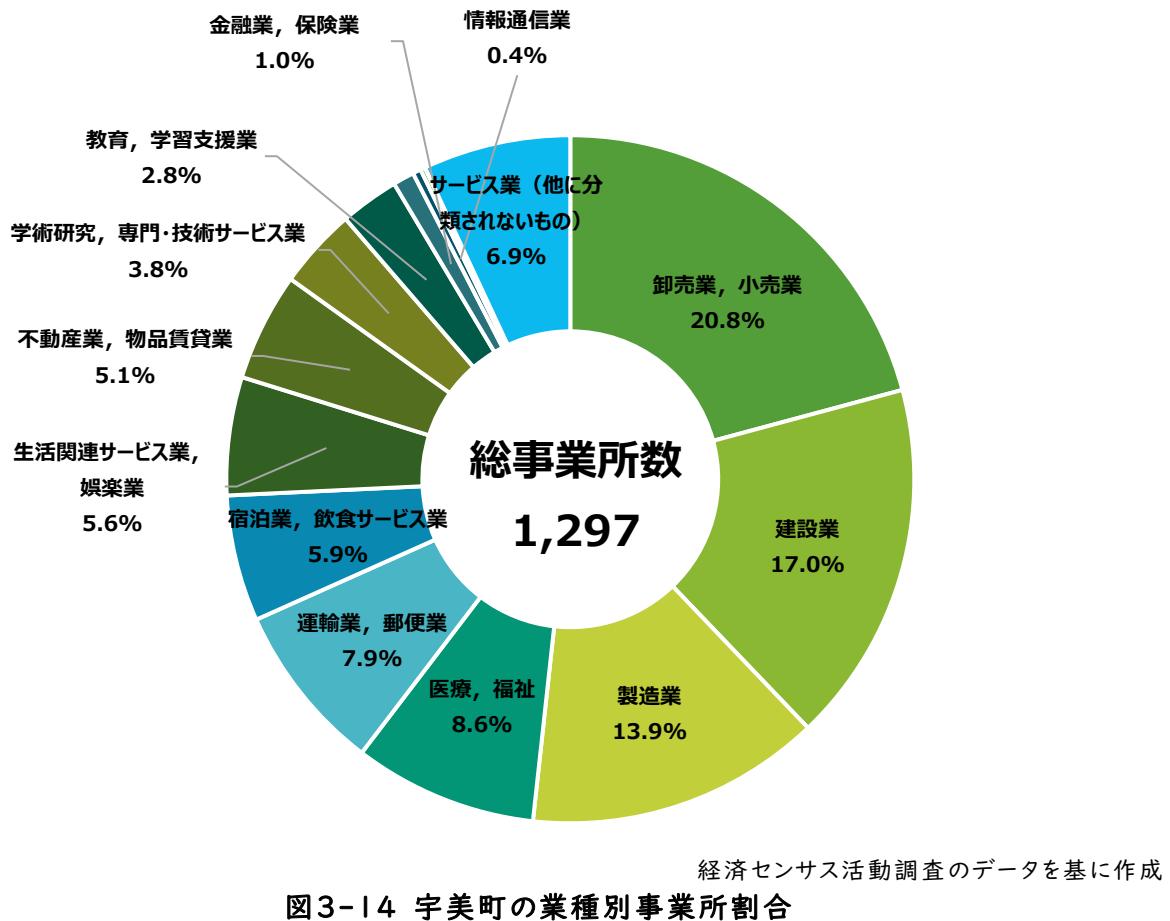


図3-13 福岡県【アメダス】1時間降水量50mm以上の年間発生回数推移

3-5 産業

経済センサス活動調査によると、本町には1,297の事業所があり、卸売業、小売業が最も多く20.8%、次いで建設業が17.0%、製造業が13.9%となっています。

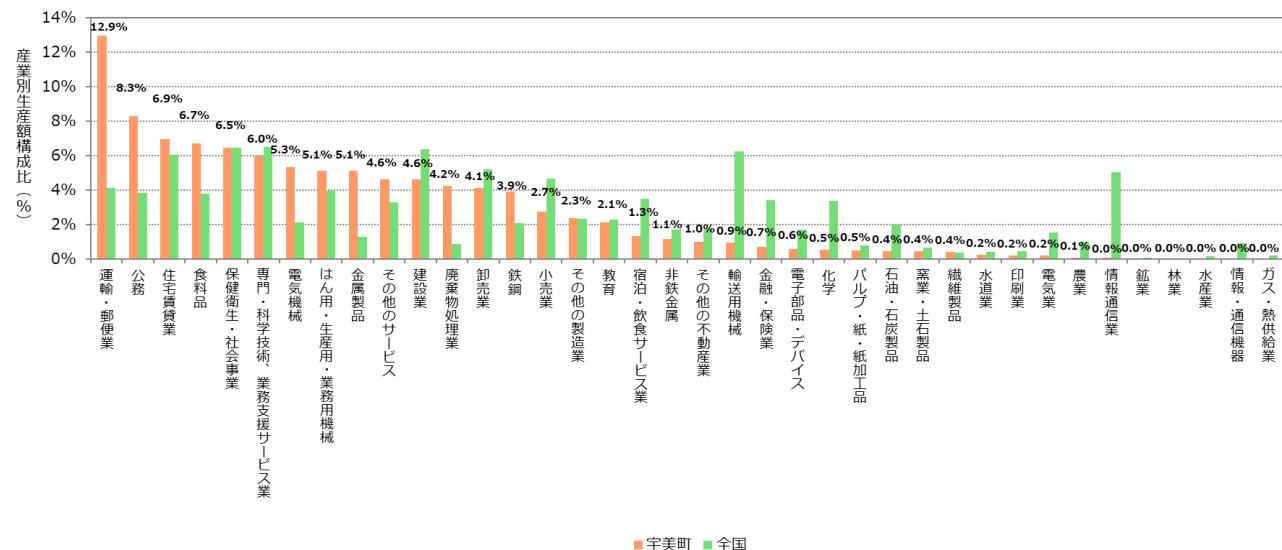


また、本町で生産額が最も大きい産業は運輸・郵便業であり、次いで公務、住宅賃貸業、食料品が「稼ぐ力」の大きなウェイトを占めています。

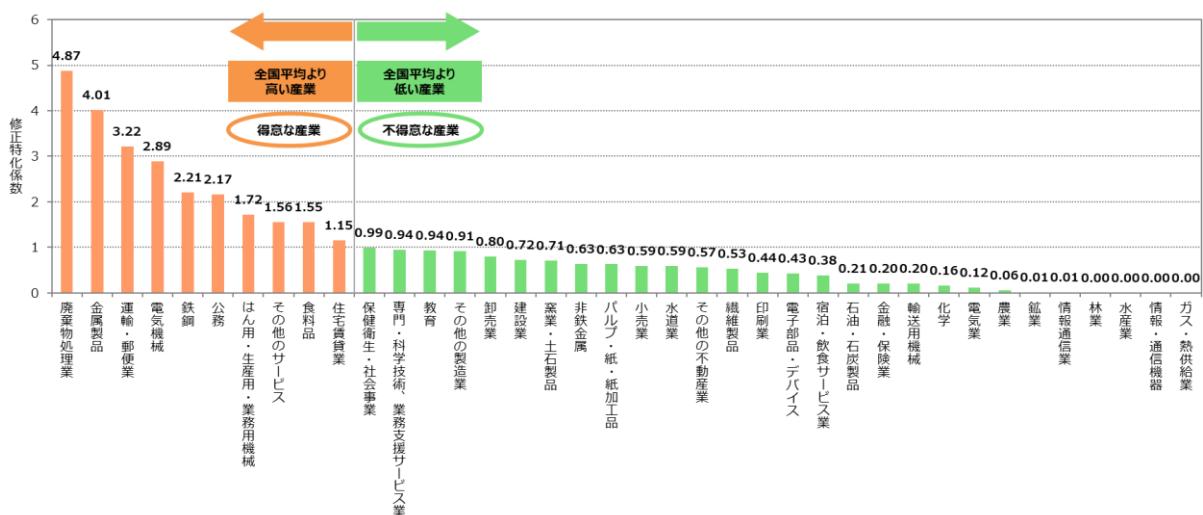
産業別の生産額の構成比では、運輸・郵便業が12.9%と最も大きな割合を占め、全国の構成比と比較すると約3倍となっています。

次いで公務が8.3%、住宅賃貸業が6.9%、食料品が6.7%、保健衛生・社会事業が6.5%、専門・科学技術、業務支援サービス業が6.0%、電気機械が5.3%となっており、これらの産業で5割以上を占めています。

なお、廃棄物処理業、金属製品、運輸・郵便業は、全国平均よりも生産額の構成比が特に高く、優位性が高い産業であると考えられます。



地域経済循環分析自動作成ツールにより作成
図3-15 産業別生産額構成比



地域経済循環分析自動作成ツールにより作成

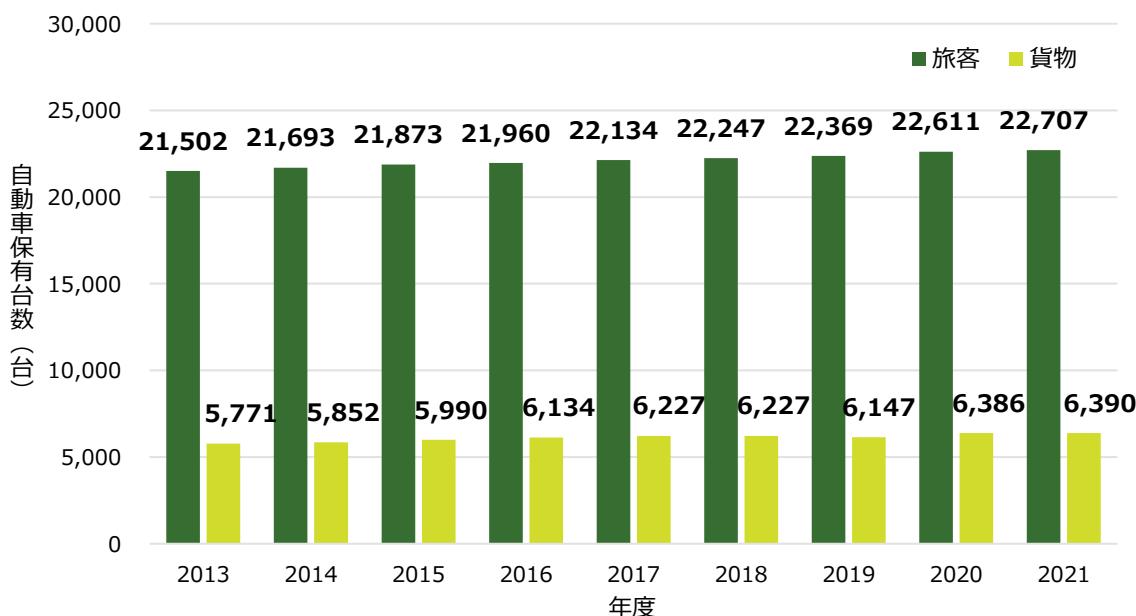
※修正特化係数：地域の特定の産業の相対的な集積度を見る係数。1以上であれば全国平均より高いことを意味しています。

図3-16 全国平均よりも生産額構成比の高い産業

3-6 交通

本町を出発地とする代表の交通手段は、自動車が多く、公共交通の鉄道やバスが少ない傾向にあります。

本町の自動車保有台数については、旅客、貨物ともに横ばいで推移しており、合計では、平成25（2013）年度が27,273台、令和3（2021）年度が29,097台となっており、わずかに増加しています。

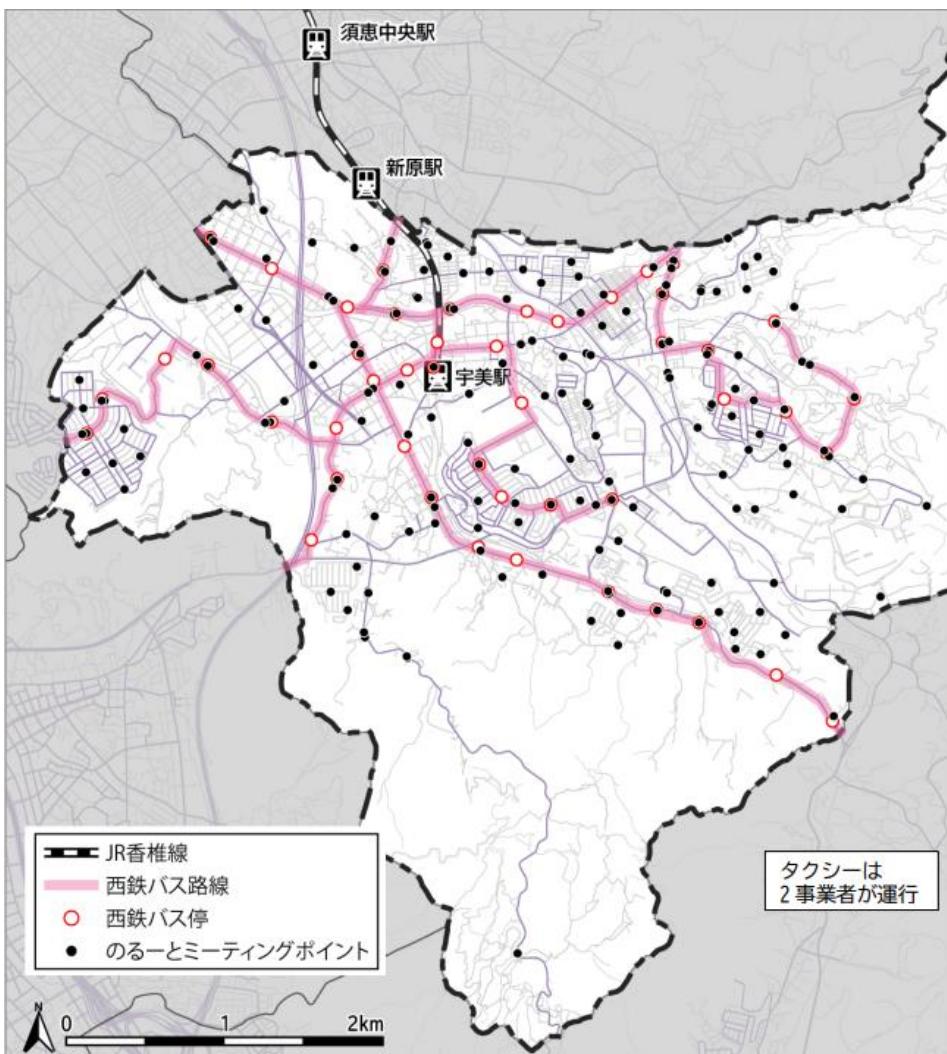


自動車検査登録情報協会「市区町村別自動車保有車両数」及び全国軽自動車協会連合会
「市区町村別軽自動車車両数」のデータを基に作成

図3-17 自動車保有台数

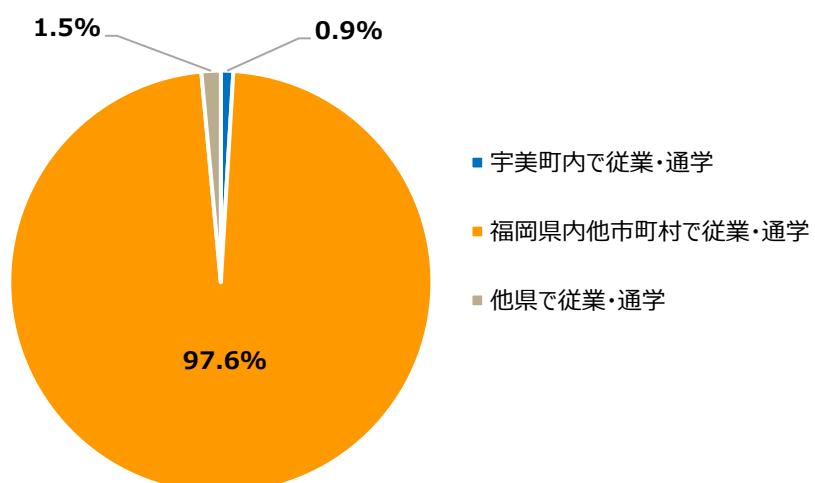
本町の路線バスは、西鉄バスが運行しています。路線は、宇美町役場入口バス停を中心に、北は博多・天神方面、西はJR南福岡駅方面、南は太宰府方面と四王寺坂、東は障子岳を結んで広がっています。宇美町役場入口バス停からの所要時間は、JR南福岡駅までが25分程度、博多駅までが40分程度となっています。

また、令和2（2020）年国勢調査によると本町の常住者のうち、97.6%が福岡県内の他市町村で従業もしくは通学をしているという結果が出ています。



出典：宇美町資料

図3-18 宇美町の公共交通ネットワーク



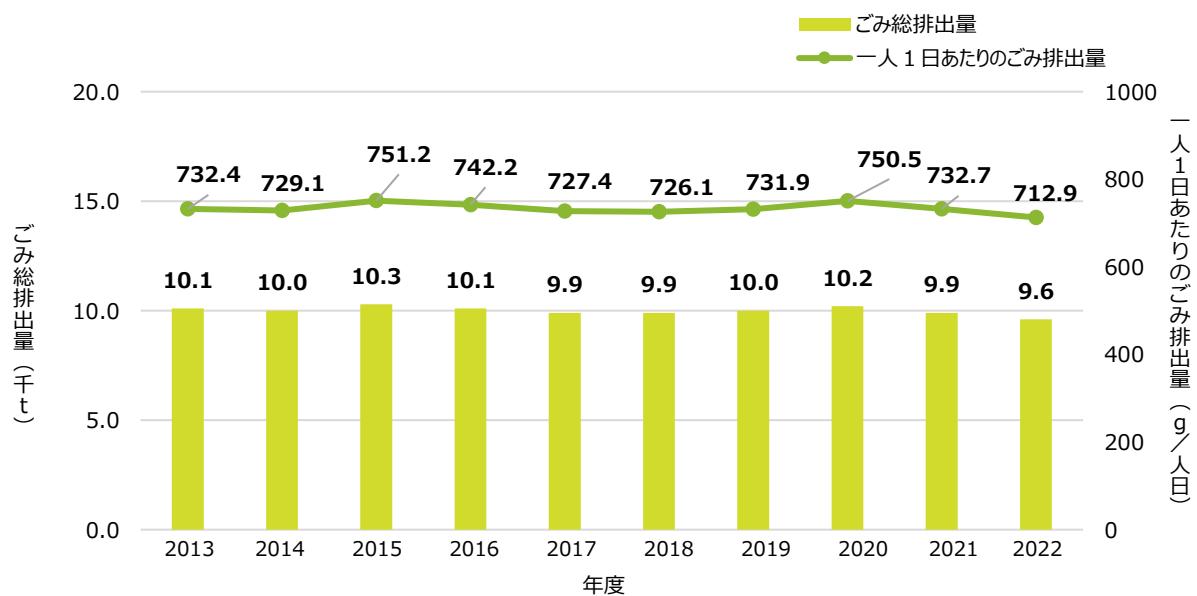
令和2（2020）年国勢調査のデータを基に作成

図3-19 宇美町の従業地・通学地の内訳

3-7 廃棄物処理状況

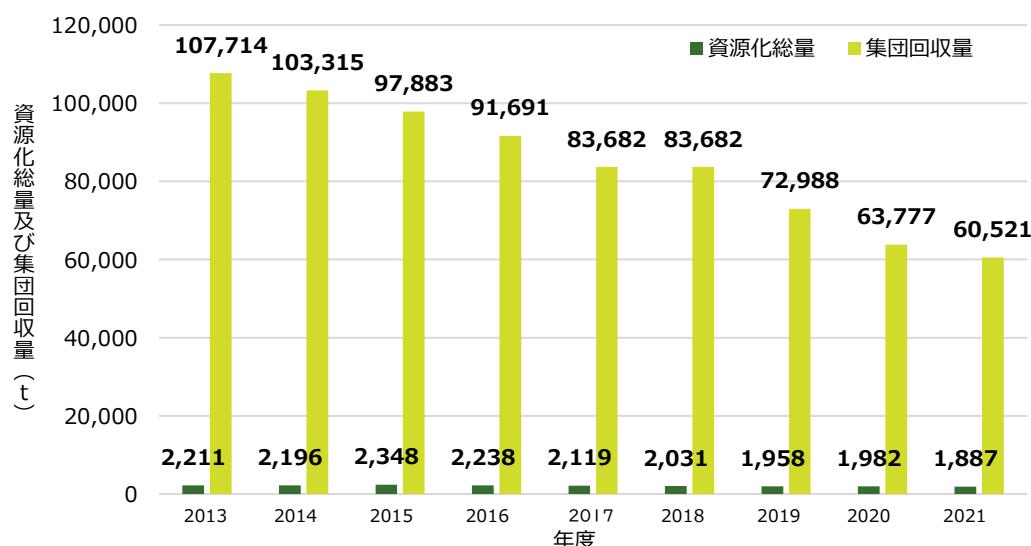
ごみ総排出量及び一人1日あたりのごみ排出量は、平成25(2013)年度から令和4(2022)年度にかけて、横ばいで推移しています。

また、資源化総量および集団回収量は、平成25(2013)年度から令和3(2021)年度にかけて、減少傾向にあります。



宇美町資料のデータを基に作成

図3-20 ごみ総排出量及び一人1日あたりのごみ排出量の推移



資源化総量:宇美町資料のデータを基に作成

集団回収量:福岡県における一般廃棄物処理の現況のデータを基に作成

図3-21 資源化総量及び集団回収量の推移

3-8 下水道整備状況

本町では、環境を水の面から改善し、快適な生活環境を作るため、昭和62(1987)年度に公共下水道事業に着手し、現在も順次計画的に整備を行っています。

本町の下水道は、福岡県が実施している多々良川流域下水道事業の関連公共下水道として、糟屋郡内6町(宇美町、志免町、須恵町、粕屋町、篠栗町、久山町)共同で一つの処理場(多々良川浄化センター)を使用しています。

本町の日平均の最大汚水量は、平成25(2013)年度末から令和2(2020)年度末まで横ばいで推移していましたが、令和3(2021)年度末では、令和2(2020)年度末の6,917m³/日に対して7,501m³/日と増えています。

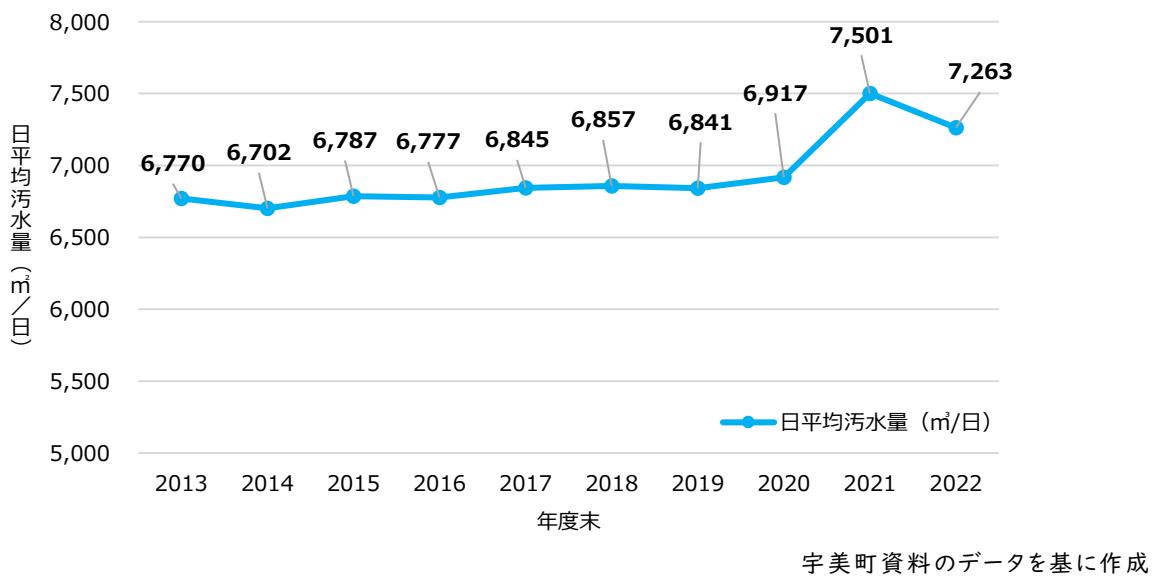
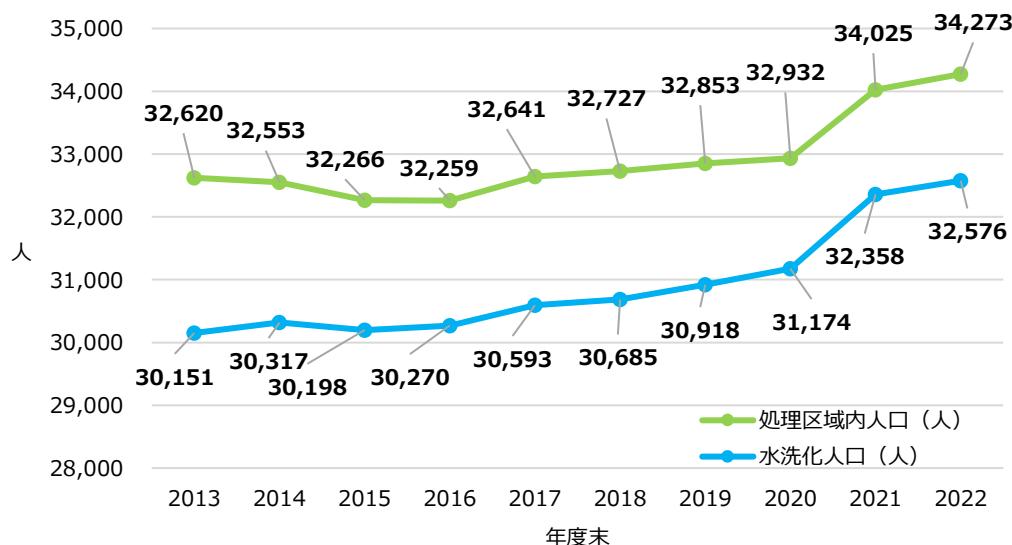


図3-22 日平均最大汚水量の推移

平成25(2013)年度末から令和4(2022)年度末にかけて、処理区域内人口と水洗化人口は増加傾向にあります。



宇美町資料のデータを基に作成

図3-23 処理区域内人口と水洗化人口の推移

3-9 再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル

(1) 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーは、地域で生産できるエネルギーであり、脱炭素社会の実現に寄与するだけでなく、近年のエネルギー価格の高騰等、エネルギー安全保障の観点からも重要なエネルギーとなります。

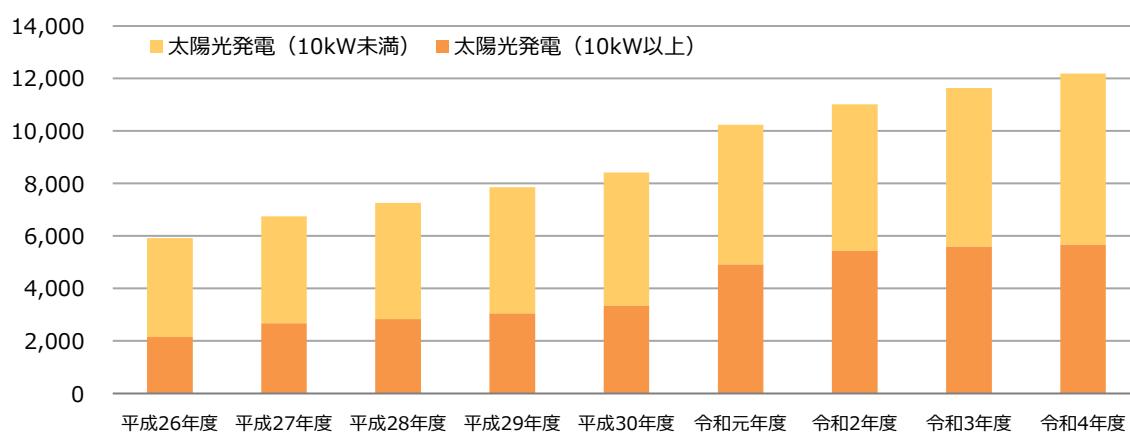
本町における再生可能エネルギー導入状況の推移をみると、宇美町立宇美中学校や宇美町立図書館等へ太陽光発電の導入が進められています。FIT・FIP制度における風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電については、導入実績がありませんでした。

表3-1 再生可能エネルギーの導入状況(令和5(2023)年9月末時点)

発電種別		設備容量[MW]	発電電力量[MWh/年]
FIT ^{※1} ・ FIP ^{※2} 対象	太陽光発電(10kW未満)	6.613	7,936
	太陽光発電(10kW以上)	5.177	6,847
非FIT	太陽光発電等	0.105	126.589
合計		11.895	14,909.589
区域内の電気使用量			184,257

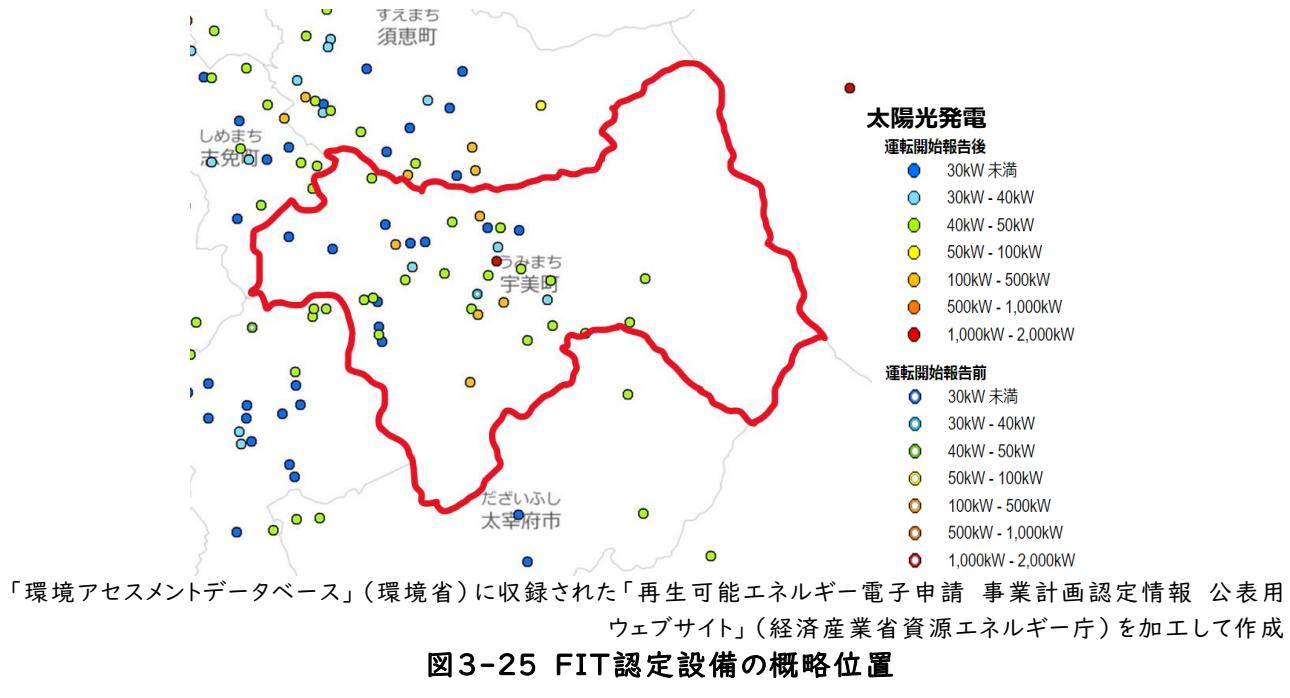
※1…FIT:再生可能エネルギーの固定価格買取制度を指し、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

※2…FIP:FIT制度のように固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に對して一定のプレミアム(補助額)を上乗せする制度。



自治体排出量カルテ及び資源エネルギー庁公表「再生可能エネルギー発電設備の導入状況」のデータを基に作成

図3-24 再生可能エネルギー導入状況の推移



(2) 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

ア 推計手法

再生可能エネルギーの導入ポテンシャルとは、設置可能面積や平均風速、河川流量等から理論的に算出することができるエネルギー資源量から、法令、土地用途等による制約があるものを除き算出されたエネルギー資源量のことです。

再生可能エネルギーの導入ポテンシャルについては、主に環境省の再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)を基としました。

なお、REPOSの導入ポテンシャルの試算結果には、推計結果の不足があることから、ポテンシャルの推計精度を高めるため「未算定分の算定・計上」を行いました。推計手法は表3-2に示します。

表3-2 再生可能エネルギー導入ポテンシャルの推計手法

再エネ種別		推計手法
電気	太陽光発電	REPOSのデータとため池の設置可能面積推計データ(独自推計)を導入ポテンシャルとする
	風力発電	REPOSのデータを導入ポテンシャルとする
	中小水力発電	REPOSにおける中小水力河川部と中小水力農業用水路のデータの合計を導入ポテンシャルとする
	地熱発電	REPOSのデータを導入ポテンシャルとする
	木質バイオマス発電	木質燃料の供給可能量推計データ(独自推計)を導入ポテンシャルとする
熱	太陽熱	REPOSのデータを導入ポテンシャルとする
	地中熱	REPOSのデータを導入ポテンシャルとする
	木質バイオマス熱	木質燃料の供給可能量推計データ(独自推計)を導入ポテンシャルとする

イ 推計結果

前述の手法に基づき、①から⑥までの再生可能エネルギー種別について、それぞれのポテンシャル分析結果を示します。

① 太陽光発電

本町における太陽光発電の導入ポテンシャルは表3-3のとおりです。

太陽光発電を建物に設置する場合、戸建住宅についてはポテンシャルがあるものの、公共系の建物や集合住宅についてはポテンシャルが低くなっています。

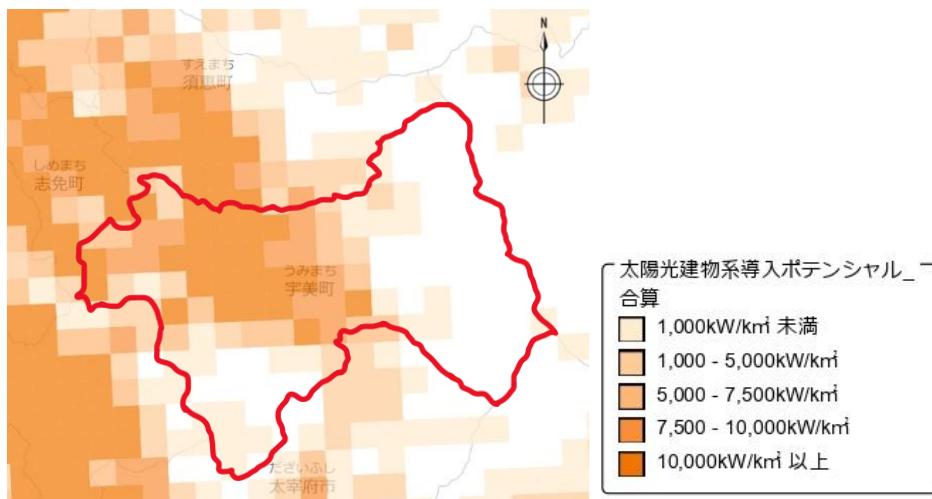
また、太陽光発電を耕地等の土地に設置する場合は、建物に設置する場合よりポテンシャルが低くなっています。

なお、REPOSの太陽光発電の導入ポテンシャル（設備容量）については、建物や土地の設置可能面積に設置密度を乗じることで算出されています。

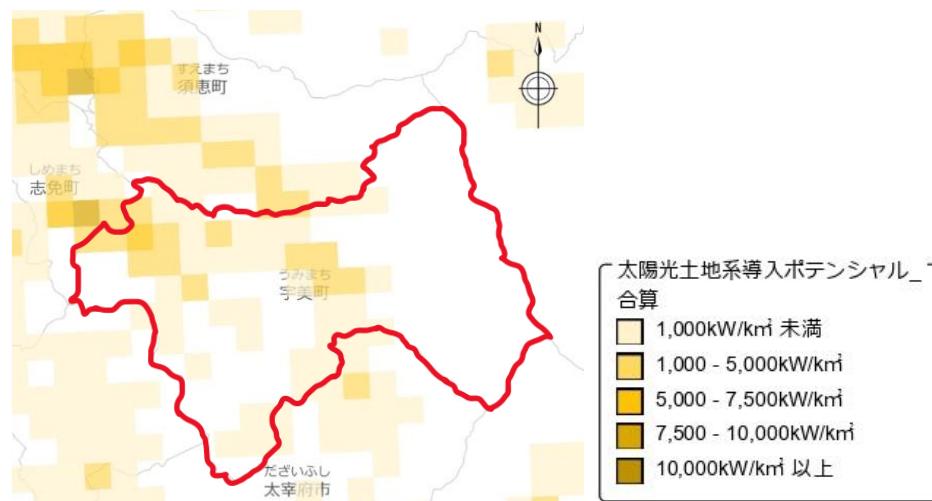
表3-3 太陽光発電の導入ポテンシャル

設置区分		設備容量	発電量
建物系	官公庁	2.634 MW	3,247.623 MWh/年
	病院	0.519 MW	639.428 MWh/年
	学校	2.592 MW	3,195.179 MWh/年
	戸建住宅等	50.113 MW	61802.528 MWh/年
	集合住宅	0.977 MW	1,205.105 MWh/年
	工場・倉庫	11.947 MW	14,729.496 MWh/年
	その他建物	57.316 MW	70,664.568 MWh/年
	鉄道駅	0.011 MW	12.958 MWh/年
合計		126.108 MW	155,496.886 MWh/年
土地系	最終処分場	2.151 MW	2,651.976 MWh/年
	耕地(田)	8.047 MW	9,921.271 MWh/年
	耕地(畑)	0.621 MW	765.847 MWh/年
	荒廃農地*	4.543 MW	5,601.111 MWh/年
	ため池	9.426 MW	11,103.969 MWh/年
	合計	24.788 MW	30,044.174 MWh/年

*荒廃農地は再生利用可能（地上設置型）と再生利用困難の両方を合算した推計値を示しています。



再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS(リーポス)】から取得したコンテンツを加工して作成
図3-26 太陽光発電導入ポテンシャル(建物系の合計)



再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS(リーポス)】から取得したコンテンツを加工して作成
図3-27 太陽光発電導入ポテンシャル(土地系の合計)

② 風力発電

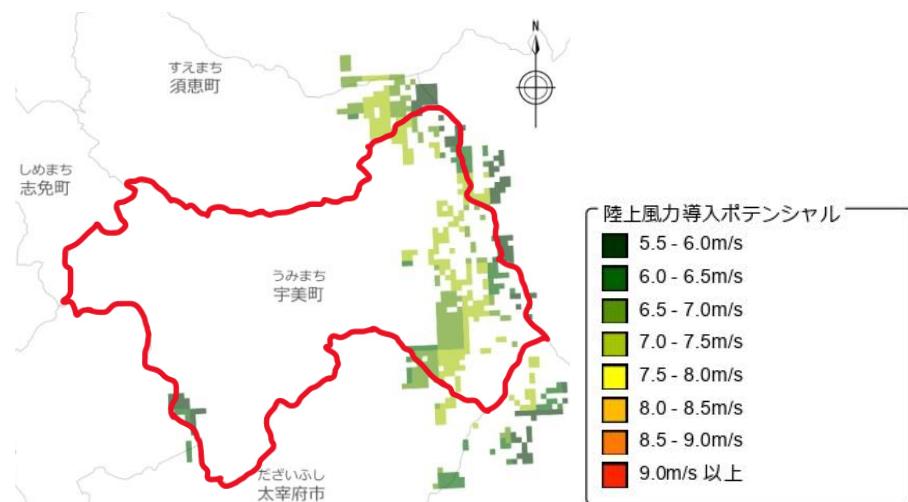
本町における風力発電の導入ポテンシャルは、表3-4のとおりです。

町の東部に位置する山岳地帯は、風力発電に必要な一定以上の風速を確保でき、ポテンシャルが確認できました。

なお、REPOSの風力発電の導入ポテンシャル（設備容量）については、全国の高度90mにおける風速が5.5m/s以上のメッシュに対して、標高等の自然条件、国立・国定公園等の法制度、居住地からの距離等の土地利用状況から設定した推計除外条件を満たすものを除いた設置可能面積に単位面積当たりの設備容量を乗じて算出されています。

表3-4 風力発電の導入ポテンシャル

区分	設備容量	発電量
陸上風力	30.7 MW	76,098.229 MWh/年
合計	30.7 MW	76,098.229 MWh/年



再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS(リーポス)】から取得したコンテンツを加工して作成
図3-28 陸上風力導入ポテンシャル

③ 中小水力発電

本町における中小水力発電の導入ポテンシャルは表3-5のとおりです。

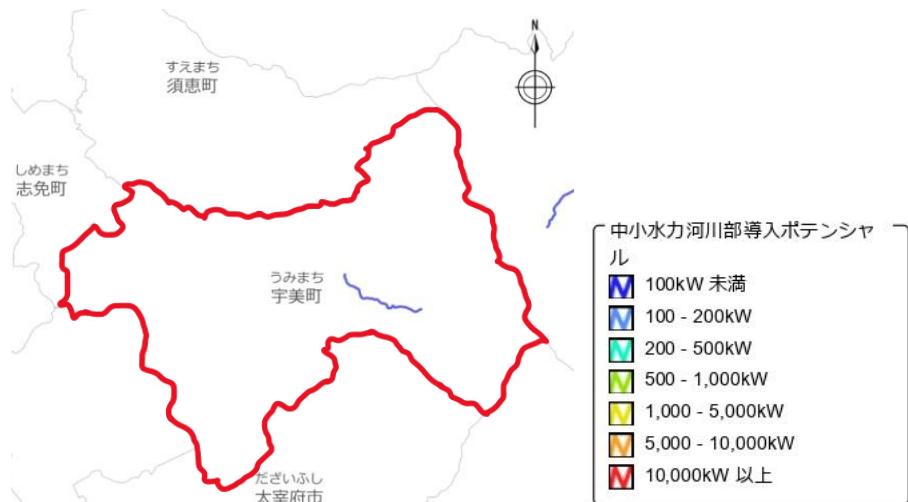
河川部については、宇美川において導入ポテンシャルがあります。

農業用水路における導入ポテンシャルはありませんでした。

なお、REPOSの河川部の導入ポテンシャルについては、河川の合流点に仮想発電所を設置すると仮定し、国立・国定公園等の開発不可条件と重なる地点を除いて設置可能規模が算出されています。農業用水路については、農業用水路ネットワークデータに取水点を割り当て、最大取水量が $0.3 \text{ m}^3/\text{s}$ 以上になる取水点に仮想発電所を設定し、設置可能な規模が算出されています。

表3-5 中小水力発電の導入ポテンシャル

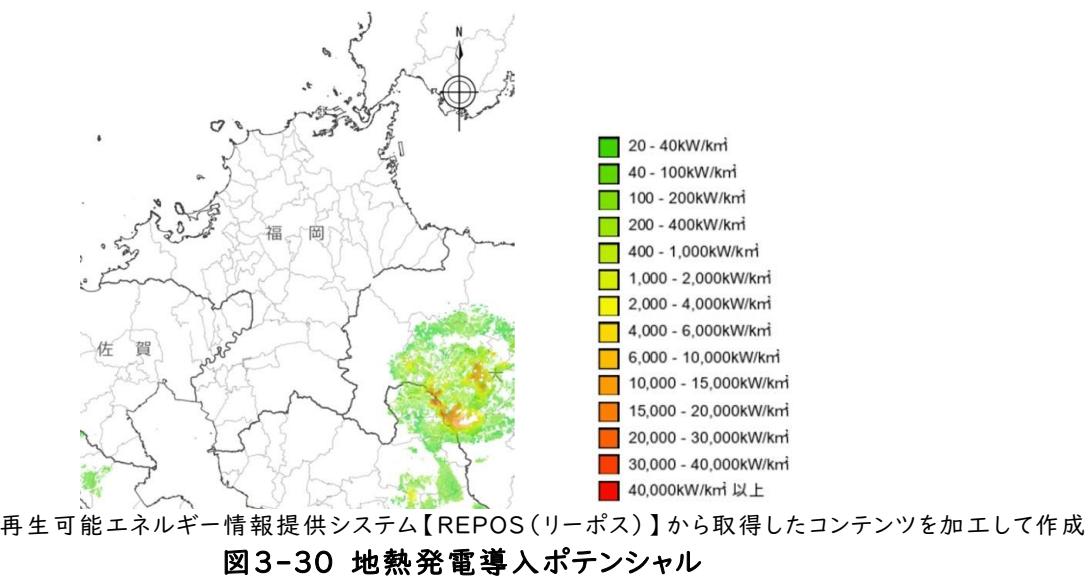
区分	設備容量	発電量
河川部	0.071 MW	369.616 MWh/年
農業用水路	0 MW	0 MWh/年
合計	0.071 MW	369.616 MWh/年



再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS(リーポス)】から取得したコンテンツを加工して作成
図3-29 中小水力発電導入ポテンシャル

4 地熱発電

福岡県は地熱資源量が乏しく、本町においても地熱発電の導入ポテンシャルはありませんでした。



5 木質バイオマス発電及び熱利用の導入ポテンシャル

本町の木質バイオマス活用による発電及び熱利用の導入ポテンシャルについて、一般民有林面積かつ人工林668haに賦存する林地残材(未利用材)発生量が年間7,438m³と推計されました。このうち「第3次バイオマス活用推進基本計画」で掲げられている、林地残材利用における2030年目標値である33%を活用できるものと仮定した場合の木質バイオマス利用可能量に基づき、表3-6のとおり推計しました。

しかし、林地残材の活用は、運搬方法やコスト、さらには人材の確保などから、様々な障壁があります。

今後、先進事例等調査研究を行い、本町において導入が可能な再生可能エネルギーであるかどうか検討する必要があります。

表3-6 木質バイオマス発電及び熱利用の導入ポテンシャル

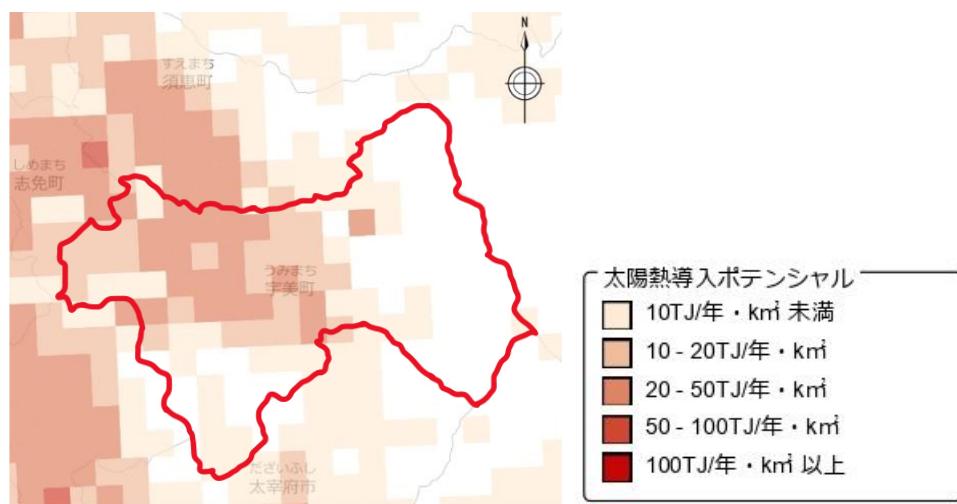
区分	導入ポテンシャル
一般民有林木質バイオマス利用可能量	2,455 m ³ /年
木質バイオマス発電	0.16 MW/年・1,248 MWh
木質バイオマス熱利用	13,096,131 MJ/年

⑥ 太陽熱及び地中熱

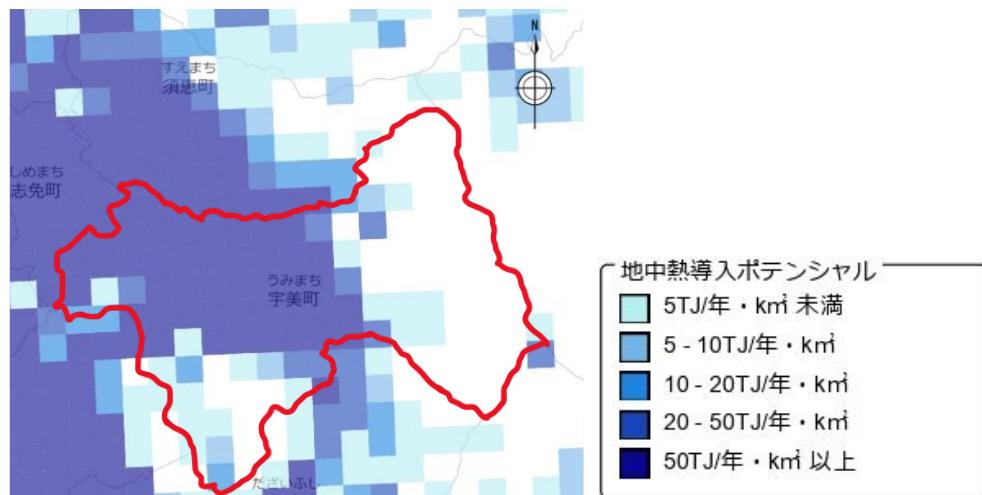
再生可能エネルギー資源を熱として利用する場合のポテンシャルについて、太陽熱、地中熱とともに、熱需要の高い市街地におけるポテンシャルがあります。

表3-7 太陽熱及び地中熱の導入ポテンシャル

区分	導入ポテンシャル
太陽熱	234,736.556 GJ/年
地中熱	1,408,291.023 GJ/年
合計	1,643,027.579 GJ/年



再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS(リーポス)】から取得したコンテンツを加工して作成
図 3-31 太陽熱導入ポテンシャル



再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS(リーポス)】から取得したコンテンツを加工して作成
図 3-32 地中熱導入ポテンシャル

上記①～⑥の結果を踏まえ、本町の再生可能エネルギーポテンシャルをまとめると、熱量換算で26億MJとなり、その割合は地中熱が54%、太陽光発電が26%、風力発電が11%、太陽熱が9%となりました。

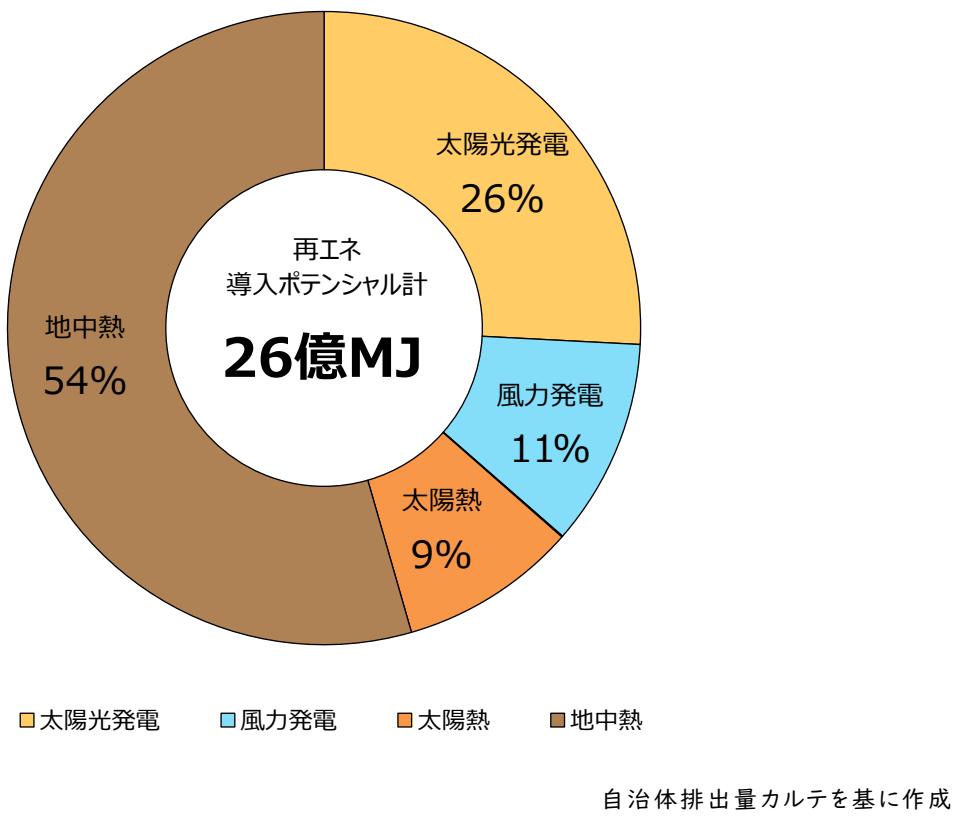


図3-33 再生可能エネルギー種別ポテンシャル
(太陽光発電と風力発電は発電電力量を熱量換算した値)

3-10 地球温暖化に関する意識（町民・事業者意識調査結果）

町民、事業者を対象として、令和5（2023）年度に意識調査を実施しました。期間は令和6（2024）年1月5日から1月31日の間で、対象は18歳以上の町民1,000人と事業者51社です。

回収結果は、町民は回答数317件、回収率31.7%、事業者は回答数21件、回収率41.1%でした。各主体が重要視する項目や課題を整理することで、問題意識を把握し、町民、事業者と連携した地球温暖化対策を推進していきます。

（1）町民

地球温暖化に対する関心では42%の町民が「関心がある」と回答し、48%の町民が「どちらかといえば関心がある」と回答しました。合計では90%と、地球温暖化に対して高い関心をもっていることがわかりました。

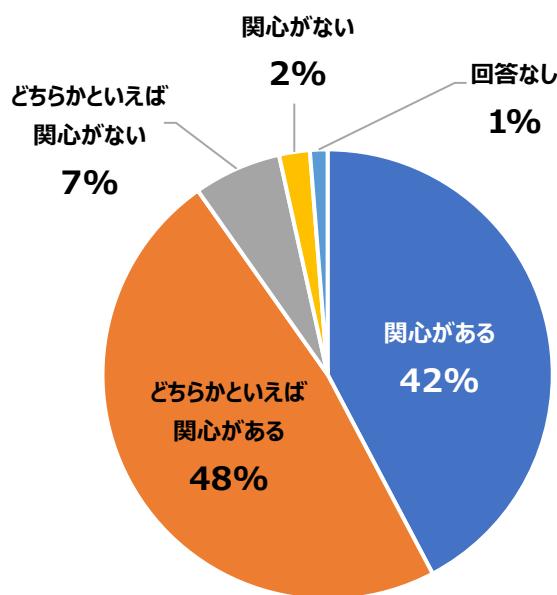


図3-34 地球温暖化に対する関心【単数回答】（町民意識調査）

近年、身边に感じる気候の変化による影響については、「熱中症など暑さによる健康への被害が増えている」といった健康面に関する回答が最も多く、次いで「短時間に降る強い雨により浸水被害が増えている」、「短時間に降る強い雨により土砂災害が増えている」といった自然災害に関する回答が多くなっています。本町においてもこれらの影響に対応していくための対策が必要です。

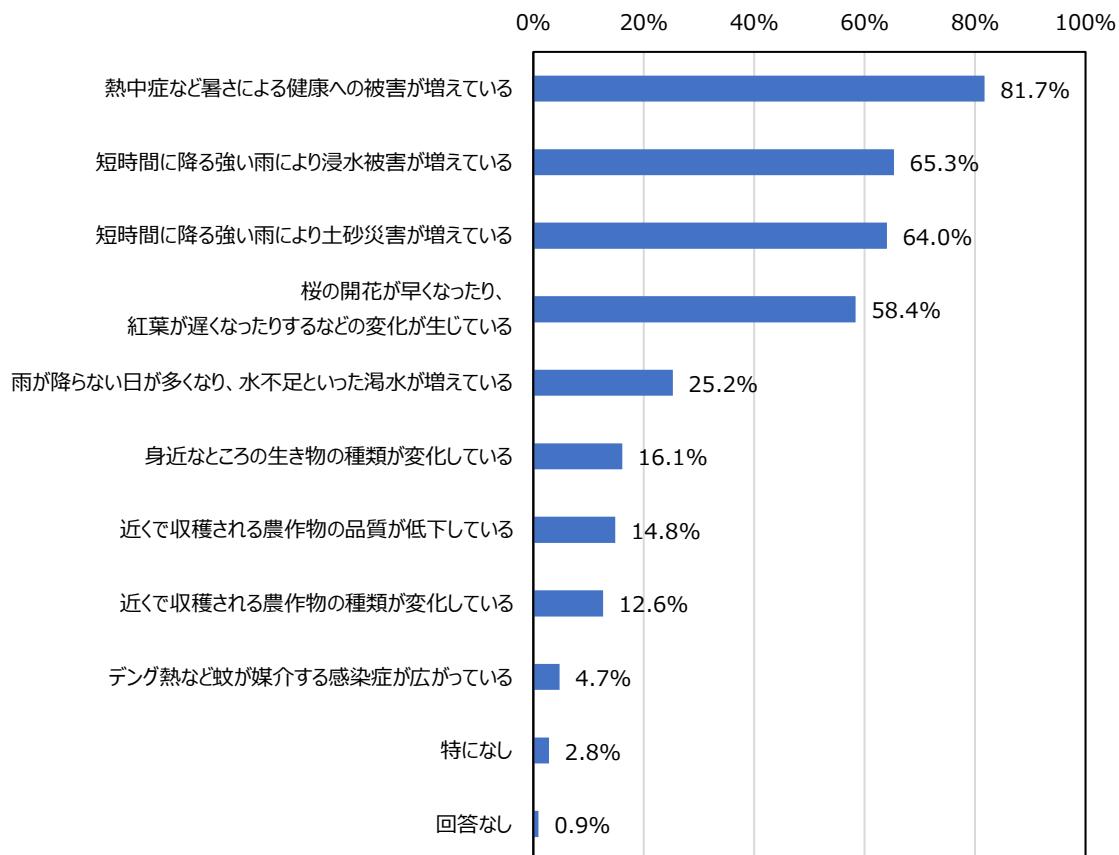


図3-35 身近に感じる気候の変化による影響【複数回答】(町民意識調査)

町民が行っている地球温暖化対策に資する取組について、最も実施されていたのは「ごみの分別を心がけている」であり、次いで「こまめな消灯を心がけている」となりました。習慣化されている取組や、家計の節約に直結する取組については、実施している町民が多いため、省エネルギーの促進にあたっては、取組の習慣化や、地球温暖化対策が家計の節約等、メリットがある取組であることを認識してもらうことが重要であると考えられます。

また、取り組む予定はないと回答されたのは「外出時にはできるだけ公共交通機関を利用する」、「近距離の移動はなるべく歩きや自転車を使う」が多くなりました。コンパクトシティ化により公共交通機関の利用を促進することや、自動車の脱炭素化を推進していく必要があります。

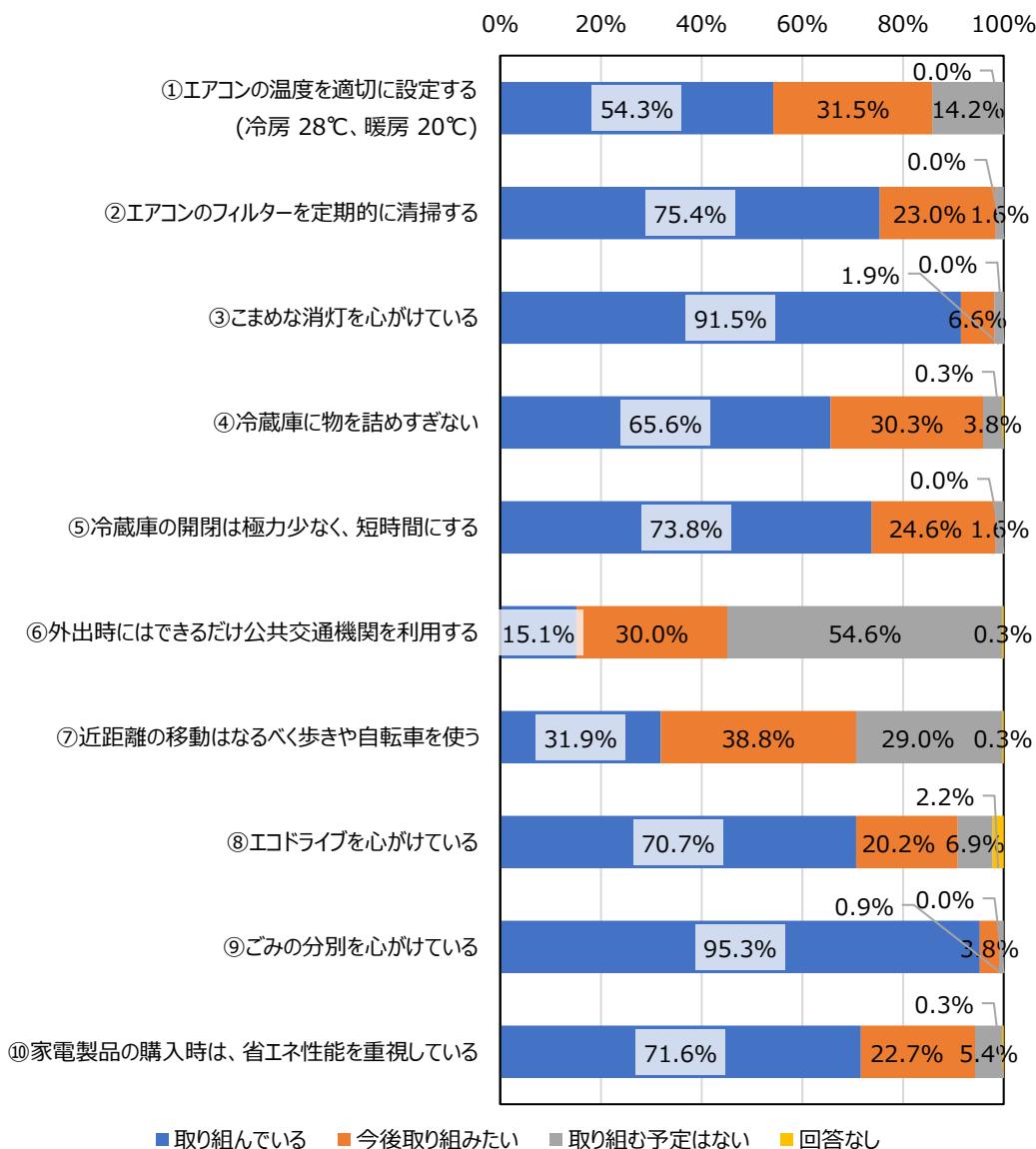


図3-36 地球温暖化対策に資する取組の実施状況【それぞれ単数回答】
(町民意識調査)

地球温暖化の原因となる二酸化炭素を削減するため、町に行ってほしい取組については、「太陽光発電、蓄電池、省エネ設備導入のための補助金等支援制度の充実」が最も多く、次いで「公共交通機関の利便性向上」の回答が多くなりました。既存の補助制度拡充やメニューの多様化について検討していく必要があります。

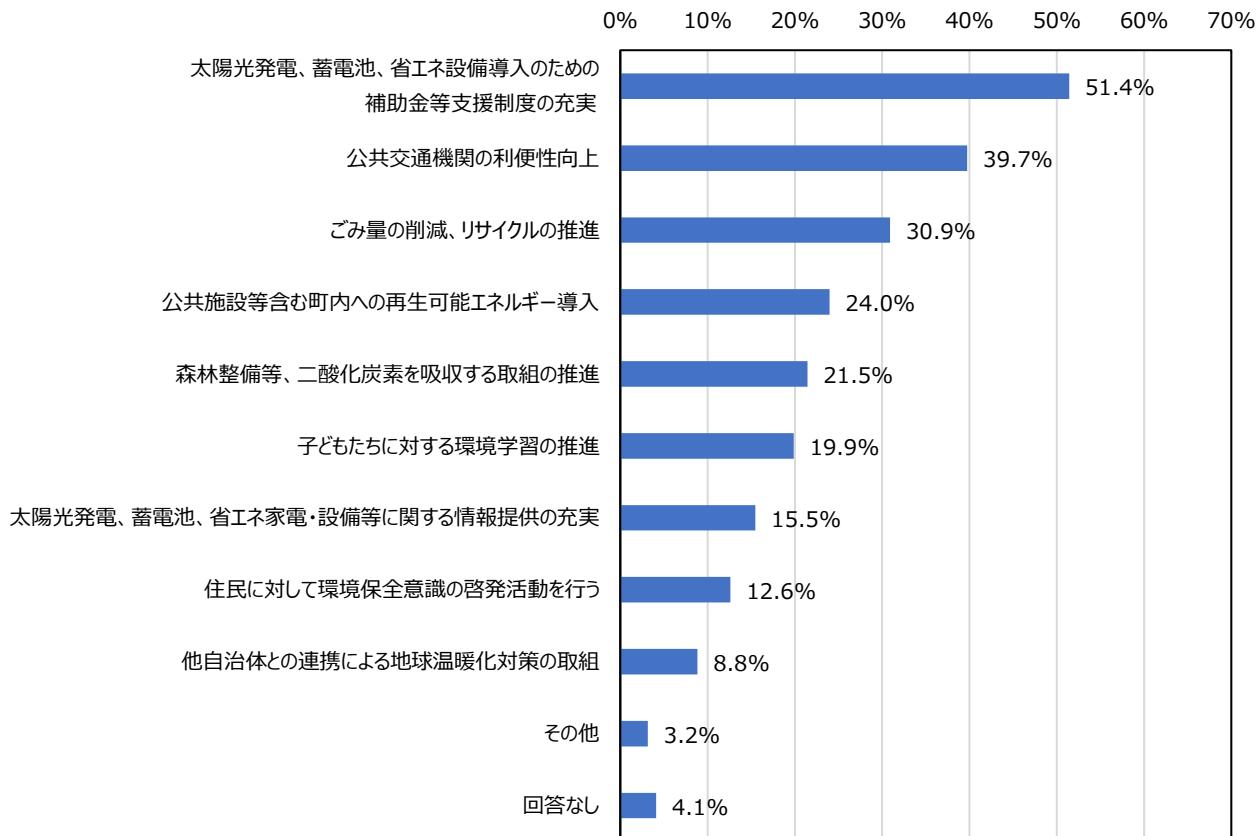


図3-37 町に行ってほしい地球温暖化対策【複数回答】(町民意識調査)

また、地球温暖化に伴う気候変動の影響に対処するため、町が優先的に進めていくべき取組の分野については、「自然災害(洪水・土砂崩れ)」が最多く、次いで「水環境・水資源(渴水・水質保全)」の回答が多くなりました。本結果を踏まえ、気候変動への適応策を検討します。

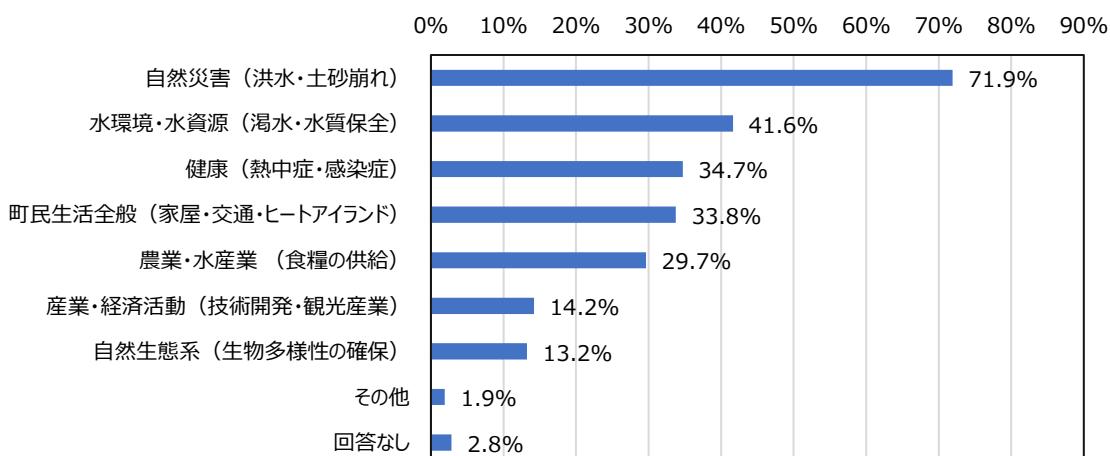


図3-38 気候変動の影響への対応について町が優先的に進めるべき分野【複数回答】(町民意識調査)

(2) 事業者

温室効果ガス排出量の削減に向けて、削減目標や方針を47%の事業者が「定めている」、「現在検討中である」と回答し、48%の事業者は削減目標や方針の設定に消極的でした。

エネルギー消費量の見える化や脱炭素経営に向けた普及啓発を行う必要があります。

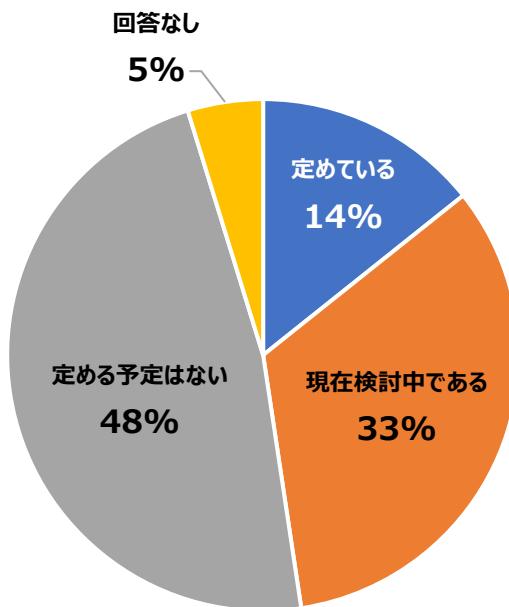


図3-39 温室効果ガス排出量削減に向けた目標や方針の設定状況【単数回答】
(事業者意識調査)

地球温暖化対策を進める上での課題については、「手間や時間がかかる」が最も多く、次いで「費用対効果が分かりづらい」、「資金の不足」の回答が多くなりました。

補助制度の検討や情報提供を推進していく必要があります。

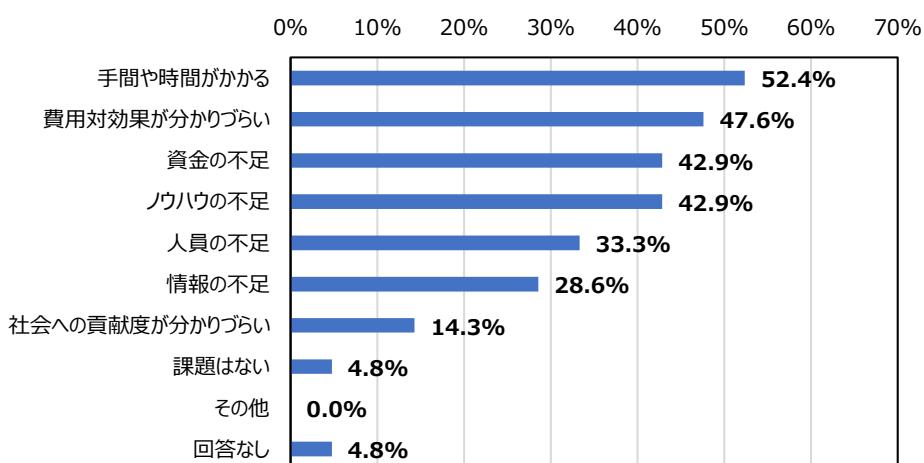


図3-40 地球温暖化対策を進める上での課題【複数回答】(事業者意識調査)

地球温暖化対策に関して知りたい情報は「事業者向けの支援制度、補助金等の情報」が最も多く、次いで「地球温暖化防止のために行動すべき具体的な取組やその効果に関する情報」、「国や県、町が行っている取組に関する情報」となりました。

本町に関する情報のみならず、国や県において行っている補助制度や取組の情報を積極的に提供していく必要があります。

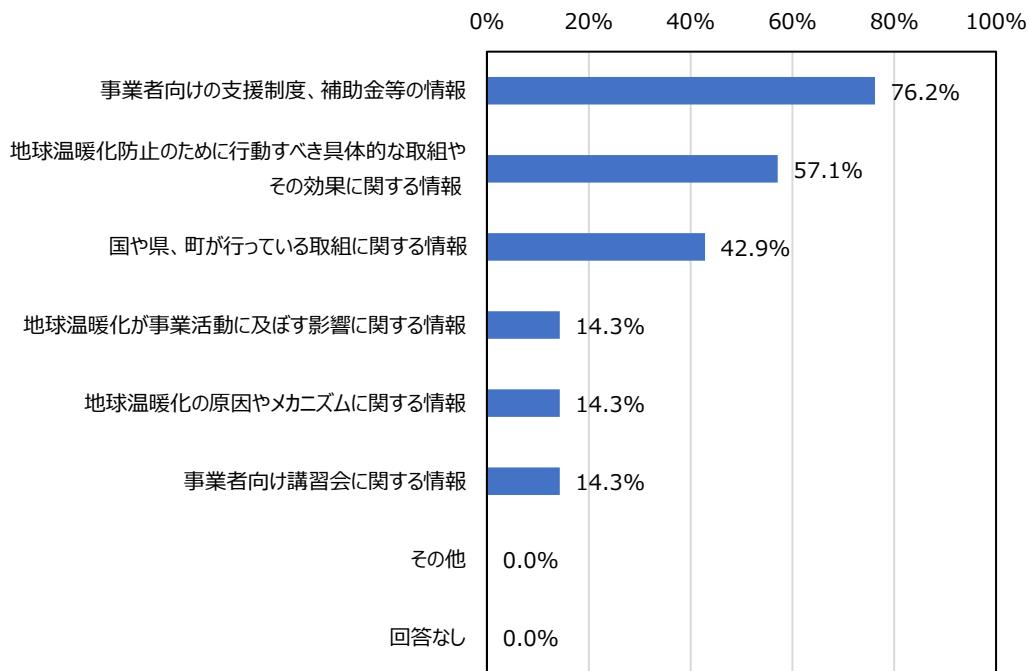


図3-41 地球温暖化に関して知りたい情報【複数回答】(事業者意識調査)

地球温暖化への対応で町に行ってほしい取組については、「地球温暖化対策への補助金等支援制度の充実」が最も多く、次いで「地球温暖化に関する対策手法や効果等の情報提供」、「町として具体的な地球温暖化対策の目標を示すこと」となりました。

補助金等支援制度の拡充を検討するとともに、本計画において町の地球温暖化に関する具体的な方針、目標を示し、情報提供を積極的に行う必要があります。

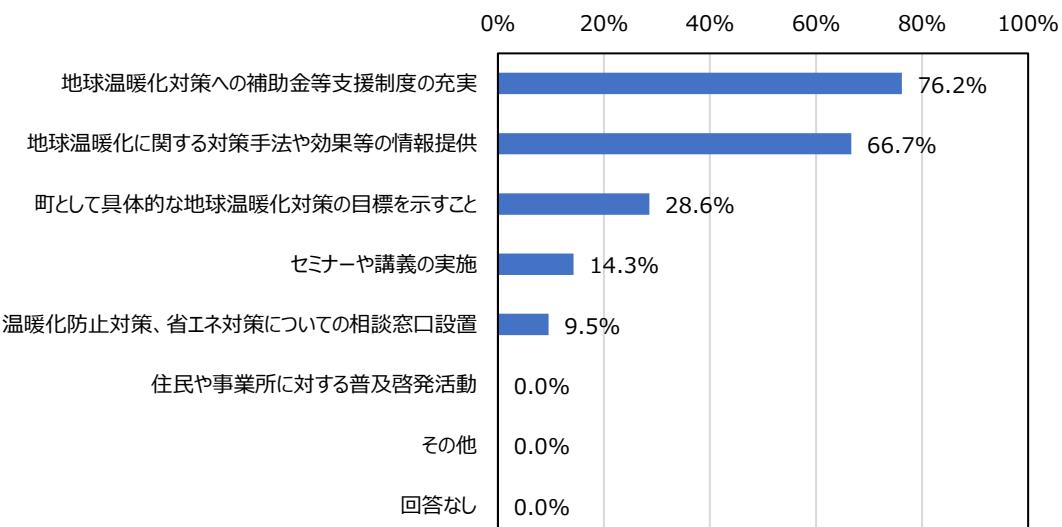


図3-42 地球温暖化への対応で町に行ってほしい取組【複数回答】(事業者意識調査)



4-1 温室効果ガス排出量の現況

(1) 温室効果ガス排出量の現況推計の考え方

温室効果ガス排出量の現況推計は、表2-1に掲げる本計画の対象部門・分野の温室効果ガスについて、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値をもとに、アンケート結果を盛り込んだ本町独自の推計値である「現況排出量独自推計」を算出しました。

この「現況排出量独自推計」は、「自治体排出量カルテ」が国や都道府県の排出量から世帯数等統計値に基づく按分によって算出されているのに対し、アンケートに基づく町民や事業者のエネルギー使用量の実態を反映したものであり、より正確に本町の排出量を表していると考えられます。今後も進捗管理の際にアンケート等を実施することにより、削減努力の成果を反映することが可能です。

なお、自治体排出量カルテで使用されている現況推計の算出方法は、排出される二酸化炭素が活動量に比例すると仮定し、都道府県の活動量あたりの二酸化炭素排出量に市区町村の活動量を乗じて推計されています。部門別の算出方法の詳細は資料編に記載します。

(2) 温室効果ガス排出量の現況推計

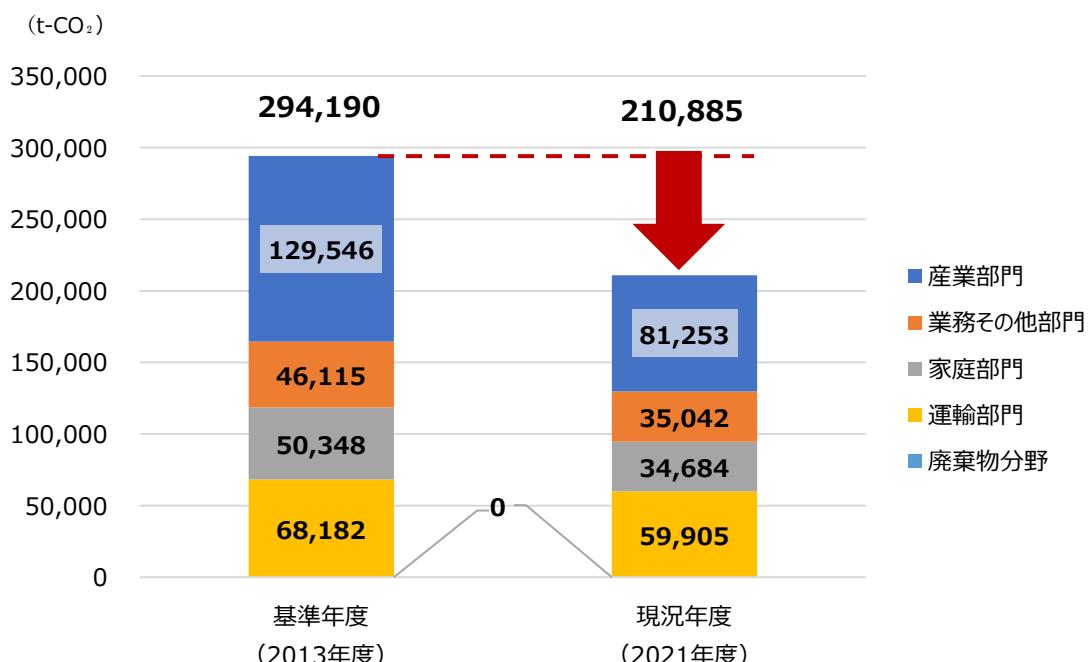
本町の温室効果ガス排出量の現況は以下のとおりです。本町における令和3(2021)年度の二酸化炭素排出量は210,885t-CO₂で、全体として平成25(2013)年度(基準年度)から、28.3%減少している一方で、運輸部門の貨物による排出量は増加しています。

表4-1 基準年度及び現況年度の排出量等の状況

区分		2013年度(基準年度)			2021年度(現況年度)			
		活動量	単位	排出量 (tCO ₂ /年)	活動量	単位	排出量 (tCO ₂ /年)	基準年度比
産業部門	製造業	4,814,458	万円	126,566	5,264,640	万円	78,928	-38%
	建設業・鉱業	1,339	人	2,625	1,173	人	2,325	-11%
	農林水産業	8	人	355	0	人	0	-100%
業務その他部門		8,777	人	46,115	10,778	人	35,042	-24%
家庭部門		14,945	世帯	50,348	16,267	世帯	34,684	-31%
運輸部門	自動車	21,502	台	39,354	22,707	台	30,861	-22%
		5,771	台	28,828	6,390	台	29,044	1%
廃棄物分野	一般廃棄物	-	トン	0	-	トン	0	-
合計				294,190			210,885	-28.3%

※2021年度(現況年度)は自治体排出量カルテにアンケート結果を加味した値。

※活動量のデータは、産業部門・業務その他部門は「経済センサス活動調査」、家庭部門は「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」、運輸部門は「自動車保有車両数統計電子データ版」のもの。廃棄物分野においては、ごみの焼却処理を行っていないため、廃棄物分野における排出量は0t-CO₂とする。



※本町においては、ごみの焼却処理を行っていないため、廃棄物分野における排出量は0t-CO₂とする。

図4-1 温室効果ガス排出量の現況

4-2 温室効果ガス排出量の将来推計

(1) 温室効果ガス排出量の将来推計の考え方

温室効果ガス排出量の将来推計は、基準年度の排出量から、①世帯数や製造品出荷額の増減等の活動量変化を考慮した場合の将来推計結果（現状すう勢：BAU）をもとに、②本計画で予定する施策に基づいて温室効果ガス排出削減対策が各主体で実施された場合の削減量（追加的削減量）を算出します。

また、③吸収量及び④再生可能エネルギーの導入による削減量を算出します。以上を総合的に踏まえた値で、令和12（2030）年度及び令和32（2050）年度の温室効果ガス排出量を推計します。

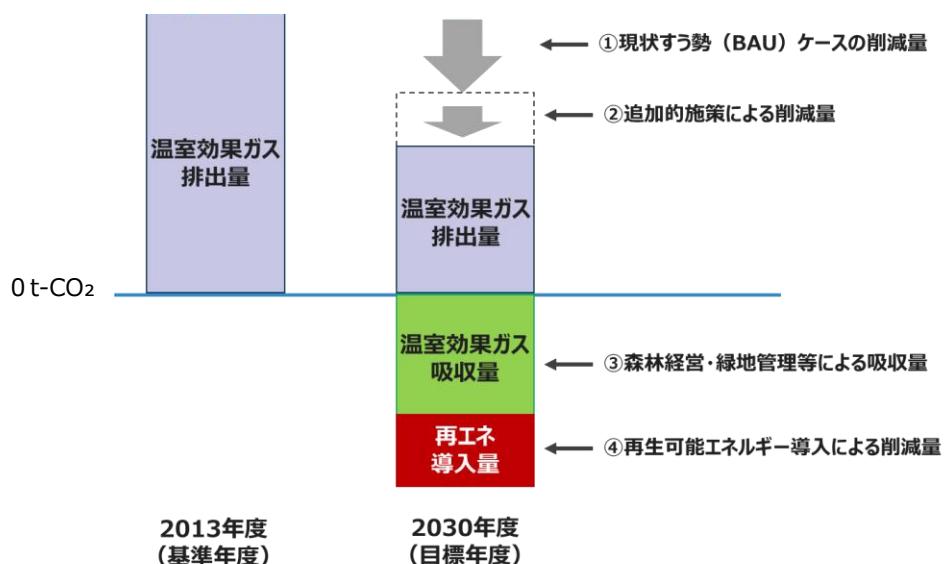


図4-2 将来推計の考え方のイメージ

(2) 現状すう勢における温室効果ガス排出量の将来推計 (BAU)

本町における将来の温室効果ガス排出量について、今後追加的な対策を見込まないまま、町の世帯数や産業等における活動量の変化に基づく排出量を推計した結果（現状すう勢における将来推計結果）を示します。

なお、活動量の変化については、各活動項目について現況年度（令和3（2021）年度）を起点として過去10年間の実績をもとにそれぞれの将来推計年度の活動量を求めています。

また、令和12（2030）年度及び令和32（2050）年度の電力排出係数については国の地球温暖化対策計画において示されている0.000253t-CO₂/kWhを用いています。

推計の結果、令和12（2030）年度の排出量は172,675t-CO₂、令和32（2050）年度の排出量は177,151t-CO₂と算出されました。

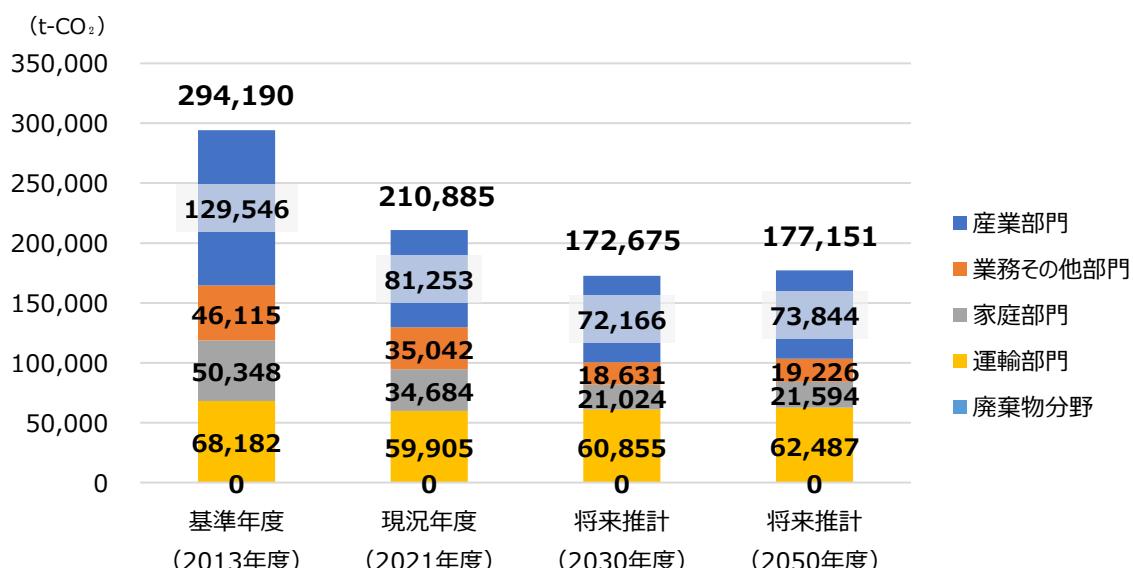
表4-2 活動量の将来変化

区分		活動項目	単位	2013年度	2021年度	2030年度	2050年度
産業部門	製造業	製造品出荷額	億円	481	526	550	564
	建設業・鉱業	従業員数	人	1,339	1,173	990	903
	農林水産業	従業員数	人	8	0	0	0
業務その他部門		従業員数	人	8,777	10,778	9,669	9,978
家庭部門		世帯数	世帯	14,945	16,267	16,355	16,799
運輸部門	自動車	旅客	保有台数	21,502	22,707	22,945	23,404
		貨物	保有台数	5,771	6,390	6,528	6,750
廃棄物分野	一般廃棄物	焼却量	トン	0	0	0	0

表4-3 温室効果ガス排出量の将来推計(現状すう勢ケース) (単位 t-CO₂)

区分	基準年度 2013年度	現況年度 2021年度	将来推計	将来推計
			2030年度	2050年度
産業部門	129,546	81,253	72,166	73,844
業務その他部門	46,115	35,042	18,631	19,226
家庭部門	50,348	34,684	21,024	21,594
運輸部門	68,182	59,905	60,855	62,487
廃棄物分野	0	0	0	0
合計	294,190	210,885	172,675	177,151

※本町においては、ごみの焼却処理を行っていないため、廃棄物分野における排出量は0t-CO₂とする。



※本町においては、ごみの焼却処理を行っていないため、廃棄物分野における排出量は0t-CO₂とする。

※森林吸収量については、森林整備等の対策が講じられている状態において発生するものであるため、現状のまま対策を講じないケース(BAUケース)には含まないこととする。

図4-3 温室効果ガス排出量の将来推計(現状すう勢ケース)

(3) 追加的削減量

ア 省エネルギー対策に係る削減量

本計画の第6章で記載されている省エネ対策を実施することにより、現状すう勢ケースからさらなる温室効果ガス排出削減量が見込まれます。国が地球温暖化対策計画（令和3（2021）年10月閣議決定）において掲げる取組による削減見込量から本町の活動量比に応じて削減見込量を算出しました。

推計の結果、令和12（2030）年度までに表4-4に記載の追加的施策を実施することにより、13,689t-CO₂の削減量が見込まれました。

表4-4 追加的施策による削減見込み量（2030年度）

区分	取組の内容	削減量 (t-CO ₂)
産業部門	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率空調の導入 ・産業用照明の導入 ・廃プラスチックの製鉄所でのケミカルリサイクル拡大 ・混合セメントの利用拡大 	1,010
業務その他 部門	<ul style="list-style-type: none"> ・業務用給湯器の導入 ・高効率照明の導入 ・ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の脱炭素化 ・クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進 	1,619
家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の省エネルギー化（新築） ・住宅の省エネルギー化（改修） ・高効率照明の導入 ・クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進 ・家庭エコ診断 	4,068
運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> ・LED道路照明の整備促進 ・公共交通機関の利用促進 ・自転車の利用促進 ・カーシェアリング ・エコドライブ 	3,843
廃棄物分野	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進 ・家庭における食品ロスの削減 	124
その他 部門横断	<ul style="list-style-type: none"> ・国の率先的取組 ・建築物の省エネルギー化（新築） ・建築物の省エネルギー化（改修） 	3,025
合計		13,689

また、令和32（2050）年度までに表4-4に記載の省エネ対策に加え、以下の対策も行うことで、さらなる削減を目指します。

表4-5 追加的施策による削減見込み量（2050年度）

区分	取組の内容	削減量の合計 (t-CO ₂)
産業部門	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率空調の導入 ・産業用照明の導入 ・廃プラスチックの製鉄所でのケミカルリサイクル拡大 ・混合セメントの利用拡大 	5,179
	<ul style="list-style-type: none"> ・産業ヒートポンプの導入 ・低炭素工業炉の導入 ・産業用モータ・インバータの導入 ・高性能ボイラーの導入 ・ハイブリッド建機等の導入 ・業種間連携省エネルギーの取組推進 ・燃料転換の推進 	
業務その他部門	<ul style="list-style-type: none"> ・業務用給湯器の導入 ・高効率照明の導入 ・ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の脱炭素化 ・クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進 	4,848
	<ul style="list-style-type: none"> ・冷媒管理技術の導入 ・トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上 ・BEMSの活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施 ・EVごみ収集車の導入 	
家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の省エネルギー化（新築） ・住宅の省エネルギー化（改修） ・高効率照明の導入 ・クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進 ・家庭エコ診断 	9,393
	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率給湯器の導入 ・浄化槽の省エネルギー化（一般住宅） ・浄化槽の省エネルギー化（マンション） ・トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上 ・HEMS、スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施 	

運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> ・LED道路照明の整備促進 ・公共交通機関の利用促進 ・自転車の利用促進 ・カーシェアリング ・エコドライブ 	20,062
	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代自動車の普及、燃費改善 ・道路交通流対策等の推進 ・高度道路交通システム(ITS)の推進(信号機の集中制御化) ・交通安全施設の整備(信号機の改良・プロファイル(ハイブリッド)化) ・交通安全施設の整備(信号灯器のLED化の推進) ・環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化 ・トラック輸送の効率化 ・共同輸配送の推進 ・物流施設の脱炭素化の推進 	
廃棄物分野	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進 ・家庭における食品ロスの削減 ・バイオマスプラスチック類の普及 ・廃プラスチックのリサイクルの促進 	2,429
その他 部門 横断	<ul style="list-style-type: none"> ・国の率先的取組 ・建築物の省エネルギー化(新築) ・建築物の省エネルギー化(改修) 	3,077
合計		44,988

イ 再生可能エネルギーの導入による削減量

「3-9 再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル」において算出された再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを踏まえ、再生可能エネルギー種別ごとに導入見込み量を設定しました。それぞれの導入見込み量に基づく削減量は以下のとおりです。

なお、令和12(2030)年度までは太陽光発電のみの導入、そして令和12(2030)年度以降令和32(2050)年度までは技術革新や導入コストの低下を想定し、地中熱の導入、さらに再生可能エネルギー資源を豊富にもつ他地域との連携により町外からの再エネ由来電力の導入等を行うこととしました。

表4-6 再生可能エネルギー導入量と二酸化炭素削減量(電気)

再生可能エネルギー種別	2030 年度		2050 年度	
	導入量 (MWh/年)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)	導入量 (MWh/年)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)
太陽光発電(建物系)	6,094	1,542	124,398	31,473
太陽光発電(土地系)	5,542	1,402	15,022	3,801
他地域との連携による再エネ導入	-	-	344,337	87,117
合計	11,636	2,944	483,757	122,390

表4-7 再生可能エネルギー導入量と二酸化炭素削減量(熱)

再生可能エネルギー種別	2030 年度		2050 年度	
	導入量 (GJ/年)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)	導入量 (GJ/年)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)
太陽熱	-	-	43,802	3,078
地中熱	-	-	75,490	5,207
合計	-	-	119,292	8,286

ウ 吸収量

本町の森林全体の温室効果ガス吸収量は、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」のうち「森林吸収源対策を行った森林の吸収のみを推計する簡易手法」に基づいて推計しました。

推計の対象とする森林は「森林経営対象森林」であり、森林経営活動に伴う面積に森林経営活動を実施した場合の吸収係数(2.46t-CO₂/ha・年)を乗じて算出しました。

本町には1,824haの森林が存在しており、国有林、県有林、町有林、私有林によって構成されています。全森林の人工林率は69%であり、人工林ではヒノキが多くを占めています。

国有林とそれ以外の民有林の樹種ごとの森林面積に対し、林野庁が公表しているFM率(Forest Management 率、森林経営率)をそれぞれ乗じて森林経営面積を算出し、吸収係数を乗じて二酸化炭素吸収量を算出したところ、3,187t-CO₂/年となりました。

表4-8 宇美町の国有林の森林経営面積(単位:ha)

区分	樹種	国有林	国有林 FM 率	国有林 FM 面積
人工林	スギ	75	0.92	69
	ヒノキ	363	0.92	334
	その他	15	0.84	12
天然林	全樹種	211	0.68	143
合計				558

表4-9 宇美町の民有林の森林経営面積(単位:ha)

区分	樹種	民有林	民有林 FM率	民有林 FM面積
人工林	スギ	132	0.89	118
	ヒノキ	643	0.84	540
	その他	26	0.73	19
天然林	全樹種	133	0.46	61
合計				737

※FM率は表4-8、表4-9いずれも林野庁「森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」対象森林率調査(指導取りまとめ業務)」で示されている2020年度の値を使用。

表4-10 宇美町の森林経営面積と年間森林吸収量の推計

区分	面積	単位	CO ₂ 吸収量	単位
国有林	558	ha	1,373	t-CO ₂ /年
民有林	737	ha	1,814	t-CO ₂ /年
合計	1,295	ha	3,187	t-CO ₂ /年

(4) 宇美町における温室効果ガス排出量の将来推計まとめ

前述(2)、(3)を踏まえて推計した令和12(2030)年度及び令和32(2050)年度の温室効果ガス排出量の見込みは以下のとおりです。それぞれ152,979t-CO₂、0t-CO₂であり、基準年度比(平成25(2013)年度比)で48%、100%の削減が見込まれます。

表4-11 温室効果ガス排出量の将来推計(単位:t-CO₂)

区分	基準年度 2013年度	現況年度 2021年度	将来推計 2030年度		将来推計 2050年度	
			排出量	2013年度比 増減率	排出量	2013年度比 増減率
産業部門	129,546	81,253	69,725	-46.2%	67,208	-48.1%
業務その他部門	46,115	35,042	15,580	-66.2%	12,920	-72.0%
家庭部門	50,348	34,684	16,874	-66.5%	11,392	-77.4%
運輸部門	68,182	59,905	56,930	-16.5%	42,344	-37.9%
廃棄物分野	0	0	0	-	0	-
吸収量	-	-	-3,187	-	-3,187	-
再生可能 エネルギー導入	-	-	-2,944	-	-130,676	-
合計	294,190	210,885	152,979	-48.0%	0	-100.0%

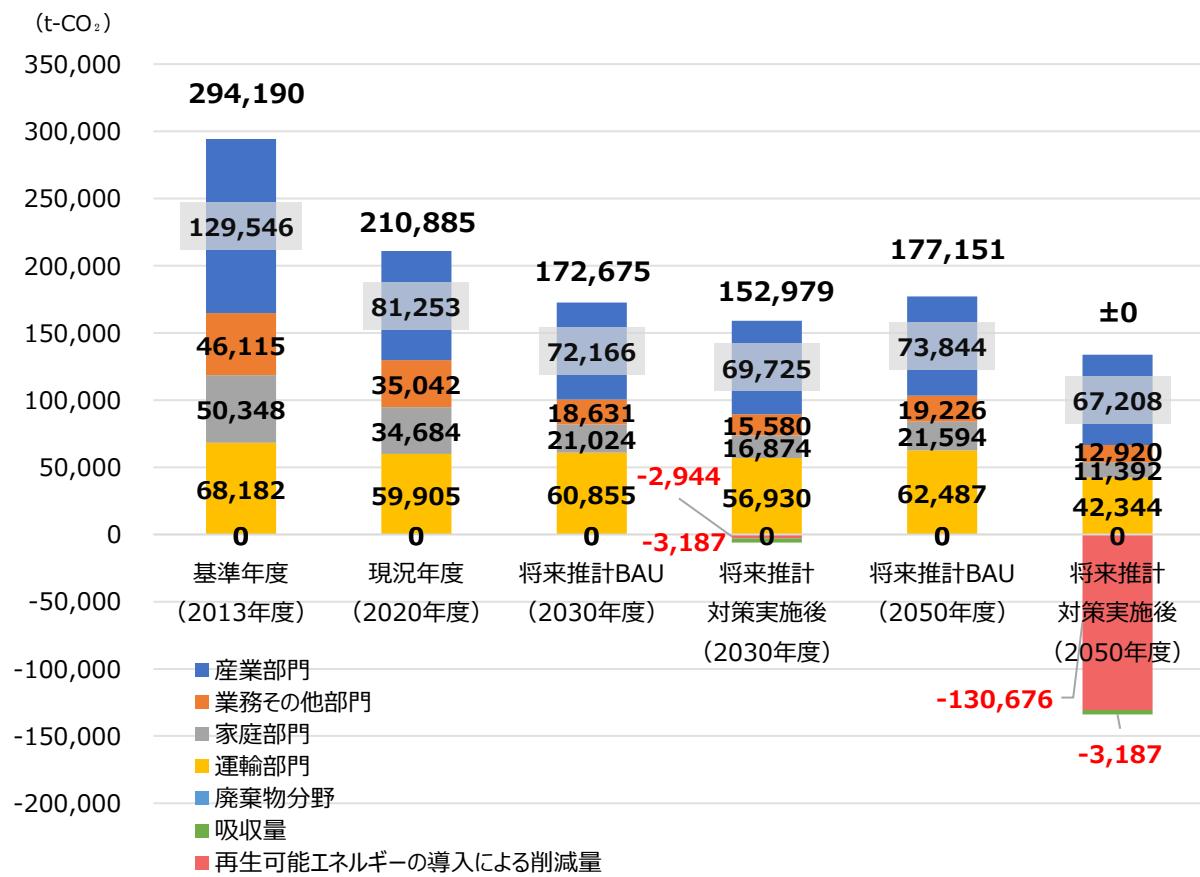


図4-4 温室効果ガス排出量の将来推計のまとめ



第 5 章 将来像と計画の目標

5-1 将来像と計画の目標

地球環境にやさしい持続可能なまちを次の世代に引き継ぐために、町、町民、事業者が連携を図り、ゼロカーボンシティの実現を目指す必要があります。

各主体が同じ方向に向いて取組を推進するため、将来像として「豊かな自然と 人のつながりで 持続可能な未来を「うみ」だそう」を掲げました。

本計画の施策を連動的に推進し、各数値目標を達成することで、将来像の実現を目指すとともに、地域課題の同時解決を図り、SDGsの達成にも寄与します。



5-2 地域課題同時解決の考え方

国の第六次環境基本計画では、環境政策の目指すところは、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全と、それを通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」であるとされ、「ウェルビーイング／高い生活の質」が環境・経済・社会の統合的向上の共通した上位の目的として設定されています。

また、地方公共団体は、地球温暖化対策のみならず、人口減少や少子高齢化への対応、地域経済の活性化等、様々な社会経済的な課題を抱えていることから、これらの課題を複合的に解決していくことが求められています。

本町においても、地球温暖化対策と併せて地域の諸課題を解決することを念頭に施策を推進し、SDGsへの貢献、住民の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を目指します。

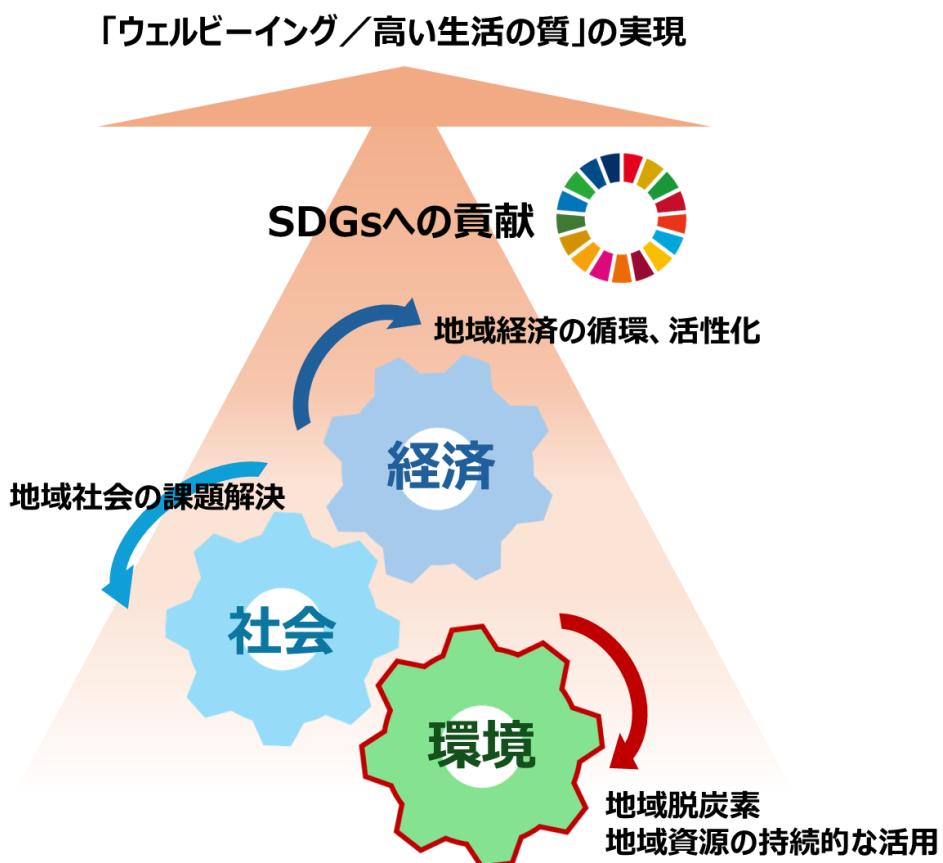


図5-1 「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現イメージ

5-3 温室効果ガス削減目標

国の「地球温暖化対策計画」では、中期目標として「令和12(2030)年度において、温室効果ガスを平成25(2013)年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていく」旨が示されています。

また、県の「福岡県地球温暖化対策実行計画(第2次)」においても、国の目標と同様に、令和12(2030)年度における温室効果ガス排出量を、平成25(2013)年度比で46%削減する目標が掲げられています。

本町においては、第4章における温室効果ガス排出量の推計結果を踏まえ、国や県より高い目標を達成することが可能であるとし、本町における温室効果ガス削減目標を以下のとおり定めます。

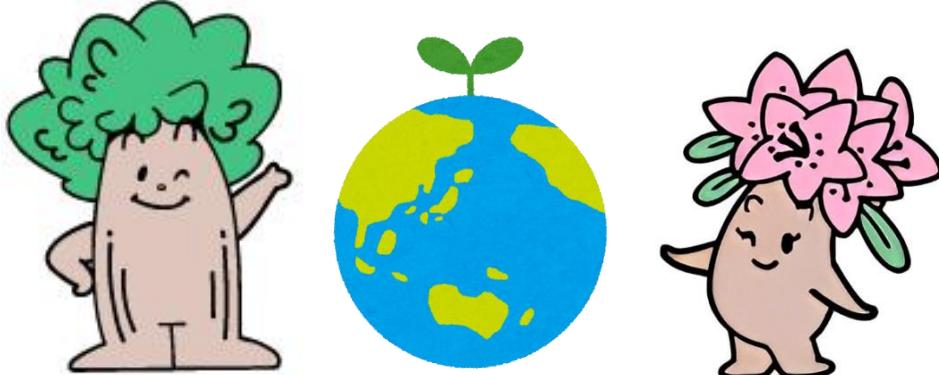
温室効果ガス削減目標(中期目標)

令和12(2030)年度の町内における二酸化炭素排出量について、
平成25(2013)年度比で48%削減します。

温室効果ガス削減目標(長期目標)

令和32(2050)年度までのできるだけ早期に
二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指します。

＼目標達成に向け、地球温暖化の問題を自分ごととして捉え、行動を起こしましょう！／



5-4 再生可能エネルギー導入目標

前述の温室効果ガス削減目標達成とともに、町内におけるエネルギー需要を再生可能エネルギーで賄うことと、エネルギーの地産地消による地域経済の活性化を目指すため、以下のとおり再生可能エネルギー導入目標を設定しました。

再生可能エネルギー導入目標（中期目標）

令和12（2030）年度導入目標（電気）： 11,636 MWh/年

再生可能エネルギー導入目標（長期目標）

令和32（2050）年度導入目標（電気）： 483,757 MWh/年
 令和32（2050）年度導入目標（熱）： 119,292 GJ/年

表5-1 再生可能エネルギー導入目標の内訳（電気）

エネルギー種別	2030 年度導入目標 (MWh/年)	2050 年度導入目標 (MWh/年)	2050 年度の実現イメージ
太陽光 (建物系)	6,094	124,398	約8割の戸建て住宅等の屋根に太陽光発電設備が設置されている。
太陽光 (土地系)	5,542	15,022	約5割の耕地等に太陽光発電設備が設置されている。
他地域からの 再生可能 エネルギー導入	—	344,337	2050年度カーボンニュートラル達成のために必要な削減量を他地域からの再生可能エネルギー導入により賄う。
合計	11,636	483,757	—

表5-2 再生可能エネルギー導入目標の内訳（熱）

エネルギー種別	2030 年度導入目標 (GJ/年)	2050 年度導入目標 (GJ/年)	2050 年度の実現イメージ
太陽熱	—	43,802	2030年度以降、ポテンシャルの約5割の太陽熱が利用されている。
地中熱	—	75,490	2030年度以降、ポテンシャルの約1割の地中熱が利用されている。
合計	—	119,292	—



第6章 目標達成に向けた施策

6-1 施策の体系図

【貢献するSDGs】



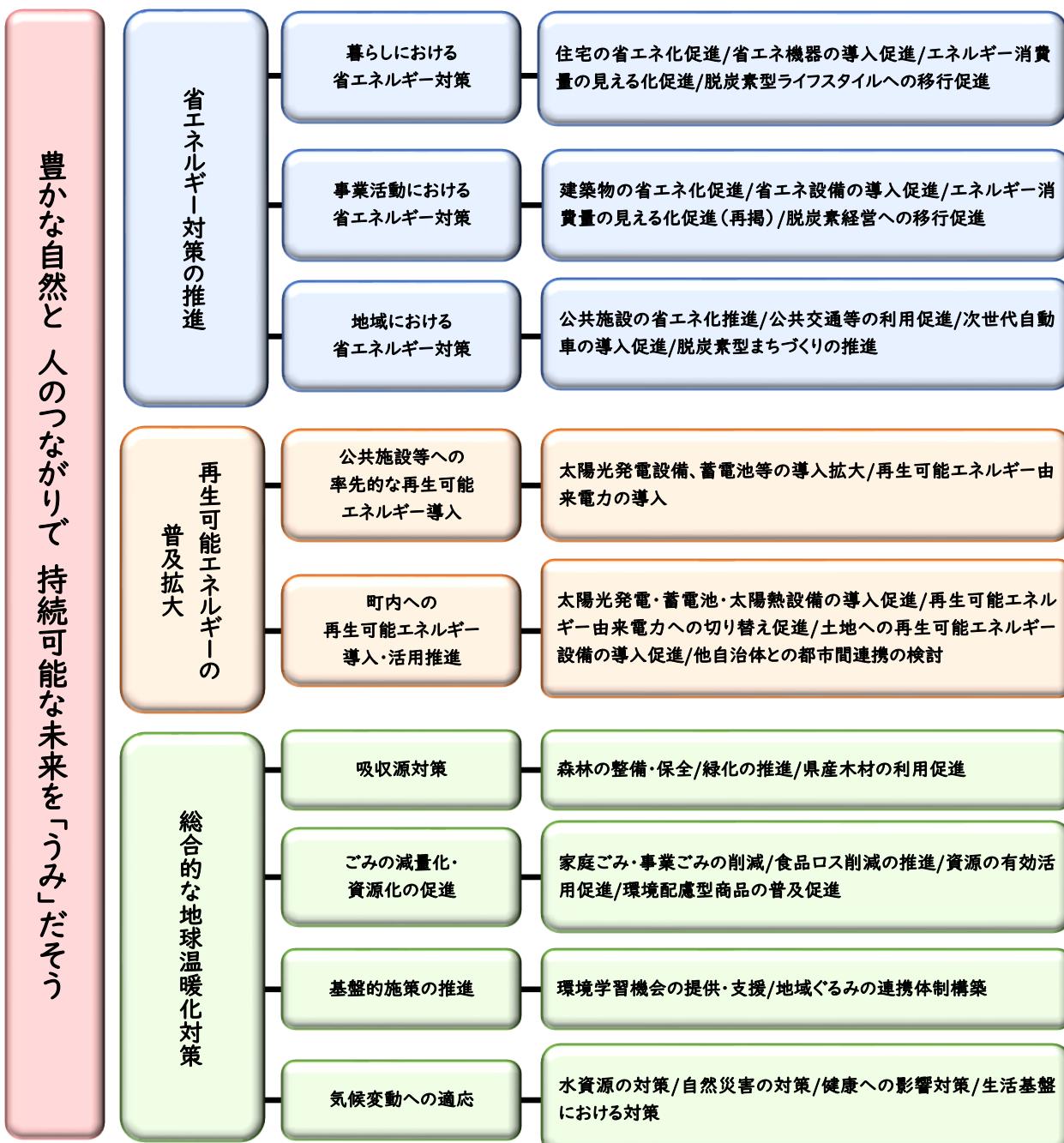
【将来像】

豊かな自然と人のつながりで持続可能な未来を「うみ」だそう

【基本方針】

【施 策】

【具体的な取組】



6-2 施策の推進

本計画の目標実現に向けた施策について、基本方針ごとに具体的な取組を示します。行政が旗振り役となり、率先して施策を推進するとともに、町民、事業者と協働し、一丸となって脱炭素化を進めます。

基本方針 | 省エネルギー対策の推進

《貢献する SDGs》



私たちの日常生活に欠かすことのできない電気、ガス等はもちろん、現代社会の基礎になっている運輸、通信等はすべてエネルギーを利用しています。脱炭素に向けて、まずは、エネルギー消費量を減らす、いわゆる省エネルギー対策を推進し、温室効果ガスの大部分を占めるエネルギー起源の二酸化炭素排出量を削減する必要があります。

省エネルギー対策には、こまめに電源を切るなどの身近な取組から、省エネタイプの設備・機器を導入するといった費用がかかるものまで幅広くあります。

まずは、一人一人が省エネルギー対策を意識し、できることから実践することが大切です。

第6章

目標達成に向けた施策

施策 | 暮らしにおける省エネルギー対策

省エネルギー性能に優れた新築住宅、リフォームの普及を進めるとともに、エネルギー使用量を把握し、適切な省エネ手法について情報提供や支援を行うことにより、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進します。

町の取組	内容
住宅の省エネ化促進	既存の住宅、建築物の高気密化、高断熱化等の省エネルギー化や新築住宅におけるZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)について、普及啓発を行うとともに、実施支援(補助金等の交付)を検討します。 また、省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額措置事業の普及啓発も引き続き行います。
省エネ機器の導入促進	高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コーチェネレーション等の省エネ性能が高い設備・機器の購入について、普及啓発を行うとともに、導入支援(補助金等の交付)を検討します。 また、購入だけではなく、省エネ性能が高い設備・機器のリース導入に対しても普及啓発や、導入支援を検討します。
エネルギー消費量の見える化促進	エネルギー消費量を知り、対策を講じることを促すため、EMS(エネルギー・マネジメントシステム)に関する情報提供を行うとともに、二酸化炭素排出量の見える化を図ります。
脱炭素型ライフスタイルへの移行促進	脱炭素なライフスタイルへの変革に向け、町民、事業所へ「ゼロカーボンアクション30」や「デコ活」、「うちエコ診断」等の普及啓発を行うとともに、町が率先して環境に配慮した行動を行います。

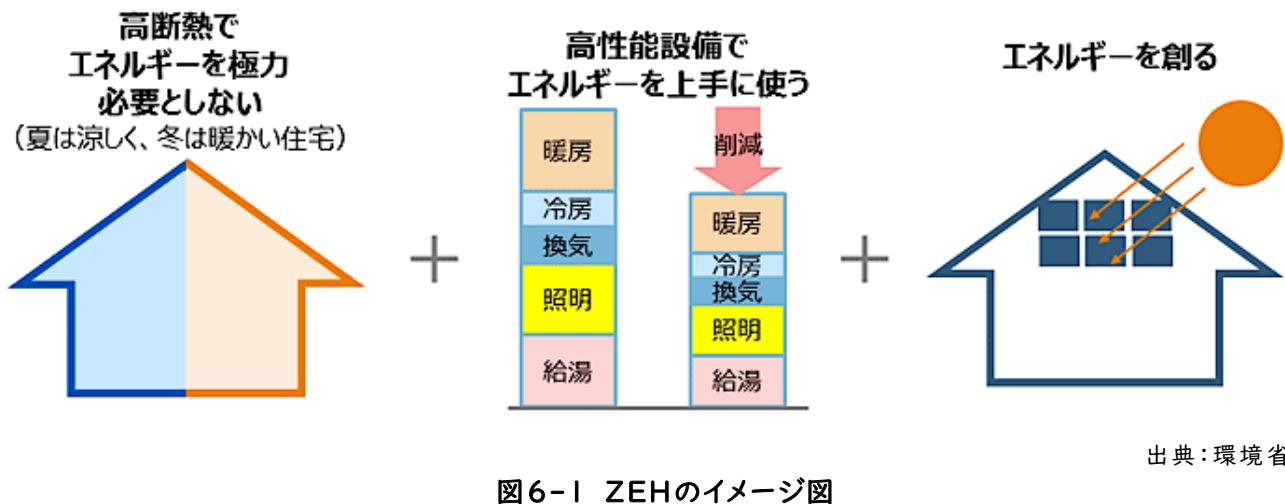


図6-1 ZEHのイメージ図

Column: デコ活で将来の豊かな暮らしを

「デコ活」とは、二酸化炭素(CO₂)を減らす(Decarbonization)と、環境に良い(eco)を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉で、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量削減のために、国民・消費者行動変容、ライフスタイル変革を後押しするための新しい国民運動です。



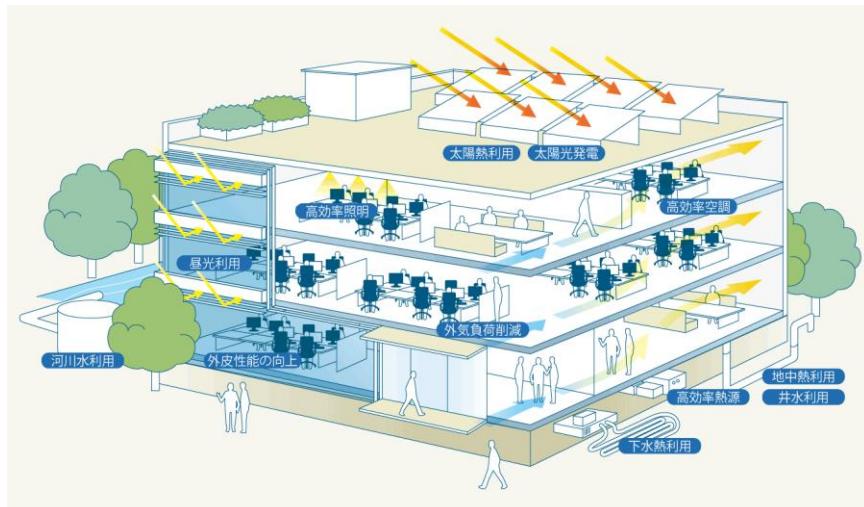
出典:環境省デコ活

施策2 事業活動における省エネルギー対策

事業者に対して、情報提供、普及啓発を行うことにより、省エネ性能に優れた建築物の普及を進めるとともに、エネルギー使用量の把握や省エネルギー性能が高い設備・機器の自主的かつ計画的な導入を促進します。

また、ICTやロボット技術等の導入による事業活動の省力化、効率化の取組について、普及啓発、支援を行います。

町の取組	内容
建築物の省エネ化促進	既存の建築物の高気密化、高断熱化等の省エネルギー化や新築の建築物におけるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）について、普及啓発を行うとともに、実施支援（補助金等の交付）を検討します。
省エネ設備の導入促進	高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コーチェネレーション等の省エネ性能の高い設備・機器の導入について、普及啓発を行うとともに、導入支援（補助金等の交付）を検討します。
エネルギー消費量の見える化の促進（再掲）	エネルギー消費量を知り、対策を講じることを促すため、EMS（エネルギー・マネジメントシステム）に関する情報提供を行うとともに、二酸化炭素排出量の見える化を図ります。
脱炭素経営への移行促進	脱炭素経営への移行を促進するため、先行企業の取組に関する情報提供や、二酸化炭素排出量の把握、削減目標や計画の策定に関する支援を行います。



出典：省エネポータル

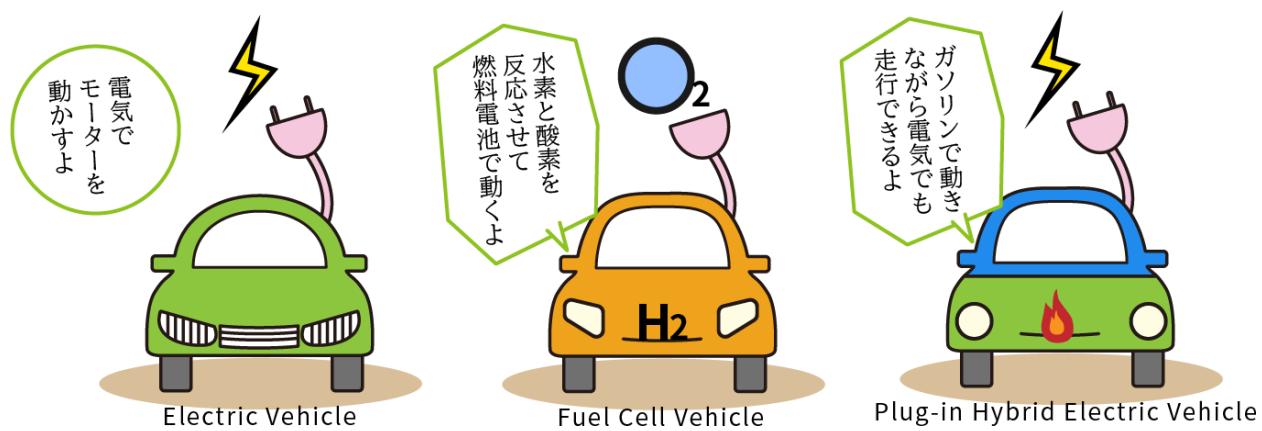
図6-2 ZEBのイメージ図

施策3 地域における省エネルギー対策

町の実情に応じたデマンド型交通等の公共交通体系の構築を推進して公共交通機関等の利便性の向上を図り、普及啓発を行うことで町民の利用を促進します。自動車交通における環境負荷の低減のほか、蓄電、給電機能の活用等社会的価値にも着目し、EV、FCVへの転換を促進し、併せて国等の制度の活用によるインフラ整備を促進します。

さらに、効率的な土地利用や交通流対策等によるコンパクトなまちづくりを推進します。

町の取組	内容
公共施設の省エネ化推進	公共施設（町営住宅を含む）について、省エネ機器導入やZEB・ZEH化を推進します。
公共交通等の利用促進	AI オンデマンドバス「のるーと宇美」の利用を促すため、引き続き運行システムの改良や案内の継続的な実施等に取り組んでいくとともに、公共交通利用への行動変容を促すモビリティマネジメントを行います。
次世代自動車の導入促進	ZEV（ゼロエミッション・ビークル）等の次世代自動車の導入促進に向けた情報提供、普及啓発、実施支援（補助金等の交付）を検討するほか、国等の制度を活用した充電・充填インフラ整備を促進します。 また、運輸業の車両においては、車両更新時にEVや水素車両、燃料電池車両等環境配慮型車両の導入を促進します。
脱炭素型まちづくりの推進	「宇美町都市計画マスターplan」の将来都市構造に基づき適切な土地利用を推進し、JR宇美町駅周辺を本町の中心地として「中心拠点」に位置づけ、まとまりのある市街地環境を構築します。



出典：環境省

図6-3 EV、FCV、PHVの特徴

基本方針 | 省エネルギー対策の推進 における主体別の取組



町民 の取組

- 節電や節水を心がける。
- 冷暖房機器は適切な温度設定を行う。
- 住宅の新築、増改築時は、省エネルギー性能が高い建築に努める。
- 省エネ診断を受診し、省エネ機器の設置や暮らし方の見直し等を行う。
- 電化製品等を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- 外出時はできるだけ公共交通機関を利用する。
- 自動車を購入する際は、ZEVを選択する。

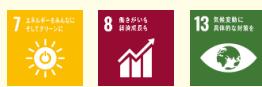


事業者 の取組

- 節電や節水について、社員へ周知を行う。
- クールビズ、ウォームビズを推進し、適切な冷暖房温度の設定を行う。
- 事業所の新築、増改築時は、省エネルギー性能が高い建築に努める。
- 省エネ診断を受診するとともに、行政の支援制度を活用しながら、診断結果に基づく省エネ活動や省エネ改修を実践する。
- 機材や設備を導入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- 事業用自動車を購入する際は、ZEVを選択する。
- 通勤や事業活動での移動の際は、公共交通機関を利用する。

基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大

«貢献する SDGs»



省エネルギー対策によりエネルギー消費量を減らすことは重要ですが、私たちが生活を送る上で、エネルギー消費は必要不可欠です。エネルギー源の大半を占める石油等の化石燃料は、燃焼時に二酸化炭素を排出しているため、必要となるエネルギーについては、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーにより賄うことが脱炭素社会の実現につながります。

施策 | 公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入

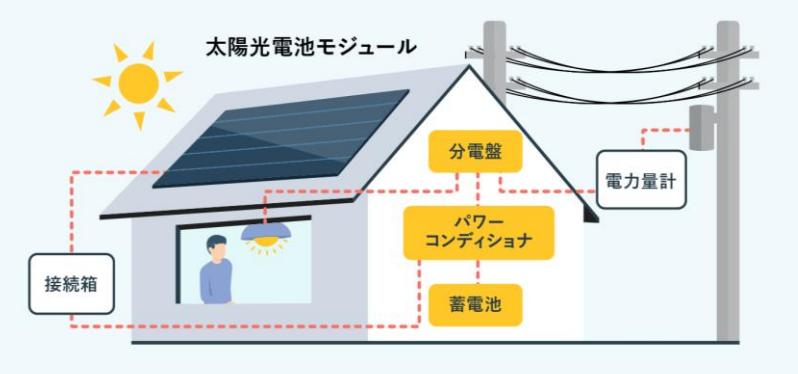
再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、町が率先して公共施設等へ再生可能エネルギーの導入を行うとともに、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消を推進します。

町の取組	内容
太陽光発電設備、蓄電池等の導入拡大	設置可能な地方公共団体保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指すとともに、災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池の導入もあわせて行います。
再生可能エネルギー由来電力の導入	令和12（2030）年までに町で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とします。

Column: 太陽光発電システムとは

太陽光発電は、シリコン半導体などに光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを太陽電池（半導体素子）により直接電気に変換する発電方法です。エネルギー源が太陽光であるため、クリーンで枯渇せず、電気代の節約になる上、災害による停電時にも利用可能です。

設置容量1kWあたりのシステム年間発電量を約1,000kWhとし、住宅の屋根に、平均的な4kWの発電設備を設置した場合、4,000kWh程度の年間発電量が期待できます。一般家庭の平均年間電力消費量を4,892kWhとすれば、一年間に必要な電力量の82%程度をまかなえることになります。



太陽光発電協会及び環境省ホームページを基に作成

施策2 町内への再生可能エネルギー導入・活用推進

住宅や事業所、街区における再生可能エネルギー電気、熱を自家消費するための設備（太陽光発電等）の導入を促進するため、普及啓発、導入支援を行います。

町の取組	内容
太陽光発電・蓄電池・太陽熱設備の導入促進	太陽光発電設備や蓄電池及び太陽熱設備について普及啓発を実施し、補助金等の支援策を検討することで、脱炭素と併せて災害時のレジリエンス強化に繋げます。
再生可能エネルギー由来電力への切り替え促進	太陽光や風力等で発電された再エネ由来電力の利用拡大のため、再エネ由来電力プランに関する普及啓発を行うとともに、再エネ由来電力の共同購入事業等を検討します。
土地への再生可能エネルギー設備の導入促進	本町の農地における営農型太陽光発電や、ため池における水上設置型太陽光発電の導入について調査及び導入の検討を行うとともに、遊休地等のエネルギー生産場所としての利活用を促進します。
他自治体との都市間連携の検討	再生可能エネルギー設備等設置のための適地を持つ他自治体との連携により、区域外から再生可能エネルギー等の調達を検討します。

Column: 営農型太陽光発電

営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に簡易的に設置が可能な支柱を立て、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う取組です。作業機械のサイズに合わせた高さ、幅の設備とすることで、下部での機械作業も可能です。

作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できます。



出典：農林水産省

基本方針 2 再生可能エネルギーの普及拡大 における主体別の取組



町民 の取組

- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、家庭用燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 自動車を購入する際は、ZEVを選択する。



事業者 の取組

- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 事業用自動車を購入する際は、ZEVを選択する。

基本方針 3 総合的な地球温暖化対策

«貢献する SDGs»



省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入に限らず、脱炭素の早期実現に向け、森林資源を活用した吸収源対策や、廃棄物対策等、多様な手法を用いて地球温暖化対策を推進します。

また、すでに顕在化している気候変動への影響に備える適応策を推進します。

施策 | 吸収源対策

本町における森林資源を活用し、二酸化炭素排出量の削減とあわせて二酸化炭素を吸収する取組を推進します。吸収源対策の推進にあたっては、森林の適切な整備による保全や、クレジット創出による地域への経済循環により、持続可能なまちづくりを行います。

町の取組	内容
森林の整備・保全	<p>管理が困難であり、山林の荒廃に繋がっている私有林に対して、森林環境譲与税等や県の補助を活用し、引き続き整備を行います。</p> <p>また、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努め、地域林業の担い手の拡大を目指します。</p> <p>さらに、森林の適切な経営管理によりJ-クレジットの創出を検討します。</p>
緑化の推進	<p>公園・緑地は、町民生活に安らぎやうるおいをもたらし、都市環境の向上に資する施設であることから、今後も既存施設の適切な維持管理を行い、市街地への街路樹設置を検討します。</p> <p>また、施設の壁面緑化や緑のカーテン、屋上緑化等について、情報提供や普及啓発を行います。</p>
県産木材の利用促進	<p>福岡県の森林環境譲与税を用いた木製品の製作・設置事業を引き続き実施し、県産木材の利用促進を行います。</p> <p>また、公共施設の木工事部分には、間伐材をはじめとする県産木材を積極的に活用します。</p>

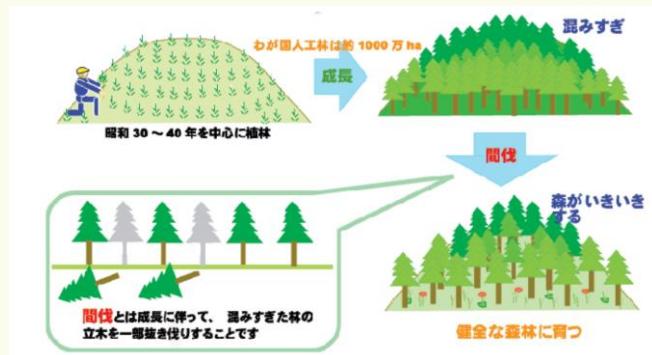


図 6-4 県の木材を使用した製品

Column: 森林による二酸化炭素の吸収

地球上の二酸化炭素循環の中では、森林が吸収源として大きな役割を果たしています。

森林を構成している一本一本の樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するとともに、酸素を発生させながら炭素を蓄え、成長します。成長期の若い森林は、二酸化炭素をたくさん吸収して大きくなりますが、成熟すると二酸化炭素を吸収する割合が低下していきます。一般的には、温暖化対策のために木を植えるというイメージがありますが、健全な森林を整備・保全することも、重要な温暖化対策になります。



出典: 林野庁

施策2 ごみの減量化・資源化の促進

廃棄物の発生や排出抑制の徹底を図るとともに、適正なリサイクルの促進や廃棄物の燃焼処理の抑制を図るため、情報提供、普及啓発を行います。

町の取組	内容
家庭ごみ・事業ごみの削減	家庭や事業活動に伴うごみの排出削減について、町民や事業者に4R運動等再使用及び再利用の取組の啓発活動を行います。 また、家庭用コンポストの購入に対し「コンポスト容器助成金」を引き続き交付します。
食品ロス削減の推進	飲食店での30・10運動の普及や、家庭での食品ロス削減に向けた啓発活動を推進します。 また、県で実施している福岡県食品ロス削減県民運動協力店（「食べもの余らせん隊」）の登録促進や、フードドライブ活動の情報提供や普及啓発を本町でも実施します。
資源の有効活用促進	町民の「もったいない」の輪をつなげるため、「いきいきリサイクル」の登録を引き続き促進します。
環境配慮型商品の普及促進	環境ラベル※の付いた商品等、環境配慮型商品の購入促進のため、普及啓発を行います。町においても、環境負荷の低減に資する物品の購入・使用を徹底しています。 また、製造事業者に対し福岡県県産リサイクル製品認定制度の情報提供を行い、リサイクル製品の販売拡大に繋げます。

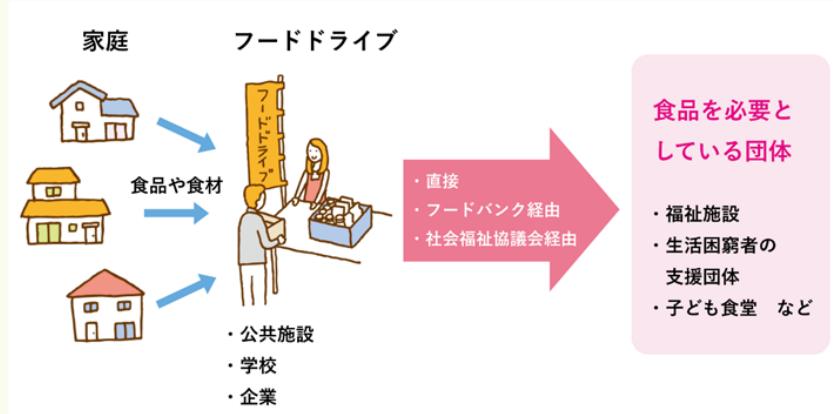
※環境ラベル：商品やサービスがどのように環境負荷低減に資するかを教えてくれるマークや目じるし。

Column: フードドライブとは？

フードドライブとは、家庭で余っている食品を集めて、食べ物を必要とする団体や施設に寄付する活動のことです。

フードドライブを行うことによって、食品ロスなど貴重な食べ物を無駄にするのを防ぐことができるだけでなく、焼却処理をする際に排出される二酸化炭素を抑制できるほか、生活困窮者などに食べ物を分配することも出来るので一石三鳥の取組となります。

今まででは一個人の取組でしたが、近年ではSDGsの観点から国も積極的に推奨しており、福祉政策と環境政策の両方を意識しながら推進している自治体も増えています。



出典：環境省

施策 3 基盤的施策の推進

地域課題を解決するため、地域活動や町民活動が活発な本町の特性を活かしながら、町民、事業者、行政が三位一体となるような体制づくりを目指します。

環境学習の推進については、学校や地域、家庭、職場など様々な場所で、地球温暖化防止や再生可能エネルギー、森林資源を活かす取組等、多様な学習機会の提供に努め、意識醸成を図ります。

町の取組	内容
環境学習機会の提供・支援	環境に配慮した活動を推進するため、チラシ、セミナー、SNS等を活用し、町民に対する普及啓発を行うとともに、学校への出前講座等の場を通して学生に対する環境学習を進めます。 また、町内で実施している自然や環境に関するワークショップ等について引き続き広報し、木材を利用したものづくりワークショップを開催する際には、県産木材の活用を推進します。
地域ぐるみの連携体制構築	脱炭素への取組を行う民間事業者と連携し、事業者の取組発信に対する支援を行い、地域全体の意識高揚を図ります。 また、町民、事業者、自治体等多様な主体の積極的な参画や連携を促すため、地域ぐるみの連携体制の構築を検討します。



図 6-5 学びの森フェスタの様子

施策4 気候変動への適応

地球温暖化によって起こる気候変動の影響に対応していくために、水資源、自然災害、健康、生活基盤（インフラ）の各分野において対策を実施するとともに、引き続き気候変動が本町にもたらす影響についてモニタリングを行います。

町の取組	内容
水資源の対策	水利用ピーク時の浄水量確保のため、引き続き各種広報媒体により節水を呼びかけるとともに、耐用年数を超過し老朽化が見受けられる設備の更新や施設の管理を行います。
自然災害の対策	「宇美町地域防災計画」に基づき必要な資機材や物資の整備に努めるとともに、河川水位監視カメラ等の設置場所の見直しや機器の更新等、防災気象情報システムの再整備を進めます。 また、防災ハザードマップや「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、「宇美町防災メール」等を活用した啓発活動、情報提供を行うとともに、小学校区コミュニティ運営協議会や自治会と連携して防災訓練等を実施します。
健康への影響対策	熱中症予防に関するリーフレット等の配布を検討し、引き続きホームページへの掲載による普及啓発を実施します。 また、学校におけるスポーツ活動や下校時の熱中症予防対策の指針を検討します。
生活基盤における対策	大雨や地震等の災害が起きたときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方に対する支援体制の強化を行うとともに、法面災害の被害が抑制できるよう、道路法面工事に努めます。 また、無電柱化や計画的な幹線道路の整備を検討します。 さらに、停電時の対応として、浄水場に非常用自家発電設備の設置を検討します。



図 6-6 宇美町防災ハザードマップ

基本方針 3 総合的な地球温暖化対策 における主体別の取組



町民 の取組

- 森林整備のボランティア活動に参加する。
- 新築住宅について、県産木材を利用する。
- 不用となった製品は、資源の集団回収、フリーマーケット、いきいきリサイクル等を活用し、再使用、再利用する。
- 買い物や外食の際は、食べきれる量を購入、注文する。
- 環境関係の講演会や講座、環境イベントに参加する。
- 自分の地域の洪水ハザードマップや防災拠点等を確認しておく。
- 省エネ性能の高いエアコンの導入や暑い日の行動抑制等、熱中症対策をする。
- 節水を行う。



事業者 の取組

- 素材生産者を中心に、県産木材の安定供給ができる体制を構築する。
- 住宅設計、施工関係事業者は、県産木材の利用を積極的に検討する。
- 事業所、店舗等の新築、改築の際は、構造の木造化、県産木材の利用を検討する。
- 資源とごみを分別し、適正排出を行う。
- 会議資料のペーパーレス化を図るなど、用紙類の削減を行う。
- 生産、流通、販売時のプラスチックの使用抑制、過剰な包装の抑制を行う。
- 自らが実施する地球温暖化対策について、その取組を広く周知し、町民や他の事業者への意識啓発につなげる。
- 職場において環境問題や地球温暖化問題に関心を持ち、行政が提供している環境学習教材等を利用した社員への環境教育を行う。
- 従業員の熱中症対策を行う。



第 7 章 計画の推進体制・進捗管理

7-1 推進体制

計画の推進にあたっては、国、県、他市町村、町民、事業者等の様々な主体と連携、協働を行い、一丸となって将来像の実現を目指します。

計画を着実に推進するため、図7-1に示すように町民、事業者、学識経験者で組織する「宇美町ゼロカーボン推進協議会」を設置し、計画の進捗状況を毎年度報告、評価するとともに、結果については、町のホームページ等で公表を行い、町民、事業者等に広く周知することで、各主体の行動変容を促します。

また、進捗状況の評価結果を踏まえ、庁内横断的組織である「宇美町地球温暖化対策庁内委員会」において新たな施策や事業の拡充を検討します。

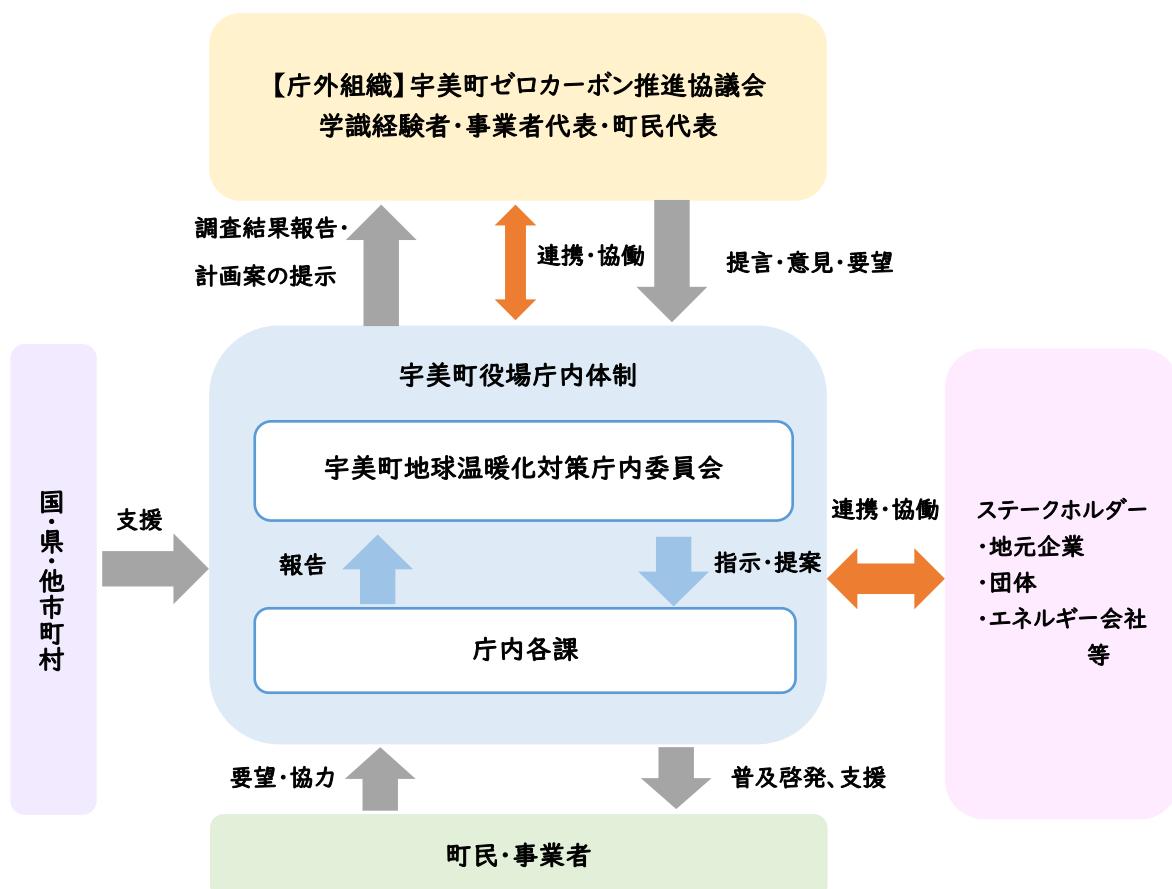


図7-1 計画の推進体制

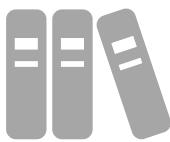
7-2 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action)のPDCAサイクルに基づき、毎年度区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。

評価結果を踏まえ、計画期間中にあっても、計画の改善や見直しを継続的に図ることで、将来像やゼロカーボンシティの実現につなげます。



図7-2 PDCA サイクル



資料編

Ⅰ 宇美町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）協議会設置について

（Ⅰ）宇美町地球温暖化対策実行計画協議会設置要綱

（令和6年5月27日告示第69号）

（設置）

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条の規定に基づく地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）の策定及び実施に関し必要な協議を行うため、同法第22条の規定に基づき、宇美町地球温暖化対策実行計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

（1）実行計画の策定に関すること。

（2）実行計画の実施に関し必要な事項

（3）前各号に掲げるもののほか、実行計画の推進に関し必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、委員11人以内で組織する。

（1）学識経験者

（2）関係行政機関の職員

（3）町議会議員

（4）関係団体の代表者

（5）町内に住所を有する者

（6）その他町長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議長は、会議の議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求める、その意見及び説明を聴取し、又は資料の提供を求めることができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、環境課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 この告示の施行後、最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(2) 委員名簿

順不同			
	氏名(敬称略)	所属等	協議会役職
1	八林 公平	一般社団法人 集落自立化支援センター	会長
2	吉川 泰彰	福岡県環境部環境保全課	委員
3	平野 龍彦	宇美町議会 議員	委員
4	竹吉 栄隆	福岡県地球温暖化防止活動推進委員会	副会長
5	合屋 昭輝	宇美町商工会	委員
6	石松 義治	宇美町企業懇談会	委員
7	石藏 正二郎	西日本シティ銀行	委員
8	桑野 雅充(～R6.10.4) 田中 秀太郎(R6.10.4～)	九州電力株式会社	委員
9	漆谷 美紀	宇美東小学校	委員
10	富永 優子	地域にぎわいづくり団体 宇美68	委員
11	河島 一行	小学校区コミュニティ運営協議会	委員

2 宇美町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定経過

(1) 宇美町地球温暖化対策実行計画協議会の開催状況

開催日	審議内容
令和6年6月28日(金)	宇美町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定方針、基礎調査結果の報告
令和6年10月4日(金)	計画書素案の検討
令和7年2月7日(金)	計画書最終案の確認

(2) アンケート実施状況

宇美町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)町民アンケート結果

アンケート期間	令和6年1月5日(金)～1月31日(水)
調査対象	住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の町民1,000名
調査方法	二次元バーコードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB上と紙媒体のいずれかで回収
回答数・回答率	317件・31.7%

宇美町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)事業者アンケート結果

アンケート期間	令和6年1月5日(金)～1月31日(水)
調査対象	町内事業者 51社
調査方法	二次元バーコードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB上と紙媒体のいずれかで回収
回答数・回答率	21件・41.1%

(3) パブリックコメントの実施結果

実施期間	令和6年11月15日(金)～12月13日(金)
周知方法	広報、町のホームページ
閲覧場所	町のホームページ、環境課窓口
結果	提出人数0人、提出件数0件

3 ニ酸化炭素排出量の算定方法

第4章に記載のニ酸化炭素排出量の推計に係る算定方法を示します。

(1) 現状のニ酸化炭素排出量の算定方法

本計画では、環境省により毎年公表されている「自治体排出量カルテ」の温室効果ガス排出量のデータを用いて現状のニ酸化炭素排出量を算定しています。「自治体排出量カルテ」によるニ酸化炭素排出量の算定対象部門、算定方法の概要は、以下のとおりです。

自治体排出量カルテによる部門別算定方法

部門	推計方法
産業部門 (製造業)	製造業から排出される CO ₂ は、製造業の製品出荷額等に比例すると仮定し、都道府県の製品出荷額等当たり炭素排出量に対して、市区町村の製品出荷額等を乗じて推計 <推計式> 市区町村の CO ₂ 排出量=都道府県の製造業炭素排出量／都道府県の製品出荷額等×市区町村の製品出荷額等×44／12
産業部門 (建設業・鉱業)	建設業・鉱業から排出される CO ₂ は、建設業・鉱業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計 <推計式> 市区町村の CO ₂ 排出量=都道府県の建設業・鉱業炭素排出量／都道府県の従業者数×市区町村の従業者数×44／12
産業部門 (農林水産業)	農林水産業から排出される CO ₂ は、農林水産業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計 <推計式> 市区町村の CO ₂ 排出量=都道府県の農林水産業炭素排出量／都道府県の従業者数×市区町村の従業者数×44／12
業務その他部門	業務その他部門から排出される CO ₂ は、業務その他部門の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計 <推計式> 市区町村の CO ₂ 排出量=都道府県の業務その他部門炭素排出量／都道府県の従業者数×市区町村の従業者数×44／12
家庭部門	家庭部門から排出される CO ₂ は、世帯数に比例すると仮定し、都道府県の世帯当たり炭素排出量に対して、市区町村の世帯数を乗じて推計 <推計式> 市区町村の CO ₂ 排出量=都道府県の家庭部門炭素排出量／都道府県の世帯数×市区町村の世帯数×44／12

運輸部門 (自動車)	運輸部門(自動車)から排出される CO ₂ は、自動車の保有台数に比例すると仮定し、全国の保有台数当たり炭素排出量に対して、市区町村の保有台数を乗じて推計 <推計式> 市区町村の CO ₂ 排出量=全国の自動車車種別炭素排出量／全国の自動車車種別保有台数×市区町村の自動車車種別保有台数×44／12
一般廃棄物	一般廃棄物から排出される CO ₂ は、市区町村が管理している一般廃棄物焼却施設で焼却される非バイオマス起源の廃プラスチック及び合成繊維の量に対して、排出係数を乗じて推計 環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8)」(令和4年1月)に基づき、プラスチック類比率には排出係数「2.77(t-CO ₂ /t)」、全国平均合成繊維比率には排出係数「2.29(t-CO ₂ /t)」を乗じて推計 <推計式> 市区町村の CO ₂ 排出量=焼却処理量×(1-水分率)×プラスチック類比率×2.77+焼却処理量×全国平均合成繊維比率(0.028)×2.29

(2) 二酸化炭素排出量の将来推計(現状すう勢(BAU)ケース)

現状すう勢ケースにおける二酸化炭素排出量は、環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」に基づき、二酸化炭素排出量が現状年と目標年の活動量の変化率のみに比例すると仮定して推計を行いました。(BAU 排出量=現状年排出量×目標年活動量÷現状年活動量)

なお、目標年の活動量の推計は以下に示す方法で部門別に推計し、外的要因として、電力事業者の取組による電源構成の改善を踏まえた電力の排出係数を反映しています。

部門別の活動量の推計方法

部門		推計方法
産業部門	製造業	製造品出荷額について、平成24(2012)年度から令和3(2021)年度の10年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の製造出荷額を予測
	建設業・鉱業	従業者数について、平成21(2009)年度から令和6(2024)年度※の16年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の従業者数を予測
	農林水産業	従業者数について、平成21(2009)年度から令和6(2024)年度※の16年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の従業者数を予測
業務その他部門		従業者数について、平成21(2009)年度から令和6(2024)年度※の16年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の従業者数を予測
家庭部門		世帯数について、平成24(2012)年度から令和3(2021)年度の10年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の世帯数を予測
運輸部門	自動車	自動車保有台数について、平成24(2012)年度から令和3(2021)年度の10年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の自動車保有台数を予測
廃棄物		一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量について、平成24(2012)年度から令和3(2021)年度の10年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の二酸化炭素排出量を予測

※経済センサス活動調査により、5年ごとの数値更新であるため、令和6(2024)年度までは令和2(2020)年度と同数値で推移すると仮定。

4 気候変動の将来予測及び影響評価

(1) 将来予測される影響

国の気候変動影響評価報告書や県の気候変動適応計画を基に、気候変動が21世紀末（2100年頃）に本町へ及ぼす影響について分野ごとに整理を行いました。

ア 水環境・水資源

項目	予測される影響
水環境	<ul style="list-style-type: none"> ・異常洪水の発生や大規模な洪水の発生頻度の増加による土砂等の流出量の増加 ・ダムに土砂が堆積することによる、利水容量へ影響 ・水温上昇によるDO（溶存酸素）の低下、植物プランクトンの増加による異臭、水質悪化による生態系の変化
水資源	<ul style="list-style-type: none"> ・海面水位の上昇により下流付近で高濃度の塩水が恒常に侵入する可能性があることが予測されており、河川水を利用している施設へ影響が生じる恐れがある ・海面水位の上昇による河川河口部における海水（塩水）の遡上による取水への支障 ・河川流量の減少による渇水の増加や水の需要期と供給可能な時期とのミスマッチによる影響

イ 自然生態系

項目	予測される影響
陸域生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動による積雪量の減少と耕作放棄地の増加によるニホンジカの生息適地の増加 ・本町においては第1次産業が存在しないため、経済面に与える影響は少ないと推察される
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ソメイヨシノの開花日の早期化、落葉広葉樹の着葉期の長期化、紅葉開始日の変化や色づきの悪化

ウ 自然災害・沿岸域

項目	予測される影響
河川	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水を起こしうる大雨事象が河川流域において増加 ・気温上昇に伴う河川流量の増加及び洪水による被害の増大 ・河川水位が上昇する頻度の増加や海面水位の上昇によって、下水道等から雨水を排水しづらくなることによる内水氾濫の可能性が増え、浸水時間の長期化を招く
山地	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面崩壊発生確率の増加 ・大雨・短期間強雨の頻度の増加などに伴う、豪雨災害の発生リスクの上昇
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動に伴う強風や熱帯低気圧全体に占める強い熱帯低気圧の割合の増加 ・強い竜巻の頻度が大幅に増加 ・強い台風の増加等に伴う、中山間地域における風倒木災害の増大

エ 健康

項目	予測される影響
暑熱	<ul style="list-style-type: none"> ・気温上昇による心血管疾患による死亡者数の増加 ・暑熱による高齢者の死亡者数の増加 ・気温上昇に伴うWBGT[*]の上昇
感染症	・気候変動による水系感染症の発生数の増加

*WBGT: 人体の熱収支に当たる影響の大きい気温、湿度、輻射熱、風（気流）を取り入れた湿度の指標。

才 産業・経済活動

項目	予測される影響
製造業	・平均気温の変化による、企業の生産過程、生産物の販売、生産施設の立地への直接的、物理的な影響 ・国内で導入される気候政策を通じた要素価格や生産技術の選択、その他の生産費用と経営環境等への影響
建設業	・建築物の空調熱負荷の増加

才 国民生活

項目	予測される影響
都市インフラ、 ライフライン等	・電力インフラに関して、台風や海面水位の上昇、高潮・高波による発電施設への直接的被害や、冷却水として利用する海水温が上昇することによる発電出力の低下、融雪出水時期の変化等による水力発電への影響 ・水道インフラに関して、国内で道路のメンテナンス、改修、復旧に必要な費用の増加 ・気象災害に伴う廃棄物の適正処理に影響や大雨、台風等による災害廃棄物の発生
その他	・ヒートアイランドに気候変動による気温の上昇が加わることによる気温上昇 ・熱ストレスの増加に伴う、健康影響の悪化及び労働生産性の低下

(2) 宇美町における気候変動影響評価

第3章における気象状況の調査結果や国、福岡県の情報を基に、本町における気候変動の影響を評価しました。本計画においては、町への影響度が「A」の項目について適応策を講じることとしました。なお、表中における記号について、凡例は以下のとおりです。

【凡例】

・国の影響評価

重大性:特に重大な影響が認められる「●」、影響が認められる「◆」

緊急性、確信度:高い「●」、中程度「▲」、低い「■」

・町への影響度

A:国の影響評価で重大性・緊急性・確信度がいずれも●、かつ県の評価で影響が確認されているもの

B:国の影響評価で重大性・緊急性・確信度がいずれも◆、▲、■、かつ県の評価で影響が確認されているもの

C:県の評価で影響が確認されていないもの、確認されているが本町に当該地域特性がないもの

分野・項目			国の評価			福岡県の評価	町への影響度
分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	現在及び将来予測される影響	
農業・林業・水産業	農業	水稻	●	●	●	○	C
		野菜等	◆	●	▲	○	C
		果樹	●	●	●	○	C
		麦、大豆、飼料作物等	●	▲	▲	○	C
		畜産	●	●	▲	○	C

農業・林業・水産業	農業	病害虫・雑草等	●	●	●		C
		農業生産基盤	●	●	●	○	C
		食料需給	◆	▲	●		C
	林業	木材生産(人工林等)	●	●	▲	○	C
		特用林産物(きのこ類等)	●	●	▲		C
	水産業	回遊性魚介類(魚類等の生態)	●	●	▲	○	C
		増養殖業	●	●	▲		C
		沿岸域・内水面漁場環境等	●	●	▲	○	C
水資源・水環境	水環境	湖沼・ダム湖	●	▲	▲	○	B
		河川	◆	▲	■	○	B
		沿岸域及び閉鎖性海域	◆	▲	▲	○	C
	水資源	水供給(地表水)	●	●	●	○	A
		水供給(地下水)	●	▲	▲		C
		水需要	◆	▲	▲	○	B
自然生態系	陸域生態系	高山・亜高山帯	●	●	▲		C
		自然林・二次林	●	●	●		C
		里地・里山生態系	◆	●	■		C
		人工林	●	●	▲		C
		野生鳥獣の影響	●	●	■	○	B
		物質収支	●	▲	▲		C
	淡水生態系	湖沼	●	▲	■		C
		河川	●	▲	■		C
		湿原	●	▲	■		C
	沿岸生態系	亜熱帯	●	●	●		C
		温帯・亜寒帯	●	●	▲	○	C
	海洋生態系	海洋生態系	●	▲	■		C
	その他	生物季節	◆	●	●	○	B
		分布・個体群の変動	●	●	●		C
	生態系サービス	流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等	●	▲	■		C
		沿岸域の藻場生態系による水産資源の供給機能等	●	●	▲		C
		サンゴ礁による Eco-DRR 機能等	●	●	●		C
		自然生態系と関連するレクリエーション機能等	●	▲	■		C
沿岸域・自然災害	河川	洪水	●	●	●	○	A
		内水	●	●	●	○	A
	沿岸	海面水位の上昇	●	▲	●	○	C
		高潮・高波	●	●	●	○	C
		海岸侵食	●	▲	●	○	C
	山地	土石流・地すべり等	●	●	●	○	A
	その他	強風等	●	●	▲	○	B
健康	冬季の温暖化	冬季死亡率等	◆	▲	▲		C

健康	暑熱	死亡リスク等	●	●	●	○	A
		熱中症等	●	●	●	○	A
	感染症	水系・食品媒介性感染症	◆	▲	▲	○	B
		節足動物媒介感染症	●	●	▲		C
		その他の感染症	◆	■	■		C
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響	◆	▲	▲		C
		脆弱性が高い集団への影響(高齢者・小児・基礎疾患有病者等)	●	●	▲	○	B
		その他の健康影響	◆	▲	▲		C
産業・経済活動	製造業	—	◆	■	■	○	B
	食品製造業	—	●	▲	▲		C
	エネルギー	エネルギー需給	◆	■	▲		C
	商業	—	◆	■	■		C
	小売業	—	◆	▲	▲		C
	金融・保険	—	●	▲	▲		C
	観光業	レジャー	◆	▲	●		C
	自然資源を活用したレジャー業	—	●	▲	●		C
	建設業	—	●	●	■	○	B
	医療	—	◆	▲	■		C
都市生活・国民主生活	その他	海外影響	◆	■	▲		C
	都市インフラ・ライフライン等	水道・交通等	●	●	●	○	A
	文化・歴史等を感じる暮らし	生物季節・伝統行事、地場産業等	◆	●	●		C
	その他	暑熱による生活への影響等	●	●	●	○	A

5 用語集

あ 行

●アメダス

「Automated Meteorological Data Acquisition System」の略称で、「地域気象観測システム」を指す。雨、風、雪等の気象状況を自動的に監視・観測している。

●一酸化二窒素(N₂O)

数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。二酸化炭素(CO₂)やメタン(CH₄)といった他の温室効果ガスと比べて大気中の濃度は低いが、温

室効果は二酸化炭素の265倍。燃料の燃焼、工業プロセス等が排出源となっている。

●ウォームビズ

地球温暖化対策活動の一環として、過度な暖房に頼ることなく、20℃以下の室温でも重ね着やひざ掛けの利用等により冬を快適に過ごすライフスタイルのこと。

●営農型太陽光発電

農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立て、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行うこと。作物の販売

収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待される。

●エコドライブ

温室効果ガスや大気汚染の原因物質の排出を減らすために環境に配慮した運転を行うこと。穏やかにアクセルを踏んで発進する、加速・減速の少ない運転、無駄なアイドリングをしない、燃費を把握すること等が挙げられる。

●温室効果ガス

赤外線を吸収及び再放射する性質のある気体。地表面から放射される赤外線の一部を吸収して大気を暖め、また熱の一部を地表に向けて放射することで、地球を温室のように暖める。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO_2)、メタン(CH_4)、一酸化二窒素(N_2O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーカーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF_6)、三フッ化窒素(NF_3)の7種類を温室効果ガスと定め削減対象としている。

●オンデマンドバス

既定の経路や時刻表がなく、アプリや電話で予約をする事で近くの乗車場所で乗車ができる予約型のバス。

か 行

●カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「排出を全体としてゼロ」にすることを目指しており、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

●渴水

河川の管理を行うに当たり、降雨が少ないと等により河川の流量が減少し、河川からの取水を平常どおり継続するとダムの貯水が枯渇すると想定される場合等に取水量を減ずる、いわゆる「取水制限」を行うなど、利水者が平常時と同様の取水を行うことができない状態。

●活動量

一定期間における生産量、使用量、焼却量等、排出活動の規模を表す指標のこと。地球温暖化対策の推進に関する施行令(平成11年政令第143号)第3条第1項に基づき、活動量の指標が定められている。具体的には、燃料の使用に伴う CO_2 の排出量を算定する場合、ガソリン等の燃料使用量[L 等]が活動量になり、一般廃棄物の焼却に伴う CO_2 の排出量を算定する場合は、例えばプラスチックごみ焼却量[t]が活動量になる。

●家庭エコ診断

効果的に二酸化炭素排出量の削減・抑制を推進していくために、地球温暖化や省エネ家電等に関する幅広い知識を持った診断士が、各家庭のライフスタイルや地域特性に応じたきめ細かい診断・アドバイスを行うこと。

●環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。

●環境配慮型商品

環境に配慮あるいは環境保全に貢献している製品のこと。

●環境ラベル

製品やサービス等の環境的側面を購入者に伝える文言やシンボル、図形、図表等のこと。

●気候変動適応法

政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集および提供等の措置を実施することが定められている。

●京都議定書

1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された、気候変動への国際的な取組を定めた条約。

●クールビズ

地球温暖化対策活動の一環として、過度な冷房に頼ることなく、室温を28℃に管理する、執務中の軽装等様々な工夫をして夏を快適に過ごすライフスタイルのこと。

●コーボジネレーション

天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。現在主流となっているのは、「熱電併給システム」と呼ばれるもので、まず発電装置を使って電気をつくり、次に発電時に排出される熱を回収して、給湯や暖房等に利用している。

●高性能ボイラー

二酸化炭素の排出量削減とバーナーの蓄熱を利用することができ、省エネができるボイラーのこと。

●国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)

平成27(2015)年11月30日から12月13日まで、フランス・パリにおいて開催された地球温暖化対策を講じるための会議であり、協議を重ねた結果新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択された。

●コミュニティバス

行政が中心となって、既存の路線以外のバスを必要としている地域に走らせるバスのこと。

●コンパクトシティ

住まい・交通・公共サービス・商業施設等の生活機能をコンパクトに集約し、効率化した都市。又は、その政策のことをいう。

さ 行

●再生可能エネルギー

石油等の化石エネルギーのように枯渇する心配がなく、温室効果ガスを排出しないエネルギー。太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス等がある。

●サステナブルファッショ

衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて、将来にわたり持続可能であることを目指し、

生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取組のこと。

●産業革命

18世紀半ばから19世紀にかけて起こった、生産活動の中心が「農業」から「工業」へ移ったことで生じた社会の大きな変化のこと。

●三フッ化窒素(NF_3)

常温常圧では無色、無臭の気体。有害で、助燃性がある。二酸化炭素(CO_2)、メタン(CH_4)、クロロフルオロカーボン(CFC)等とともに温室効果ガスの一つ。温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、三フッ化窒素では約16,100倍。

●シェアリング

モノや空間等、さまざまなサービスを個人間で共有すること。

●次世代自動車

「ハイブリッド」「電気自動車」「燃料電池車」「天然ガス自動車」の4種類を指しており、環境に考慮し、二酸化炭素の排出を抑えた設計の自動車のこと。

●自治体排出量カルテ

環境省が作成した全国の自治体の二酸化炭素排出量や再生可能エネルギーの導入状況等をまとめたデータ。

●修正特化係数

地域の特定の産業の相対的な集積度を示す係数。1以上であれば全国平均より高いことを意味する。

●省エネ診断

省エネの専門家がビルや工場等の電力、燃料や熱等「エネルギー全般」について幅広く診断するもの。省エネの取組について、その結果を診断報告書として提出する。

●省エネルギー

石油や石炭、天然ガス等、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

●森林環境譲与税

市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てるために国から譲与される税金のこと。

●スマートメーター

毎月の検針業務の自動化や電気使用状況の見える化を可能にする電力量計のこと。スマートメーターの導入により、電気料金メニューの多様化や社会全体の省エネ化への寄与、電力供給における将来的な設備投資の抑制等が期待されている。

●ゼロカーボンアクション 30

「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指し、一人ひとりができることから暮らしを脱炭素化するための環境省が推奨するアクション。

●ゼロカーボンシティ

2050年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長が公表した地方自治体のこと。

た 行

●脱炭素経営

気候変動対策（脱炭素）の視点を織り込んだ企業経営のこと。

●脱炭素社会

実質的に二酸化炭素の排出量がゼロとなり、脱炭素が実現できている社会のこと。

●地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法第8条に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画のこと。「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて策定された。

●地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化対策の推進に関し、社会経済活動等による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

●地中熱

浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーのこと。大気と地中の温度差を利用して効率的な冷暖房等を行うことが可能となる。

●地熱発電

地中深くから取り出した高温蒸気や熱水を利用した発電方法で、火山地帯に多く、活動できるエリアが限られる。

●中小水力発電

水の力を利用して発電する水力発電のうち中小規模のもの。出力 10,000kW～30,000kW 以下を「中小水力発電」と呼ぶことが多い。

●デコ活

二酸化炭素を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉。2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための国民運動。

●デマンド型交通

予約する利用者に応じて運行する時刻や経路が変わること。

●電力排出係数

電気事業者が電力を発電するために排出した二酸化炭素の量を推し測る指標。排出量が少ないほど排出係数は低くなる。

●都市計画マスタープラン

長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現にむけての大きな道筋を明らかにするもの。

な 行

●内水

洪水に対し、堤防の内側、すなわち市街地内を流れる側溝や排水路、下水道等から水が溢れる水害のこと。

は 行

●パーフルオロカーボン(PFC)

フッ素と炭素だけからなる、オゾン層を破壊しないフロン。温室効果ガスの一つで、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約6,630倍。

●バイオマス

生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

●バイオマス発電

木材や植物残さ等のバイオマス(再生可能な生物資源)を原料として発電を行う技術のこと。

●ハイドロフルオロカーボン(HFC)

フッ素と炭素等の化合物で、オゾン層を破壊しないフロン。冷媒や発泡剤等に使用されている。

●ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図のこと。

●パリ協定

温室効果ガス削減等について、すべての国が参加する公平かつ実効的な枠組みとして平成27(2015)年12月に気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された。発効に必要な要件を満たしたこと、平成28(2016)年11月4日に発効された。

●ヒートアイランド現象

緑地が減ったり、アスファルト等に覆われた地面が増えたりすることで、都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになった。

●フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場等に持ち寄り、それらを取りまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付する活動。

●ポテンシャル

「可能性」という意味。再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの場合、全資源エネルギー量から「現在の技術水準では利用が困難なものと種々の制約要因(土地用途、法令、施工等)を満たさないもの」を除いたもの。

ま 行

●緑のカーテン

アサガオ等のつる性の植物を利用して建物の窓や壁面に強い日差しが当たらないようにした天然のカーテンのこと。

●メタン(CH₄)

天然ガスの主成分で、常温では気体であり、よく燃える。温室効果ガスの一つ。湿地や水田から、あるいは家畜及び天然ガスの生産やバイオマス燃焼等、その放出源は多岐にわたる。温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約28倍。

●モビリティ

一般的には「移動手段」や「乗り物」等を示す。

ら 行

●ライフライン

日常生活に必須な社会インフラのこと。元々の英語(lifeline)の意味は「命綱」だが、日本では、電気・ガス・水道(上水道、下水道)等の公共公益設備、電話やインターネット等の通信設備、人の移動手段である鉄道・バス等の輸送(交通)システム等、生活や生命の維持に必要なものが該当する。

●レジリエンス

「回復力、復元力、弾力性」といった意味の単語で、災害時においては、災害の影響を適時にかつ効果的に防護・吸収し、対応するとともに、しなやかに回復する能力のことを指す。

●六フッ化硫黄(SF₆)

無色無臭の気体。温室効果ガスの一つとして位置付けられ、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約23,500倍。

数字・アルファベット

●30・10(さんまる・いちまる)運動

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみ、お開き10分前になったら、自分の席に戻って再度料理を楽しむというもの。一人一人が「もったいない」を心がけ、楽しく美味しく宴会を楽しみ、食品ロスを削減する取組。

●4R

「Refuse(ごみ発生の回避)」、「Reduce(ごみの抑制)」、「Reuse(再利用の推進)」、「Recycle(再資源化の推進)」の4つの総称。

●AI(エーアイ)

「Artificial Intelligence(アーティフィシャル・インテリジェンス)」を略した言葉で、日本語では「人工知能」を意味する。AIは一般的に、人間の言葉の理解や認識、推論等の知的行動をコンピュータに行わせる技術を指す。

●BAU(ビーエーユー、現状すう勢ケース)

「Business As Usual」の略。今後、削減対策を行わない場合の将来の温室効果ガス排出量であり、現状年度の排出量を元に、将来の人口や製造品出荷額の予測等の指標から算定する方法。

●BEMS(ベムス)

「Building Energy Management System(ビルエネルギー・マネジメントシステム)」の略称で、建物の使用エネルギーや室内環境を把握し、省エネルギーに役立てる管理システムのこと。

●COP(コップ)

「Conference of the Parties(締約国会議)」の略で、多くの国際条約で加盟国の最高決定機関として設置されている。

●EMS(エネルギー・マネジメントシステム)

工場やビル等の施設におけるエネルギー使用状況を把握した上で、最適なエネルギー利用を実現するための活動を支援するためのシステム。

●EV(イーブイ)

「Electric Vehicle(電気自動車)」の略称で、自宅や充電スタンド等で車載バッテリーに充電を行い、モーターを動力として走行する自動車。エンジンを使用しないため、走行中に二酸化炭素を排出しない。

●FCV(エフシーブイ)

「Fuel Cell Vehicle(燃料電池車)」の略称で、水素を燃料とし、走行時に二酸化炭素を排出しない自動車。

●FIT(フィット)

「Feed-in Tariff」の略で、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を指し、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

●FM率(Forest Management率、森林経営率)

「森林経営」に該当する森林の面積の割合のこと。

●GX(ジーエックス)

「Green Transformation(グリーン・トランسفォーメーション)」の略称で、温室効果ガスを発生させる化石燃料から太陽光発電、風力発電等のクリーンエネルギー中心へと転換し、経済社会システム全体を変革しようとする取組。

●HEMS(ヘムス)

「Home Energy Management System(ホームエネルギー・マネジメントシステム)」の略称。家庭内で多くのエネルギーを消費するエアコンや給湯器を中心に、照明や情報家電まで含め、エネルギー消費量を可視化しつつ積極的な制御を行うことで、省エネやピークカットの効果を狙う管理システム。

●ICT(アイシーティー)

「Information and Communication Technology」の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳される。デジタル化された情報の通信技術であり、インターネット等を経由して人と人とをつなぐ役割を果たしている。

●IPCC(アイピーシーシー)

「Intergovernmental Panel on Climate Change(気候変動に関する政府間パネル)」の略称で、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的とし、世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)によって設立された政府間組織。

●J-クレジット

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

●Net Zero(ネットゼロ)

温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスをとり、正味の排出量をゼロにすること。排出量自体をゼロにすることではなく、温室効果ガスの除去や吸収の仕組みを導入することで、最終的に自然界に残る温室効果ガスをゼロにする。カーボンニュートラルと同義で使われる。

●PDCA(ピーディーシーエー)サイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定・評価)、Action(対策・改善)の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

●PHV(ピーエイチブイ)

「Plug-in Hybrid Vehicle(プラグインハイブリッド自動車)」の略称で、エンジンとモーターの2つの動力を搭載しており、モーター走行時は二酸化炭素を排出しない自動車。

●REPOS(リーポス、再生可能エネルギー情報

提供システム)

わが国の再生可能エネルギーの導入促進を支援することを目的として2020年に開設したポータルサイト。

●SDGs(エスディージーズ)

平成27(2015)年9月の国連総会において、持続可能な開発目標として採択され、「世界を変えるための17の目標」で構成されている。環境面においては、エネルギー、気候変動、生態系・森林等に関するゴール(目標)が定められ、平成29(2017)年3月には、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構により、自治体がSDGsに取り組むためのガイドラインが策定されている。

●ZEB(ゼブ)

「Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」の略称で、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

●ZEH(ゼッチ)

「Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」の略称で、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備により省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味(ネット)で概ねゼロ以下となる住宅のこと。

●ZEV(ゼブ)

「Zero Emission Vehicle(ゼロ・エミッション・ビークル)」の略称で、排出ガスを一切出さない電気自動車や燃料電池車等を指す。

宇美町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

編集・発行 宇美町 環境課
〒811-2192
福岡県糟屋郡宇美町 5-1-1
TEL 092-932-1111
発 行 令和7（2025）年 3 月

豊かな自然と 人のつながりで 持続可能な未来を「うみ」だそう

